我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について(平成21年6月末時点)

※下段()書きは平成21年3月末の数値(単位:10億円)

	Tier1 ·	(2 1 1	(2 大 大 大 大	サブプ・	ライム関連商品	品等保有額	うちサ	·ブプライム関i	車ビジネス	サブプライム関連の ABCP プログラム
	年3月末)	1年3月期)	21年6月末)	簿価 (6月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの 累計))	簿価 (6月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの累 計))	エクスポージャー
大手行等	23,305	2,264	1,288 (▲ 597)	359 (397)	▲62 (▲83)	▲ 953 (▲ 916)	17 (17)	0 (0)	▲ 323 (▲ 324)	
地域銀行	13,097	1,143	1,195 (474)	28 (31)	▲ 5 (▲ 6)	▲52 (▲ 52)	1	_	_	
協同組織 金融機関	11,518	489	▲ 86 (▲ 268)	19 (22)	▲ 2 (▲ 4)	▲ 34 (▲ 34)	l	_	_	
合計	47,920	3,896	2,397 (A 390)	407 (449)	▲ 70 (▲ 93)	▲ 1,040 (▲ 1,001)	17 (17)	0 (0)	▲ 323 (▲ 324)	

- ※この他、サブプライムローンと直接係わりのない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、我が国の一 部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。
- (注1)「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とする ABS 及びそうした ABS を原資産に含む CDO などの金融商品等を指す。なお、投資信託の運 用の中で、結果的にサブプライム関連商品への投資が行われているものは含まれていない。 「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成ビジネス等を指す。
- (注2)「大手行等」には、主要行、農林中央金庫、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、新たな形態の銀行、外銀信託等が含まれている。
- (注3)「協同組織金融機関」には、信金中央金庫を含む信用金庫、全国信用協同組合連合会を含む信用組合、労働金庫連合会を含む労働金庫、信農連、信漁連が含 まれている。農業協同組合等は含まれていない。なお、農林中央金庫は大手行等に含まれている。
- (注4)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。
- (注5)一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額が、連結される大手行等に含まれている。

我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について(平成21年9月末時点)

※下段()書きは平成21年6月末の数値(単位:10億円)

	Tier1 ·	(2 1 1	(2 大 大 大 大	サブプ [:]	ライム関連商品	品等保有額	うちサ	ブプライム関連	車ビジネス	サブプライム関連の ABCP プログラム
	年3月末)	1年3月期)	21年9月末)	簿価 (9月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの 累計))	簿価 (9月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの累 計))	エクスポージャー
大手行等	23,305	2,264	1,409 (1,288)	306 (359)	▲ 19 (▲ 62)	▲ 958 (▲ 953)	18 (17)	0 (0)	▲ 322 (▲ 323)	_
地域銀行	13,097	1,143	1,121 (1,195)	21 (28)	▲ 3 (▲ 5)	▲ 53 (▲ 52)	1	_	_	_
協同組織 金融機関	11,518	489	547 (▲86)	14 (19)	▲ 1 (▲ 2)	▲ 35 (▲ 34)		_	_	_
合計	47,920	3,896	3,077 (2,397)	341 (407)	▲ 24 (▲ 70)	▲ 1,046 (▲ 1,040)	18 (17)	0 (0)	▲ 322 (▲ 323)	

- ※この他、サブプライムローンと直接係わりのない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、我が国の一 部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。
- (注1)「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とする ABS 及びそうした ABS を原資産に含む CDO などの金融商品等を指す。なお、投資信託の運 用の中で、結果的にサブプライム関連商品への投資が行われているものは含まれていない。 「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成ビジネス等を指す。
- (注2)「大手行等」には、主要行、農林中央金庫、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、新たな形態の銀行、外銀信託等が含まれている。
- (注3)「協同組織金融機関」には、信金中央金庫を含む信用金庫、全国信用協同組合連合会を含む信用組合、労働金庫連合会を含む労働金庫、信農連、信漁連が含 まれている。農業協同組合等は含まれていない。なお、農林中央金庫は大手行等に含まれている。
- (注4)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。
- (注5)一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額が、連結される大手行等に含まれている。

我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について(平成21年12月末時点)

※下段()書きは平成21年9月末の数値(単位:10億円)

	Tier1 ·	(2 1 1	(21 株式	サブプ	ライム関連商品	品等保有額	うちサ	ブプライム関連	車ビジネス	サブプライム関連の ABCP プログラム
	年3月末)	1年3月期)	41年12月末)	簿価 (12月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの 累計))	簿価 (12月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの累 計))	エクスポージャー
大手行等	23,305	2,264	1,013 (1,409)	288 (306)	▲ 6 (▲ 19)	▲ 946 (▲ 958)	23 (18)	0 (0)	▲ 322 (▲ 322)	_
地域銀行	13,097	1,143	1,002 (1,121)	20 (21)	▲ 3 (▲ 3)	▲ 54 (▲ 53)	_	l	_	_
協同組織 金融機関	11,518	489	▲ 81 (▲ 88)	12 (14)	▲ 0 (▲ 1)	▲ 35 (▲ 35)	_		_	_
合計	47,920	3,896	1,933 (2,442)	320 (341)	▲ 10 (▲ 24)	▲ 1,034 (▲ 1,046)	23 (18)	0 (0)	▲ 322 (▲ 322)	_

- ※この他、サブプライムローンと直接係わりのない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、我が国の一 部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。
- (注1)「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とする ABS 及びそうした ABS を原資産に含む CDO などの金融商品等を指す。なお、投資信託の運 用の中で、結果的にサブプライム関連商品への投資が行われているものは含まれていない。 「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成ビジネス等を指す。
- (注2)「大手行等」には、主要行、農林中央金庫、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、新たな形態の銀行、外銀信託等が含まれている。
- (注3)「協同組織金融機関」には、信金中央金庫を含む信用金庫、全国信用協同組合連合会を含む信用組合、労働金庫連合会を含む労働金庫、信農連、信漁連が含 まれている。農業協同組合等は含まれていない。なお、農林中央金庫は大手行等に含まれている。
- (注4)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。
- (注5)一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額が、連結される大手行等に含まれている。

我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について(平成22年3月末時点)

※下段()書きは平成21年12月末の数値(単位:10億円)

	Tier1 :	(2 2 2 2 1	(2 大 大 大 大	サブプ [:]	ライム関連商品	品等保有額	うちサ	ブプライム関連	車ビジネス	サブプライム関連の ABCP プログラム
	ier1 自己資本 (22年3月末)	(22年3月期)	21年3月末)	簿価 (3月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの 累計))	簿価 (3月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの累 計))	エクスポージャー
大手行等	30,702	3,118	1,496 (1,013)	325 (288)	5 (▲ 6)	▲ 941 (▲ 946)	6 (23)	0 (0)	▲ 320 (▲ 322)	_
地域銀行	13,756	1,808	1,361 (1,002)	19 (20)	▲ 2 (▲ 3)	▲ 54 (▲ 54)	1	_	_	_
協同組織 金融機関	12,276	936	▲ 10 (▲ 81)	12 (12)	▲ 0 (▲ 0)	▲ 35 (▲ 35)		_	_	_
合計	56,733	5,862	2,847 (1,933)	355 (320)	3 (▲10)	▲ 1,029 (▲ 1,034)	6 (23)	0 (0)	▲ 320 (▲ 322)	

- ※この他、サブプライムローンと直接係わりのない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、我が国の一 部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。
- (注1)「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とする ABS 及びそうした ABS を原資産に含む CDO などの金融商品等を指す。なお、投資信託の運 用の中で、結果的にサブプライム関連商品への投資が行われているものは含まれていない。 「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成ビジネス等を指す。
- (注2)「大手行等」には、主要行、農林中央金庫、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、新たな形態の銀行、外銀信託等が含まれている。
- (注3)「協同組織金融機関」には、信金中央金庫を含む信用金庫、全国信用協同組合連合会を含む信用組合、労働金庫連合会を含む労働金庫、信農連、信漁連が含 まれている。農業協同組合等は含まれていない。なお、農林中央金庫は大手行等に含まれている。
- (注4)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。
- (注5)一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額が、連結される大手行等に含まれている。

FSF報告書における先進的開示事例を踏まえたわが国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について (平成21年6月末時点)

※下段()書きは平成21年3月末の数値

▲ 3.60%

(▲3.20%)

1 21.42%

(**A**22.52%)

▲ 10.01%

 $(\triangle 9.83\%)$

(単位:10億円)

					サブプ・	ライム関	連商品	等保有:	額					CLO,CD()*		RMBS*			CMBS		レバレッシ			合計	
		71					~=: IPJ HH			I				0.000			TANDO			350	ı			<u> </u>		1
	保有額	うちCDC 評価損益	実現損益 (売却損益・ 減損等)		うち RMB 評価損益	実現損益	保有額	その他 評価損益	実現損益	保有額	小計 評価損益	実現損益 (売却損益・減 損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・ 減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・ 減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損 益・減損 等)	保有額	実現損益 (売却損 益·減損 等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・ 減損等)
大手行等	68	A 6	▲ 648	227	4 8	▲ 220	65	A 9	▲ 86	359	▲ 62		4,736 (4,865)	▲ 329 (▲ 434)	▲ 698 (▲ 694)	,	▲ 42 (▲ 74)		1,943 (1,972)	▲ 40 (▲ 45)	▲ 58 (▲ 51)			14,770 (15,138)		▲ 2,226 (▲ 2,144)
入于11寺	(75)	(▲ 7)	(▲ 615)	(250)	(▲ 66)	(▲ 215)	(72)	(▲ 11)	(▲ 85)	(397)	(▲ 83)	(▲ 916)	4,363 (4,436)	▲ 311 (▲ 407)	▲ 648 (▲ 638)	514 (525)	▲ 28 (▲ 56)	▲ 349 (▲ 334)	459 (453)	▲ 16 (▲ 19)	▲ 35 (▲ 29)	3,442 (3,506)	▲ 153 (▲ 136)	9,137 (9,317)	▲ 416 (▲ 566)	
地域銀行	4	▲ 0	▲ 48	0	0	0	25	A 5	A 4	28	A 5	▲ 52	114 (150)	▲ 5 (▲ 13)	▲ 198 (▲ 189)	813 (848)	▲ 6 (▲ 7)	26 (27)	338 (347)	▲ 8 (▲ 6)	7 (6)	15 (13)	0 (0)	1,307 (1,389)	▲ 23 (▲ 32)	▲ 216 (▲ 208)
1673(4)(1)	(5)	(▲ 0)	(▲ 49)	(0)	(0)	(0)	(26)	(▲ 5)	(▲ 3)	(31)	(▲ 6)	(▲ 52)	69 (92)	▲ 4 (▲ 10)	▲ 192 (▲ 186)	1 (1)	▲ 0 (▲ 0)	▲ 1 (▲ 1)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (4)	0 (0)	101 (127)	▲ 9 (▲ 8)	▲ 245 (▲ 239)
協同組織	1	▲ 0	▲ 32	0	0	0	18	A 2	A 3	19	A 2	▲ 34	927 (972)	▲ 18 (▲ 83)	▲ 166 (▲ 173)	739 (773)	▲ 6 (▲ 8)	21 (18)	166 (168)	▲ 4 (▲ 4)	6 (5)	21 (22)	0 (0)	1,872 (1,956)	▲ 31 (▲ 98)	▲ 173 (▲ 183)
金融機関	(1)	(▲ 0)	(▲ 32)	(0)	(0)	(0)	(20)	(▲ 3)	(A 2)	(22)	(▲ 4)	(▲ 34)	732 (763)	▲ 23 (▲ 79)	▲ 151 (▲ 157)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	9 (9)	▲ 0 (▲ 0)	760 (794)	▲ 25 (▲ 83)	▲ 186 (▲ 191)
合計	73	A 6	▲ 728		4 8	▲ 220	107	1 6	▲ 92	407		1 ,040	5,777 (5,986)	▲ 352 (▲ 530)	▲ 1,061 (▲ 1,056)	4,579 (4,743)	▲ 54 (▲ 89)	▲ 300 (▲ 287)	2,447 (2,487)	▲ 52 (▲ 55)	▲ 46 (▲ 39)	4,740 (4,817)	▲ 169 (▲ 152)	17,949 (18,483)		
	(82)	(▲ 7)	(▲ 695)	(250)	(▲ 66)	(▲ 215)	(118)	(▲ 20)	(▲ 91)	(449)	(▲ 93)	(▲ 1,001)	5,164 (5,291)	▲ 338 (▲ 495)	▲ 991 (▲ 981)	514 (526)	▲ 28 (▲ 57)	▲ 350 (▲ 334)	459 (453)	▲ 16 (▲ 19)	▲ 35 (▲ 29)	3,455 (3,519)	▲ 153 (▲ 136)	9,998 (10,239)	▲ 451 (▲ 657)	▲ 2,569 (▲ 2,483)
														▲ 18.99			▲ 6.11%			▲ 4.50%			2.97%		▲ 13.81%	
(参考) 商品別毀損率		▲ 90.62 (▲89.28			▲ 55.50 (▲ 56.16			▲ 48.90 (▲48.619			▲ 74.20 (▲72.76			(▲21.249	9 71%		(▲6.55%	3 96%		(A 4.28%)	0.01%	(▲2	.68%) A 3 60%	((▲14.47% ▲ 2	6) 21 42%

点線枠内は原資産が海外の計数。

- (注1)「商品別毀損率」については、評価損益(6月末)と引当及び減損(19年4月からの累計)の合計を、減損前保有額にて割ったものとして算出。
- (注2)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。
- (注3)CDOには、CDO等へ投資を行っているSIVを含む。
- (注4)RMBSには政府支援機関等のモーゲージ債は含まない。
- (注5)レバレッジドローンとは、各金融機関によりその定義は若干異なるが、一般的には、企業買収に際して供与されるローン等の低格付企業向けローンを指す。
- (注6)上記のほかに一部の銀行において、モノライン保険会社を相手方とするCDS取引による損失(約▲350億円)が公表されている。

19.71%

(**A**22.09%)

▲ 33.96%

(▲37.56%)

[※]サブプライム関連のCDO、RMBSは含まれない。

FSF報告書における先進的開示事例を踏まえたわが国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について (平成21年9月末時点)

※下段()書きは平成21年6月末の数値

(単位:10億円)

					サブプ	ライム関	連商品 [:]	等保有額	額				(CLO,CDC)*		RMBS*	ŧ		CMBS		レバレッシ	グドローン		合計	
	保有額	うちCD(評価損益	実現損益		うちRMB 評価損益	実現損益	保有額	その他評価損益	実現損益 (売却損益・ 減損等)	保有額	小計評価損益	実現損益 (売却損益・減 損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・ 減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・ 減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損 益・減損 等)	保有額	実現損益 (売却損 益・減損 等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・ 減損等)
大手行等	60 (68)	0 (A 6)	▲ 642 (▲ 648)	188 (227)		▲ 229 (▲ 220)	58 (65)	▲ 1 (▲ 9)	▲ 88 (▲ 86)	306 (359)	▲ 19 (▲ 62)		4,372 (4,736) 4,030 (4,363)	▲ 234 (▲ 329) ▲ 215 (▲ 311)	▲ 689 (▲ 698) ▲ 644 (▲ 648)	3,004 (3,028) 545 (514)	▲ 15 (▲ 42) ▲ 5 (▲ 28)	▲ 339 (▲ 347) ▲ 343 (▲ 349)	1,866 (1,943) 431 (459)	▲ 40 (▲ 40) ▲ 11 (▲ 16)	▲ 64 (▲ 58) ▲ 35 (▲ 35)	4,376 (4,704) 3,164 (3,442)	▲ 142 (▲ 170) ▲ 125 (▲ 153)	13,923 (14,770) 8,476 (9,137)	(A 474) A 251	▲ 2,106
地域銀行	0 (4)	0 (A 0)	▲ 49 (▲ 48)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	21 (25)	▲ 3 (▲ 5)	▲ 4 (▲ 4)	21 (28)	▲ 3 (▲ 5)	▲ 53 (▲ 52)	93 (114)	▲ 2 (▲ 5)	▲ 197 (▲ 198)	767 (813)	▲ 5 (▲ 6)	29 (26)	323 (338)	▲ 9 (▲ 8)	7 (7)	14 (15)	0 (0)	1,217 (1,307)	▲ 19 (▲ 23)	▲ 214 (▲ 216)
	(1)	(2 0)	(2 10)	(0)	(0)	(0)	(20)		(= ')	(20)	(2 0)	(2 32)	49 (69)	▲ 2 (▲ 4)	▲ 191 (▲ 192)	1 (1)	▲ 0 (▲ 0)	▲ 1 (▲ 1)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (3)	0 (0)	73 (101)	▲ 6 (▲ 9)	▲ 245 (▲ 245)
協同組織	0	0	▲ 32	0	0	0	14	A 1	A 3	14	▲ 1	▲ 35	877 (927)	▲ 4 (▲ 18)	▲ 161 (▲ 166)	707 (739)	1 (A 6)	22 (21)	162 (166)	▲ 4 (▲ 4)	6 (6)	20 (21)	1 (0)	1,780 (1,872)	▲ 8 (▲ 31)	▲ 167 (▲ 173)
金融機関	(1)	(▲ 0)	(▲ 32)	(0)	(0)	(0)	(18)	(A 2)	(▲ 3)	(19)	(▲ 2)	(▲ 34)	689 (732)	▲ 10 (▲ 23)	▲ 146 (▲ 151)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	9 (9)	▲ 0 (▲ 0)	712 (760)	▲ 12 (▲ 25)	▲ 182 (▲ 186)
△= 1	61	0	▲ 722	188	1 9	A 229	93	A 5	▲ 95	341	▲ 24	▲ 1.046	5,341 (5,777)	▲ 240 (▲ 352)	▲ 1,046 (▲ 1,061)	4,477 (4,579)	▲ 18 (▲ 54)	▲ 288 (▲ 300)	2,352 (2,447)	▲ 53 (▲ 52)	▲ 51 (▲ 46)	4,409 (4,740)	▲ 141 (▲ 169)			▲ 2,573 (▲ 2,615)
合計	(73)	(▲ 6)	(▲ 728)			(▲ 220)	(107)	(▲ 16)	(▲ 92)	(407)	(▲ 70)	(▲ 1,040)	4,768 (5,164)	▲ 228 (▲ 338)	▲ 982 (▲ 991)	545 (514)	▲ 5 (▲ 28)	▲ 343 (▲ 350)	431 (459)	▲ 11 (▲ 16)	▲ 35 (▲ 35)	3,176 (3,455)	▲ 125 (▲ 153)	9,261 (9,998)	▲ 268 (▲ 451)	
(参考)		▲ 91.19	%		▲ 54.83	%		▲ 46.76	%		▲ 74.3			▲ 18.34 ^t			▲ 5.68% (▲6.11%			▲ 4.47% (▲4.50%))	▲ 2 (▲ 2	44% .97%)		▲ 13.41% (▲13.81%	
商品別毀損率		(▲90.62	%)		(▲55.50	%)	(▲ 48.90%	6)		(▲74.20	0%)		A 1	9.01%		▲ 3	2.90%		A 9	9.39%		▲ 2.86%	l ,	A 2	1.03%

点線枠内は原資産が海外の計数。

※サブプライム関連のCDO、RMBSは含まれない。

- (注1)「商品別毀損率」については、評価損益(9月末)と引当及び減損(19年4月からの累計)の合計を、減損前保有額にて割ったものとして算出。
- (注2)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。
- (注3)CDOには、CDO等へ投資を行っているSIVを含む。
- (注4)RMBSには政府支援機関(わが国の住宅金融支援機構を含む)等のモーゲージ債は含まない。
- (注5)レバレッジドローンとは、各金融機関によりその定義は若干異なるが、一般的には、企業買収に際して供与されるローン等の低格付企業向けローンを指す。
- (注6)上記のほかに一部の銀行において、モノライン保険会社を相手方とするCDS取引による損失(約▲350億円)が公表されている。

(**1**9.71%)

(▲33.96%)

(**A**10.01%)

▲ 2.86%

(▲3.60%)

 $(\triangle 21.42\%)$

FSF報告書における先進的開示事例を踏まえたわが国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について (平成21年12月末時点)

※下段()書きは平成21年9月末の数値

(単位:10億円)

(**A**21.03%)

				サブブ	ライム関	連商品	等保有額	湏				(CLO,CDC)*		RMBS*			CMBS		レバレッシ	ジドローン		合計	
	うちCDC 評価損益	実現損益 (売却損益・ 減損等)			実現損益	保有額	その他評価損益	実現損益 (売却損益・ 減損等)	保有額	小計評価損益	実現損益 (売却損益・減 損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・ 減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・ 減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損 益・減損 等)	保有額	実現損益 (売却損 益・減損 等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・ 減損等)
60 (60)	6 (0)	▲ 625	171 (188)	▲ 7 (▲ 19)	▲ 233 (▲ 229)	57 (58)	▲ 5 (▲ 1)	▲ 88 (▲ 88)	288 (306)	▲ 6 (▲ 19)	▲ 946 (▲ 958)	4,325 (4,372) 3,983 (4,030)	▲ 151 (▲ 234) ▲ 149 (▲ 215)	▲ 696 (▲ 689) ▲ 658 (▲ 644)	2,918 (3,004) 529 (545)	▲ 9 (▲ 15) ▲ 3 (▲ 5)	▲ 339 (▲ 339) ▲ 343 (▲ 343)	1,775 (1,866) 435 (431)	▲ 38 (▲ 40) 12 (▲ 11)	▲ 63 (▲ 64) ▲ 32 (▲ 35)	4,463 (4,376) 3,175 (3,164)	▲ 131 (▲ 142) ▲ 112 (▲ 125)	13,768 (13,923) 8,410 (8,476)		
0	0	4 9	0	0	0	20	A 3	4 4	20	A 3	▲ 54	75 (93)	▲ 0 (▲ 2)	▲ 198 (▲ 197)	747 (767)	▲ 4 (▲ 5)	30 (29)	306 (323)	▲ 10 (▲ 9)	7 (7)	19 (14)	0 (0)	1,167 (1,217)	▲ 17 (▲ 19)	▲ 215 (▲ 214)
(0)	(0)	(▲ 49)	(0)	(0)	(0)	(21)	(▲ 3)	(▲ 4)	(21)	(▲ 3)	(▲ 53)	37 (49)	▲ 1 (▲ 2)	▲ 194 (▲ 191)	1 (1)	0 (▲ 0)	▲ 0 (▲ 1)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (3)	0 (0)	60 (73)	▲ 3 (▲ 6)	▲ 248 (▲ 245)
0	▲ 0	▲ 31	0	0	0	12	▲ 0	A 3	12	▲ 0	▲ 35	870 (877)	2 (▲ 4)	▲ 154 (▲ 161)	678 (707)	▲ 5 (1)	24 (22)	142 (162)	▲ 4 (▲ 4)	6 (6)	17 (20)	1 (1)	1,719 (1,780)	▲ 8 (▲ 8)	▲ 157 (▲ 167)
(0)	(0)	(▲ 32)	(0)	(0)	(0)	(14)	(▲ 1)	(▲ 3)	(14)	(▲ 1)	(▲ 35)	691 (689)	▲ 5 (▲ 10)	▲ 140 (▲ 146)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	7 (9)	▲ 0 (▲ 0)	710 (712)	▲ 5 (▲ 12)	▲ 176 (▲ 182)
60	6	▲ 706	171	A 7	▲ 233	88	▲ 8	▲ 95	320	1 0	▲ 1,034	5,269 (5,341)	▲ 149 (▲ 240)	▲ 1,048 (▲ 1,046)	4,342 (4,477)	▲ 18 (▲ 18)	▲ 284 (▲ 288)	2,222 (2,352)	▲ 52 (▲ 53)	▲ 51 (▲ 51)	4,500 (4,409)	▲ 130 (▲ 141)			▲ 2,548 (▲ 2,573)
(61)	(0)	(▲ 722)	(188)	(▲ 19)	(▲ 229)	(93)	(▲ 5)	(▲ 95)	(341)	(▲ 24)	(▲ 1,046)	4,711 (4,768)	▲ 154 (▲ 228)	▲ 992 (▲ 982)	530 (545)	▲ 3 (▲ 5)	▲ 343 (▲ 343)	435 (431)	▲ 12 (▲ 11)	▲ 32 (▲ 35)	3,185 (3,176)	▲ 112 (▲ 125)	9,180 (9,261)	▲ 179 (▲ 268)	
														-					▲ 5.07% (▲4.47%)					▲ 12.69% (▲13.41%	
	保有額 60 (60) 0 (0) 0 (0)	保有額 評価損益 60 6 (60) 0) 0 (0) 0 (0) 0 (0) 60 (61) (0)	保有額 評価損益 集則損益 (先却損益・減損等) 60 6 (60) (0) (▲ 625 (▲ 642) 0 (0) (0) (▲ 49) 0 (0) (△ 31 (△ 32)	保有額 評価損益 (東現捐益 (売却損益・減損等) 保有額	保有額 評価損益 来現損益 保有額 評価損益 (売却損益) (保有額 評価損益 (売却損益・ (売却損益・減損等) 保有額 評価損益 (売却損益・ 減損等) (本 19) (本 229) (188) (本 19) (本 229)	保有額 評価機益 (売却機益 (産却 (本) (本) (本) (本) (本) (4 (本) (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4	保有額 評価損益 (売却損益・ (売却損益・ 液損等) 保有額 評価損益 (売却損益・ 液損等) (本 229) (58) (本 1) 0 0 (本 642) (188) (本 19) (本 229) (58) (本 1) 0 0 (本 49) (の) (本 49) (の) (の) (の) (21) (本 3) 0 (の) (本 32) (の) (の) (の) (の) (12 (本 3) 0 (の) (本 32) (の) (の) (の) (の) (14) (本 1) 60 (61) (の) (本 722) (188) (本 19) (本 229) (93) (本 5)	保有額 評価機益 (売却機益 (元却機益 (元却機益 (元却 (本	保有額 評価損益 (売却損益・ (売却損益・ (素的等) 保有額 評価損益 (売却損益・ (素的等) 保有額 (売却損益・ (素的等) 保有額 (売却損益・ (素的等) 保有額 (売却損益・ (素的等) 保有額 (売却損益・ (素的等) 保有額 (元却損益・ (素的等) 保有額 (元和損益・ (素的等) (本 1) (本 38) (本 1) (本 38) (本 1) (本 38) (306) (4 1) (本 3) (本 4) (21) (4 1) (本 3) (本 4) (21) (4 1) (本 3) (本 4) (21) (4 1) (本 3) (14) (4 1) (本 3) (14) (4 1) (本 3) (14) (4 1) (本 7) (本 7) (本 7) (本 19) (本 229) (93) (本 5) (本 95) (341)	保有額 評価損益 (売却構立 (売却構立 (売却構立 (売却構立 (売却構立 (売却構立 (売却構立 (売却構立 (売却構立 (売利用立 (売利用立 (売利用立 (売利用立 (売利用立 (売利用立 (売利用立 (売利用立 (売利用立 (元利用 (保有額 評価損益 (先知樹益・ (売取樹益・ (売取樹益・ 減損等) 保有額 評価損益 (売取樹益・ 減損等) 保有額 評価損益 (売取樹益・ (番 19) (▲ 229) (58) (▲ 1) (▲ 88) (306) (▲ 19) (▲ 958) (▲ 10) (▲ 958) (▲ 10) (▲ 49) (0) (0) (0) (0) (21) (▲ 3) (▲ 4) (21) (▲ 3) (▲ 53) (▲ 4) (21) (▲ 3) (▲ 53) (▲ 6) (▲ 706 (171 (188) (▲ 19) (▲ 229) (93) (▲ 10) (▲ 31) (▲ 10) (▲ 35) (▲ 10) (▲	保有額 評価機益 (売却編章・ 保有額 評価機益 (売却編章・ 保有額 評価機益 (売却編章・ 保有額 評価機益 (売却編章・ 環境等)	保有額 評価損益 (先知損益、	保有額 評価損益 (未担佣金 (本担佣金 (未担佣金 (未担佣金 (未担佣金 (未担佣金 (本担佣金 (本用金 (本用金 (本用金 (本用金 (本用金 (本用金 (本用金 (本用	保有額 評価場益 (元知報益 (元和報益 (元和本述 (元和本述 (元和報益 (元和報益 (元和本述 (元和、元本述 (元和本述 (元和本述 (元和、元本述 (元和本述 (元和本述 (元和、元本述 (元和、元本述 (元和、元本、元本述 (元和、元本述 (元和、元本、元本述 (元和、元本、元本、元本、元本、元本、元本、元本、元本、元本、元本、元本、元本、元本、	保有額 評価描述 (未明確立 (本明確立 (本)))))))))) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (保有額 評価損益 (未到額金) 保有額 評価損益 (未到額金) 保有額 評価損益 (未到額金) 保有額 評価損益 (未到額金) 保有額 (共到額金) 保有額 (未到額金) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	保有額 評価排車	保有額 評価報車 (元明報車 (保有額 評価機	保有額 評価報告 (元和報告 (保有額 評価報告	安和版 日本日本 日	展布器 評価目

点線枠内は原資産が海外の計数。

※サブプライム関連のCDO、RMBSは含まれない。

- (注1)「商品別毀損率」については、評価損益(12月末)と引当及び減損(19年4月からの累計)の合計を、減損前保有額にて割ったものとして算出。
- (注2)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。
- (注3)CDOには、CDO等へ投資を行っているSIVを含む。
- (注4)RMBSには政府支援機関(わが国の住宅金融支援機構を含む)等のモーゲージ債は含まない。
- (注5)レバレッジドローンとは、各金融機関によりその定義は若干異なるが、一般的には、企業買収に際して供与されるローン等の低格付企業向けローンを指す。
- (注6)上記のほかに一部の銀行において、モノライン保険会社を相手方とするCDS取引による損失(約▲350億円)が公表されている。

(**1**9.01%)

(**A**32.90%)

 $(\triangle 9.39\%)$

▲ 2.63%

(▲2.86%

資料8-1-8

FSF報告書における先進的開示事例を踏まえたわが国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について (平成22年3月末時点)

※下段()書きは平成21年12月末の数値

(▲2.63%)

(**1**8.71%)

(▲8.66%)

(単位:10億円)

					サブプ	ライム関	連商品 [:]	等保有額	額				(CLO,CD()*		RMBS*			CMBS		レバレッシ	ジドローン		合計	
	保有額	うちCDC 評価損益	実現損益		うちRMB _{評価損益}	実現損益 (売却損益・ 減損等)	保有額	その他評価損益	実現損益 (売却損益・ 減損等)	保有額	小計評価損益	実現損益 (売却損益・減 損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・ 減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・ 減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損 益・減損 等)	保有額	実現損益 (売却損 益・減損 等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・ 減損等)
大手行等	23 (60)	9 (6)	▲ 627 (▲ 625)	167 (171)	▲ 1 (▲ 7)	▲ 227 (▲ 233)	135 (57)	▲ 3 (▲ 5)	▲ 87 (▲ 88)	325 (288)	5 (▲ 6)	▲ 941 (▲ 946)	4,037 (4,325) 3,705 (3,983)	▲ 103 (▲ 151) ▲ 105 (▲ 149)	▲ 717 (▲ 696) ▲ 681 (▲ 658)	2,774 (2,918) 450 (529)	▲ 5 (▲ 9) 2 (▲ 3)	▲ 343 (▲ 339) ▲ 345 (▲ 343)	1,601 (1,775) 395 (435)	▲ 42 (▲ 38) ▲ 8 (▲ 12)	▲ 89 (▲ 63) ▲ 51 (▲ 32)	4,088 (4,463) 3,004 (3,175)	▲ 127 (▲ 131) ▲ 102 (▲ 112)	12,824 (13,768) 7,877 (8,410)		▲ 2,216 (▲ 2,175) ▲ 2,119 (▲ 2,090)
地域銀行	0 (0)	0 (0)	▲ 49 (▲ 49)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (20)	▲ 2 (▲ 3)	▲ 4 (▲ 4)	19 (20)	▲ 2 (▲ 3)	▲ 54 (▲ 54)	71 (75) 32 (37)	2 (A 0)	▲ 195 (▲ 198) ▲ 190 (▲ 194)	713 (747)	▲ 4 (▲ 4) (▲ 0)	32 (30) ▲ 0 (▲ 0)	275 (306) - (-)	▲ 10 (▲ 10) — (-)	4 (7) - (-)	19 (19) 3 (3)	0 (0)	1,097 (1,167) 55 (60)	▲ 14 (▲ 17) ▲ 2 (▲ 3)	▲ 212 (▲ 215) ▲ 244 (▲ 248)
協同組織金融機関	0 (0)	▲ 0 (▲ 0)	▲ 31 (▲ 31)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	▲ 0 (▲ 0)	▲ 3 (▲ 3)	12 (12)	▲ 0 (▲ 0)	▲ 35 (▲ 35)	836 (870) 660 (691)	13 (2) 6 (▲ 5)	▲ 167 (▲ 154) ▲ 154 (▲ 140)	644 (678)	▲ 2 (▲ 5)	26 (24) - (-)	132 (142) - (-)	▲ 4 (▲ 4) ————————————————————————————————————	6 (6) - (-)	15 (17) 7 (7)	1 (1) (1) (1)	1,638 (1,719) 678 (710)	7 (▲ 8) 5 (▲ 5)	▲ 169 (▲ 157) ▲ 188 (▲ 176)
合計	23 (60)	9 (6)	▲ 707 (▲ 706)	167 (171)	▲ 1 (▲ 7)	▲ 227 (▲ 233)	166 (88)	▲ 5 (▲ 8)	▲ 95 (▲ 95)	355 (320)	3 (▲ 10)	▲ 1,029 (▲ 1,034)	4,943 (5,269) 4,397 (4,711)	▲ 88 (▲ 149) ▲ 99 (▲ 154)	▲ 1,078 (▲ 1,048) ▲ 1,024 (▲ 992)	4,131 (4,342) 450 (530)	▲ 10 (▲ 18)	▲ 285 (▲ 284) ▲ 346 (▲ 343)	2,008 (2,222) 395 (435)	▲ 56 (▲ 52) ▲ 8 (▲ 12)	▲ 78 (▲ 51) ▲ 51 (▲ 32)	4,122 (4,500) 3,013 (3,185)	▲ 126 (▲ 130) ▲ 102 (▲ 112)	8,610	(▲ 228) ▲ 103	▲ 2,597 (▲ 2,548) ▲ 2,552 (▲ 2,514)
(参考) 商品別毀損率		▲ 95.05 (▲90.31			▲ 52.24 (▲54.18			▲ 31.519 (▲50.029			▲ 70.85 (▲74.18			▲ 17.24 (▲17.069			▲ 5.78% (▲5.48%			▲ 6.97% (▲5.07%)		▲ 2 (▲ 2	2.31% .29%) A 2.32%		▲ 13.17% (▲12.69%	

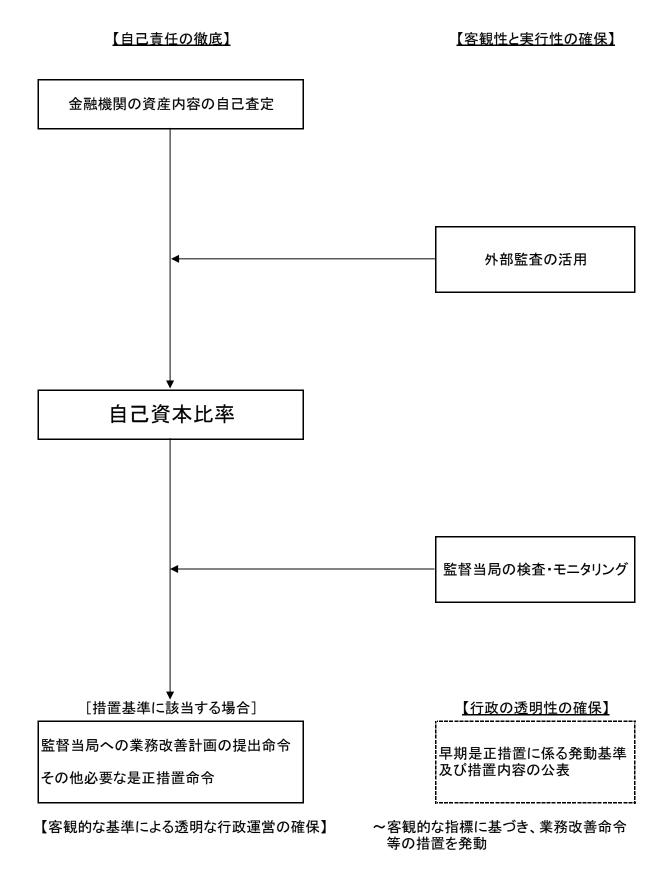
点線枠内は原資産が海外の計数。

- ※サブプライム関連のCDO、RMBSは含まれない。
- (注1)「商品別毀損率」については、評価損益(3月末)と引当及び減損(19年4月からの累計)の合計を、減損前保有額にて割ったものとして算出。
- (注2)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。
- (注3)CDOには、CDO等へ投資を行っているSIVを含む。
- (注4)RMBSには政府支援機関(わが国の住宅金融支援機構を含む)等のモーゲージ債は含まない。
- (注5)レバレッジドローンとは、各金融機関によりその定義は若干異なるが、一般的には、企業買収に際して供与されるローン等の低格付企業向けローンを指す。
- (注6)上記のほかに一部の銀行において、モノライン保険会社を相手方とするCDS取引による損失(約▲440億円)が公表されている。

(**1**8.05%)

(▲27.91%)

早期是正措置の概念図



早期警戒制度について

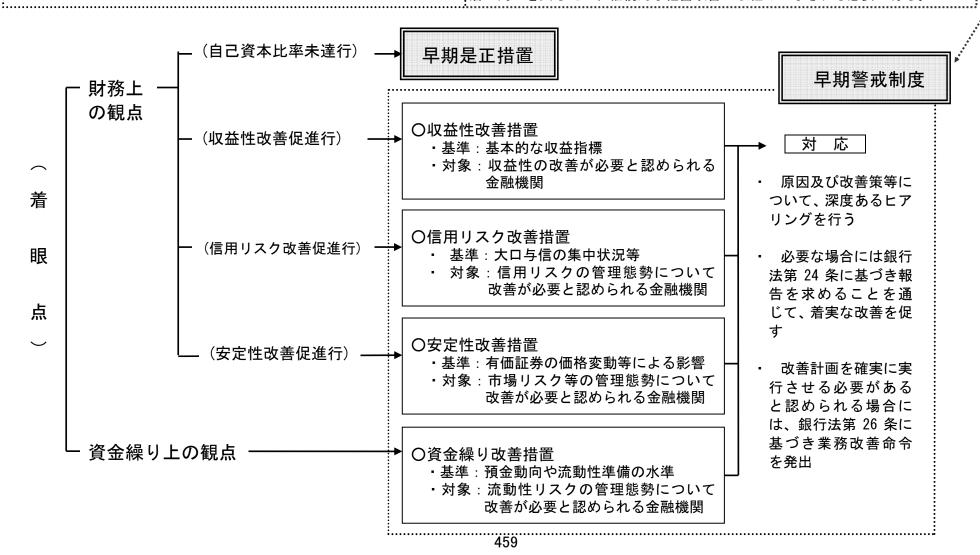
〇 金融再生プログラム(抄)

(オ)「早期警戒制度」の活用

自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

: ○ 意義

金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第26条第2項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善の取組みがなされる必要がある。



早期警戒制度の導入について

1. 経緯

平成 19 事務年度においては、サブプライムローン問題や金融商品取引業者の破綻が相次いで発生した。これらを踏まえ、平成 20 年4月、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者)の財務の健全性に対するオフサイト・モニタリングの機能を強化する観点から、早期警戒制度を導入した。

なお、業者側のコストや監督行政の効率性の観点から、早期警戒のモニタリングは金融商品取引業者の規模及びリスク特性等に応じて柔軟に運用することとした。

2. 早期警戒制度の着眼点

(1) 自己資本規制比率の変動

自己資本規制比率の毎月の変動幅、変動割合について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、顕在化しているリスクに関する分析等を行う。

(2) 有価証券の価格変動

金融商品取引業者の有価証券保有額について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、一定の価格変動を仮定したストレステストを基に、市場リスクに関する分析等を行う。

(3) 為替変動の影響等

店頭金融先物取引を行う金融商品取引業者に対しては、為替変動の影響についてオフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、分別管理の方法やレバレッジ率、取引形態等に関する状況と照らして、為替変動によって自己資本が毀損するリスク等に関する分析等を行う。

3. 監督手法・対応

上記(1)から(3)までのデータを元に、それぞれの状況についてあらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、当該金融商品取引業者に対し、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。また、現状について改善策を確実に実行させる必要があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

金融上の行政処分について

〇 行政運営の基本的な考え方

- 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な 運用

〇 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

○ 行政処分の公正性・透明性の確保

- 1. 事前にルールや解釈を明示
 - ・検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。
 - (例1)銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて 取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ-3—3「利用者保 護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。
 - (例2)保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ—3-5-2「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ—3-3「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。
 - いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。

また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

- (注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、20年3月31日時点までで28件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は5件。
- (注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点
 - ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
 - ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
 - ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理 人になることを可能とした

2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、 意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。
 - (注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく 処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

3. 透明性の確保

行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。

その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示 することにより、予測可能性を高めるよう努力している。

- また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

〇 行政処分の基準

- 1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。
 - ①当該行為の重大性・悪質性
 - ◎公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が 受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失 によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが 組織的なものであったか。

- ◎反社会的勢力との関与の有無 反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。
- ②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性
 - ◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。
 - ◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
 - ◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
 - ◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

- 2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、
 - ①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適当かどうか、
 - ②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
 - ③業務を継続させることが適当かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

〇 チェック体制等

- 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。
- 「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定。

○ 事後のフォローアップ

・ 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主 眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取組み、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以上)

資料8-2-2 行政処分の件数(平成14年4月~平成21事務年度)

	13事務年度 (14年4月1日~ 6月30日)	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度	21事務年度	合 計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	5	40
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	3	7
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	0	31
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	3	4	4	82
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	2	53
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	16
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
労働金庫	0	11	10	4	0	0	0	0	0	25
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	2	63
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
前払式証票発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	19
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	18	326
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	31
投資助言·代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	65
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	30
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	7
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	29
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	60
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
合 計	20	66	107	90	253	129	81	87	94	927
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	34	27	39	319

⁽注1)ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、

計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。

⁽注2)複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。

⁽注3)金融商品仲介業者(19年9月以前は証券仲介業者)の件数は、16年4月より証券仲介業制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。

⁽注4)少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。

⁽注5)合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。

⁽注6)第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。

⁽注7)第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。

⁽注8)投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。

⁽注9)投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

平成21事務年度 主要行等向け監督方針のポイント

|1. 金融危機の経験と今後の金融監督の基本的考え方|

- 本事務年度の監督行政においても、ベター・レギュレーションを基本に据え、そ の一層の定着・進化を図る。その際、以下の点に特に留意。
 - ① リスク感応度の高い行政、国民の目線・利用者の立場に立った行政、将来を見据えた行政、金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政対応に努める。
 - ② 検査部局、証券取引等監視委員会及び日本銀行と一層緊密な連携を図るほか、 多国間監督カレッジ等を通じた海外当局との連携や、国際基準設定主体への積極 的な貢献に努める。
 - ③ 職員の資質向上に取り組むとともに、金融知識の一層の普及に努める。

|2. リスク管理と金融システムの安定|

- 経営陣による主導性と強いコミットメントの下で、自らのビジネスを取り巻く環境の変化を展望し、適切なリスク管理が遂行されているかについて検証。また、国際的な議論の動向も踏まえ、自己資本の充実に向けた取組みを促していく。
- 大手金融グループの監督に当たっては、グループ全体としての総合的なリスク管理態勢の整備状況等について重点的に検証。また、海外拠点の監督にも注力。
- マクロ経済や金融市場の動向と金融仲介機能や銀行財務の健全性との間にある強い相関関係を認識し、金融システム全体が持続的・安定的に発展することが見込めるかという視点からの洞察にも努める。

3. 円滑な金融仲介機能の発揮

- 〇 中小企業金融に関するアンケート調査・金融円滑化ホットラインの一層の活用等 を通じて、融資動向や借手企業の状況についてきめ細かく実態把握。
- 〇 借手企業の経営状況や特性等についての日常的な実態把握とそれを踏まえた的 確できめ細かな融資判断を行う態勢の整備等について重点的に検証。
- 〇 緊急保証制度等の企業金融の円滑化に向けた諸施策の適切な活用を促すととも に、借手企業の付加価値を高めるような価値創造型の金融仲介機能の積極的な発揮 を促す。
- 〇 住宅ローン等個人向け融資についても、返済条件の見直し等を含め、顧客の経済 状況等を十分に踏まえた対応を促すとともに、新規融資について、顧客の経済状況 等実態に応じたきめ細かな融資判断を通じた資金供給の円滑化等を促していく。

|4. 顧客保護と利用者利便の向上|

本事務年度においては、各行の自主的な取組みを尊重し、インセンティブを重視する監督に努めつつ、金融機関による顧客保護・利用者利便の向上に向けた取組み (情報セキュリティ管理の徹底、顧客への説明態勢の充実、相談・苦情処理態勢の充実、振り込め詐欺など金融機能の不正利用の防止、新型インフルエンザの流行等 に備えた業務の継続性の確保など)を重点的に検証。

(以 上)

平成 21 事務年度 中小・地域金融機関向け監督方針のポイント

1. 金融危機の経験と今後の金融監督の基本的考え方

- 本事務年度の監督行政においても、ベター・レギュレーションを基本に据え、その 一層の定着・進化を図る。その際、以下の点に特に留意。
 - ① リスク感応度の高い行政、国民の目線・利用者の立場に立った行政、将来を見据えた行政、金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政対応に努める。
 - ② 検査部局、証券取引等監視委員会及び日本銀行と一層緊密な連携を図る。また、財務局等との間で各地域金融機関が抱える経営課題等に関する認識を共有し、一体となった監督行政に努める。
 - ③ 職員の資質向上に取り組むとともに、金融知識の一層の普及に努める。

2. リスク管理と地域における金融システムの安定

- 経営陣による主導性と強いコミットメントの下で、自らのビジネスを取り巻く環境 の変化を展望し、適切なリスク管理が遂行されているかについて検証。
- 大口与信等に係る信用リスク管理が適切になされているか、経営改善努力中の取引 先に対し継続的な訪問や地道な経営相談等を行うなどきめ細かな対応がなされてい るかについて検証。
- 地域密着型金融に関する取組みも含め、収益基盤の充実に向けてどのような戦略を 構築・実行しようとしているか等について把握。また、自己資本の充実に向けた取組 みを促していく。
- 〇 マクロ経済や金融市場の動向と金融仲介機能や金融機関の財務の健全性との間に ある強い相関関係を認識し、金融システム全体が持続的・安定的に発展することが見 込めるかという視点からの洞察にも努める。

3. 円滑な金融仲介機能の発揮

- 地域経済とともに支え合いながら発展していく関係にある地域金融機関においては、そのビジネスモデルである地域密着型金融の真価を発揮することが強く求められている。このため、以下の点に重点をおいた取組みを進めていく。
 - ▶ 中小企業金融に関するアンケート調査・金融円滑化ホットラインの一層の活用等を通じて、融資動向や借手企業の状況についてきめ細かく実態把握。

借手企業の経営状況や特性等についての日常的な実態把握とそれを踏まえた 的確できめ細かな融資判断を行う態勢の整備等について重点的に検証。

トップヒアリング等の機会を通じて、借手企業の付加価値を高めるような価値 創造型の金融仲介機能を積極的に発揮するよう促していく。

また、地域密着型金融に関する取組み状況をフォローアップすること等により、 利用者ニーズに的確に対応した取組みが積極的に行われるよう促していく。

○ 住宅ローン等個人向け融資についても、返済条件の見直し等を含め、顧客の経済状況等を十分に踏まえた対応を促すとともに、新規融資について、顧客の経済状況等実態に応じたきめ細かな融資判断を通じた資金供給の円滑化等を促していく。

4. 顧客保護と利用者利便の向上

各金融機関の自主的な取組みを尊重し、インセンティブを重視する監督に努めつつ、金融機関による顧客保護・利用者利便の向上に向けた取組み(情報セキュリティ管理の徹底、顧客への説明態勢の充実、相談・苦情処理態勢の充実、振り込め詐欺など金融機能の不正利用の防止、新型インフルエンザの流行等に備えた業務の継続性の確保など)を重点的に検証。

467 (以上)

監督指針の概要

(平成21年12月4日(金)公表)

一金融機関の監督上の評価項目(主な着眼点)ー

貸付条件の変更等の申込みに対する対応(法第3条~第5条関係)

- 1. 債務者から貸付条件の変更等の申込みに関する相談を受けた場合には、真摯に対応しているか。また、債務者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、債務者の意思に反して申込みを取り下げさせていないか。
- 2. 貸付条件の変更等の申込みを謝絶する場合には、これまでの取引関係並びに債務者の知識及び経験等を踏まえ、謝絶に至った理由を具体的かつ丁寧に説明しているか。
- 3. 中小企業者との協議に当たり、経営再建計画の策定に向けて真摯に 議論しているか。また、経営再建計画を策定する意思のある中小企業 者から要請がある場合には、その策定を支援しているか。
- 4. 経営再建計画を策定した場合には、その進捗状況を適切に管理するとともに、必要に応じて中小企業者に対して助言を行っているか。
- 5. 他の金融機関から借入れを行っている中小企業者から貸付条件の変 更等の申込みがあった場合には、守秘義務に留意しつつ、中小企業者 の同意を前提に、金融機関間で相互に情報の確認を行うなど、緊密な 連携を図るよう努めているか。
- 6. 中小企業者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合であって、 他の金融機関が当該中小企業者に対して貸付条件の変更等に応じた ことが確認できたときは、できる限りこれに応じるよう努めているか。
- 7. 条件変更対応保証の利用に先立って、中小企業者の事業についての 改善又は再生に向けた真摯な検討を行うなど、その制度の趣旨を踏ま えた対応がなされているか。

- 8. 貸付条件の変更等を行った中小企業者に対して適切に信用供与を行っているか。例えば、貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付条件の変更等の申込みを謝絶していないか。
- 9. 住宅資金借入者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、 無理のない返済に向けて、債務者の財産及び収入の状況を勘案しつつ きめ細かく相談に応じているか。

金融機関の体制整備(法第6条関係)

- 10. 法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針(基本方針)を策定しているか。
 - ▶ 貸付条件の変更等に関する取組み方針や態勢整備(経営陣による 主導性とコミットメントを含む。)について具体的に記載している か。
 - ▶ 法の施行日前における対応との違いがある場合には、その内容を 明確かつ具体的に記載しているか。
- 11. 貸付条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するため の態勢を整備しているか。
- 12. 貸付条件の変更等に係る苦情相談窓口を本部に設置しているか。また、各営業店において貸付条件の変更等に係る苦情相談を受け付ける 態勢を整備しているか。
- 13. 営業店の評価、その他業績評価等の基準が、基本方針と整合的なものとなっているか。基本方針に沿わない対応を慫慂するような評価基準となっていないか。
- 14. 本部及び営業店において、貸付条件の変更等を行った中小企業者の 経営状況に関する期中管理(継続的なモニタリング、経営相談、経営 指導等)を適切に行うための態勢を整備しているか。

(以 上)

主要行等の平成22年3月期決算の概要

1. 損益の状況

- 〇 実質業務純益は、資金利益及び役務取引等利益の伸び悩みにより、ほぼ前期 並み。
- 当期純利益は、株式等の減損処理や不良債権処理の減少などにより、前期に 比べ 2.8 兆円増加。

(単位:億円)

		20年3月期	21年3月期	22年3月期	前期比
業	務粗利益	66, 900	61, 426	62, 998	1, 572
	資金利益	40, 931	42, 252	43, 407	1, 155
	役務取引等利益	14, 459	12, 156	11, 817	▲339
	債券等関係損益	1, 088	1, 179	1, 842	663
	うち、債券等償却(▲)	▲ 1, 597	▲ 2, 173	▲ 424	1, 749
経	費(▲)	▲ 34, 126	▲ 34, 830	▲ 33, 701	1, 129
実	2質業務純益	32, 774	26, 596	29, 297	2, 701
不	良債権処理(▲)	▲ 4, 110	▲ 19, 114	▲ 9, 655	9, 459
株	:式等関係損益	▲ 413	▲ 15, 613	622	16, 235
	うち、株式等償却(▲)	▲ 5, 186	▲ 15, 146	▲ 1, 659	13, 488
当	期純利益	14, 527	▲ 16, 069	11, 594	27, 663

(参考)

	20年3月期	21年3月期	22 年 3 月期
貸出金(末残)	248. 2 兆円	260.8 兆円	244.1 兆円

⁽注) 貸出金は銀行勘定計

2. 不良債権の状況

〇 不良債権額は前期に比べ増加、不良債権比率も上昇。

	20年3月期	21年3月期	22 年 3 月期
不良債権額	3.9 兆円	4.8 兆円	5.0 兆円
不良債権比率	1. 38%	1. 66%	1.86%

3. 自己資本比率の状況

〇 自己資本比率は前期に比べ上昇。

	20年3月期	21 年 3 月期	22 年 3 月期
自己資本比率	12. 30%	12. 42%	15. 82%

⁽注1) 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示。

⁽注2) 一部の銀行において再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

主要行等の平成22年3月期決算状況【単体】

(単位:億円、%)

	実 質	不良債権	ŧ	朱式等関係損益	益	経常利益	当期純利益	その他有 評価		自己資本		不良債権残高 再生法開示債権	₤)	不良債権 比率
	業務純益	処分損		売却損益	償却	(A) (A) (A)	コスの他でも近		うち株式	比率		うち要管理 債権	うち危険 債権以下	(対総与信)
みずほ銀行	2,485	▲ 706	199	250	▲ 51	889	960	47	131	12.97%	8,498	2,567	5,930	2.44%
みずほコーポレート銀行	3,954	▲ 777	225	554	▲ 330	1,937	2,003	2,164	2,393	17.68% *	3,936	1,590	2,346	1.28%
みずほ信託銀行	421	▲ 89	▲ 3	13	▲ 16	231	168	389	471	15.97% *	766	141	625	2.12%
みずほ計	6,859	1 ,571	420	818	▲ 397	3,057	3,131	2,600	2,995	15.55%	13,199	4,298	8,901	1.91%
三菱東京UFJ銀行	8,642	▲ 3,788	134	477	▲ 343	4,086	3,435	5,178	3,857	16.34% *	12,600	2,903	9,697	1.59%
三菱UFJ信託銀行	1,103	▲ 258	4	101	1 04	532	673	1,234	1,464	16.10% *	928	194	734	0.87%
<i>MUFG≣</i> †	9,744	4 4,046	131	<i>578</i>	4 447	4,618	4,108	6,412	5,321	16.31%	13,529	3,097	10,432	1.50%
三井住友銀行	7,695	▲ 2,547	39	558	▲ 520	4,627	3,180	5,214	3,715	18.28% *	11,007	1,787	9,220	1.74%
りそな銀行	1,758	▲ 721	22	52	A 30	1,014	860	767	881	10.95%	4,585	1,060	3,525	2.54%
中央三井信託銀行	941	▲ 76	111	144	▲ 33	716	499	419	641	13.04%	1,183	213	970	1.26%
住友信託銀行	1,754	71	▲ 78	107	▲ 186	1,275	217	930	650	15.26% *	1,765	977	788	1.39%
新生銀行	210	▲ 526	▲ 21	24	▲ 46	▲ 442	▲ 476	75	A 24	11.44%	3,330	51	3,279	6.70%
あおぞら銀行	335	▲ 238	1	1	A 0	50	76	38	A 0	14.09%	1,718	420	1,298	5.52%
11行計	29,297	▲ 9,655	622	2,281	1 ,659	14,917	11,594	16,456	14,179	15.82%	50,316	11,903	38,413	1.86%
(出典)決算短信等 (参考)過去の主要行等:	合計の推移													
12 17 22 2 2 2 17 17														

19年3月期 (11行計)	34,666	▲ 2,729	997	5,289	▲ 4,292	29,242	25,750	84,286	87,344	13.27%	41,442	17,849	23,592	1.50%
20年3月期 (11行計)	32,774	4 ,110	4 13	4,773	▲ 5,186	22,521	14,527	23,039	33,940	12.30%	38,589	16,971	21,618	1.38%
21年3月期(11行計)	26,596	▲ 19,114	▲ 15,613	▲ 467	▲ 15,146	▲ 11,122	1 6,069	▲ 17,347	▲ 6,075	12.42%	48,076	11,467	36,609	1.66%

⁽注1)金額及び11行計の比率については四捨五入、各行の比率については切り捨て表示。

⁽注2)*印は国際基準行。

⁽注3)実質業務純益、不良債権処分損、株式等関係損益、経常利益、当期純利益、その他有価証券評価損益は、三菱東京UFJ銀行においては再生専門子会社、中央三井信託銀行においては 株式保有専門子会社の計数を含む。

⁽注4)三菱東京UFJ銀行の不良債権残高及び不良債権比率には、再生専門子会社の計数を含む。

⁽注5)不良債権処分損及び株式等関係損益の償却について、正の値は益を、負の値は損を表す。

主要行等の平成22年3月期決算状況【連結】

(単位:億円、%)

	不良債権	株式等	V HP 소소 조미 사		育価証券 損益	. 白口次十七岁
	処分損	関係損益	当期純利益		うち株式	自己資本比率
みずほフィナンシャルグループ	▲ 2,193	42	2,394	2,756	3,409	13.46% *
三菱UFJフィナンシャル・グループ	▲ 8,252	325	3,887	8,127	6,818	14.87% *
三井住友フィナンシャルグループ	4 ,739	▲ 101	2,716	5,864	4,110	15.02% *
りそなホールディングス	1 ,386	7	1,322	1,206	1,301	13.81%
中央三井トラスト・ホールディングス	▲ 130	122	468	470	730	13.80%
住友信託銀行	▲ 26	▲ 74	532	943	651	13.85% *
新生銀行	▲ 1,123	1 8	▲ 1,402	86	▲ 21	8.35%
あおぞら銀行	▲ 254	▲ 1	83	39	▲ 0	14.03%
8グループ計	▲ 18,104	302	10,001	19,491	16,998	14.22%

(出典)決算短信等

(参考)過去の主要行等合計の推移

19年3月期 (8グループ計)	▲ 5,845	1,671	28,454	89,751	92,958	12.11%
20年3月期 (8グループ計)	▲ 8,248	1,747	19,324	27,119	38,516	11.57%
21年3月期 (8グループ計)	▲ 25,076	1 3,095	▲ 15,650	1 6,990	▲ 3,794	11.47%

- (注1)金額及び8グループ計の比率については四捨五入、各グループの比率については切り捨て表示。
- (注2)*印は第一基準もしくは国際統一基準。
- (注3)不良債権処分損及び株式等関係損益について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(出典)各行決算説明資料より集計

主要行の破綻懸念先以下債権の状況 (兆円、%) 【速報値】

12年9月期 (▲4	13年3月排	(▲ 1.7)	13年9月期	(▲1.9)	14年3月期	(▲1.3)	14年9月期 3.4	(▲2.2)	15年3月期	(▲0.3)	0.9	(▲0.5)	0.4	(▲0.1)	0.3	(▲0.2)	0.1	(▲0.0)	0.1	(▲0.0)	18年3月期	(▲0.0)	18年9月期	(▲0.0)	19年3月期	(▲0.0)	0.0	(▲0.0)	20年3月期 (▲0.0)	0.0 —	▲0.0)	年3月期 0.0 —	21年9 ▲0.0) → 0.1	月期 (▲0.0	22年3月期) → 0.0 (▲99.9%)
	発生) 3.4																																			
																																		▲0.0) (▲99		
				(新規発生)	6.9	(▲2.7)	4.3 (▲38.5%)	(▲2.1)	2.2 (▲68.8%)	(▲0.9)	1.2 (▲82.1%)	(▲0.5)	0.7 (▲89.9%)	(▲0.2)	0.5 (▲93.3%)	(▲0.3)	0.1 (▲98.2%)	(▲0.0)	0.1 (▲98.8%)	(▲0.0)	0.1 (▲99.1%)	(▲0.0)	0.1 (▲99.2%)	(▲0.0)	0.0 (▲99.4%)	(▲0.0)	0.0 (▲99.6%)	(▲0.0)	0.0 (1 99.796)	▲0.0)	0.0 4 99.7%)	▲0.0)	0.0 — 99.7%)	▲0.0) → 0.0 (▲99.	(▲0.0 8%)	0.0 (▲99.8%)
						(新規発生)											0.1 (▲94.5%)		0.1 (▲96.6%)		0.0 (▲97.7%)		0.0 (▲98.3%)		0.0 (▲98.6%)		0.0 (▲98.7%)		0.0 — (▲99.196)							0.0 (▲99.6%)
								(新規発生)																												0.0 (▲99.5%)
										(新規発生)																								▲0.0) (▲99.		
												(新規発生)																						▲0.0) 0.0 (▲99.		
														(新規発生)																				▲0.0) 0.0 (▲99.		
																(新規発生)) → 0.0 (▲98.7%)
																		(新規発生)																		0.0 (▲95.9%)
																				(新規発生)														▲0.0) 0.1 (▲91.		
																						(新規発生)												▲0.0) 0.1 (▲85.		
																								(新規発生)) → 0.1 (▲92.0%)
																										(新規発生)								▲0.1) 0.2 (▲84. ▲0.1) 0.3 (▲67.		
																												(ensection)						(▲67. ▲0.2) 0.6 (▲59.		
																																		(▲59. ▲0.6) 0.9 (▲42.		
																																		規発生) 1.5	(▲0.7) → 0.9 (▲40.2%)
破綻懸念先以下債	権残高																																		(新規発:	±) 1.2
12.7 (ご参考)不良債権比	11.7		12.2		15.4		12.3		8.7		8.4	L	6.7	Ų	8.7	L	4.7		3.9		2.4		2.0		2.3		2.5	L	2.1		2.8	L	3.4	3.8		3.8
5.1%	5.3%		6.2%		8.4%		8.1%		7.2%		6.5%		5.2%		4.7%		2.9%		2.4%		1.8%		1.5%		1.5%		1.5%		1.4%		1.5%		1.6%	1.7	76	1.9%

地域銀行の平成22年3月期決算の概要

1. 損益の状況

- 実質業務純益は、債券等関係損益の改善等により、前期に比べ 58.2%の増益。
- 〇 当期純利益は、実質業務純益の増益に加え、不良債権処理及び株式等の減損処理の減少等により、黒字に回復。

(単位:億円)

	20年3月期	21年3月期	22年3月期	前期比
業務粗利益	49, 865	43, 599	49, 858	6, 259
資金利益	45, 125	44, 812	43, 517	▲ 1, 294
役務取引等利益	6, 029	4, 821	4, 527	▲ 294
債券等関係損益	▲ 1,616	▲ 6, 768	1, 057	7, 826
うち、債券等償却(▲)	▲ 1, 298	▲ 5, 197	▲ 190	5, 007
経費 (▲)	▲ 31,870	▲ 32, 165	▲ 31, 775	390
実質業務純益	17, 994	11, 432	18, 082	6, 649
不良債権処理(▲)	▲ 7, 128	▲ 11,834	▲ 7, 204	4, 629
株式等関係損益	970	▲ 4, 132	▲ 339	3, 793
うち、株式等償却(▲)	▲ 1, 220	▲ 5,007	▲ 759	4, 247
当期純利益	6, 401	▲ 4, 138	6, 437	10, 575

(※)21年3月期当期純利益は、預金保険機構から足利銀行に実施された金銭贈与2,566億円を除いて集計。

(参考)

	20年3月期	21年3月期	22年3月期
貸出金(末残)	197.6 兆円	204.9 兆円	204.8 兆円

2. 不良債権の状況

○ 不良債権額は前期に比べ減少、不良債権比率も低下。

	20年3月期	21 年 3 月期	22 年 3 月期
不良債権額	7.5 兆円	7.1 兆円	6.6 兆円
不良債権比率	3.7 %	3.4 %	3.2 %

3. 自己資本比率の状況

〇 自己資本比率は前期に比べ上昇。

	20年3月期	21 年 3 月期	22 年 3 月期
白コ恣士い変	10.3 %	10.5 %	11 2 0/
自己資本比率	(10.7 %)	(10.6 %)	11.3 %

- (※)())内の計数は、特別危機管理銀行であった足利銀行を除いて集計。
- (注1) 20年3月期の集計対象は110行(地方銀行64行、第二地方銀行45行及び埼玉りそな銀行) 21年3月期の集計対象は109行(地方銀行64行、第二地方銀行44行及び埼玉りそな銀行) 22年3月期の集計対象は107行(地方銀行64行、第二地方銀行42行及び埼玉りそな銀行)
- (注2) 計数は単体ベース。ただし、不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。
- (注3) 不良債権処理及び債券等償却、株式等償却について、正の値は益を、負の値は損を表す。
- (注4) 20年3月期及び21年3月期の計数については、業績修正等を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

資料9-2-6

リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定		
目 的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準 備作業		
対象資産	貸出金	総与信(貸出金、外国為替、未収利息、 仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付 を行っている場合のその有価証券(使用 貸借又は賃貸借契約によるものに限 る))	結果は、総与信べ一ス)		
区分方法	債権の客観的な状況による区分 (=債権ベース、但し、一部金融機関に おいては、金融再生法と同様の債務者 ベースによる区分を実施) (破綻先債権、延滞債権、3か月以上延 滞債権、貸出条件緩和債権)	債務者の状況に基づく区分 (=債務者ベース) (破産更生等債権、危険債権、 要管理債権、正常債権)	債務者の状況に基づき区分(破綻 先、実質破綻先、破綻懸念先、要 注意先、正常先)した上で担保に よる保全状況等を勘案して、実質 的な回収可能性に基づき分類 (I~Ⅳ分類)		
担保・引当が一部分の扱い	担保・引当カバ一部分も含まれている。	担保・引当カバ一部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において 勘案される。		

リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行う ための準備作業
対象:貸出金	対象:貸出金、外国為替、 未収利息、仮払金、 支払承諾見返等	対象:総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類 において勘案
破綻先債権 未収利息不計上貸出金のうち、 更生手続き開始等の事由が生じ ているもの 延滞債権	破産更生債権及びこれら に準ずる債権 破産、会社更生、再生手続等 の事由により経営破綻に陥っ ている債務者に対する債権及 びこれらに準ずる債権	破綻先 実質破綻先 第 第 第 第 Ⅰ Ⅱ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの	危険債権 債務者が経営破綻の状態には 至っていないが、財政状態及 び経営成績が悪化し、契約に 従った債権の元本の回収及び 利息の受取りができない可能 性の高い債権	破綻懸念先 第 第 第 I I II 分 分 分 類 類 類
3カ月以上延滞債権 元金又は利息の支払が、約定支 払日の翌日を起算日として3カ 月以上延滞している貸出債権 (破綻先債権、延滞債権に該当 するものを除く) 貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再 建又は支援を図り、当該債権の 回収を促進すること等を目的 に、債務者に有利な一定の譲歩 を与える約定条件の改定等を行 った貸出債権(上記に該当する ものを除く)	要管理債権 3ヶ月以上延滞債権及び貸出 条件緩和債権	要注意先 第
		正常先
· ~		- ~

自己査定における債権分類基準

						高	い	•	←	回収の可能性	生	低い
					担 保 な	(保証	優	へ 預 金	優	一般担保(不	動産担保等)	担
					ど の 分	協会な	良	国债	良	相 (処 当評分 分価可	相〈見評 当評込価 分価額額	保
			`		類	ど の	保	などの	担	〜額能 の見 7 込	〜額のと の差処 3額分	な
	債	務 者	区:	分 [、]		保 証)	証	担 保)	保	0 額 %	O 可 % 能	L
不 良	破		綻		先					II	III	IV
↑ 	実	質	破	綻	先]			II	III	W
財務内	破	綻	懸	念	先]			II	III	III
容		要	管	理	先]			II	II	II
\downarrow	要	注		意	先					II	II	II
健 全	正		常		先]			I	I	I

- IV (第4分類):回収不能債権
- III (第3分類):回収に重大な懸念のある債権
- Ⅱ (第2分類):回収に注意を要する債権
- I (第1分類):正常債権

破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、 会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に 陥っている債務者

実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態 にあり、再建の見通しがない状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っ ている債務者

破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進 捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、 業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後 の管理に注意を要する債務者

うち要管理先 要注意先債務者のうち、「3カ月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

正常先業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者



平成22年8月6日金融庁

平成22年3月期における金融再生法開示債権の状況等(ポイント)

1. 金融再生法開示債権の状況

平成22年3月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は11.7兆円であり、平成21年3月期の12.0兆円に比べ0.2兆円の減少となっています。

(参考) 平成22年3月期における金融再生法開示債権の増減要因(単位:兆円)

金融再生法開示債権	▲ 0. 2
うち 要管理債権	▲0.0
[増加要因]債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+0.9
危険債権以下からの上方遷移	+0.1
(債務者の業況改善 0.1 再建計画の策定等 0.0)	
[減少要因] 正常債権化	▲ 0. 7
(債務者の業況改善▲0.4 再建計画の策定等▲0.3)	
危険債権以下への下方遷移	▲ 0. 5
返済等(*)	+0.2
うち 危険債権以下	▲ 0. 2
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+3.3
要管理債権からの下方遷移	+0.5
[減少要因] オフバランス化等(*)	▲ 4. 1
(回収・返済等▲3.4、債権流動化▲0.7)	

- *「返済等」「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれます。
- (注)銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

2. 個別貸倒引当金の状況

平成22年3月期における全国銀行の個別貸倒引当金残高は2.7兆円であり、平成21年3月期と比べほぼ横ばいとなっています。

3. 不良債権処分損の状況

平成22年3月期における全国銀行の不良債権処分損(不良債権の処理に伴う損失) は1.7兆円であり、平成21年3月期の3.1兆円と比べ1.4兆円の減少となっています。

(注) 計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

監督局総務課

(内線 3706、2688、3313)

資9-2-10

(表1)金融再生法開示債権等の推移

		11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期
±0.40	総与信(億円)	3.579.640	3.467.930	3.502.670	3.474.270	3.505.590	3.409.220	3,269,620	3.039.450	2.873.530	2.774.530	2.693.570	2.659.040	2.593.000	2.631.590	1 -7,1707	2.704.100	2.757.540	2.771.990	1 -7,777	2.858.960	2.899.090	2.749.260	2.699.540
都級・ 旧長信銀	金融再生法開示債権(億円)	219.450	197,740	203.580	198,850	200.080	225.120	283.850	250.830	206,800	177,420	138.020	122,180	75,600	62,290	46,940	39.500	41.440	40.780	38,590	43,420	48.080	51.840	50,310
·信託	破弃更生等債権(億円)	53,660	40.350	40.800	45.850	36,970	34,440	35,290	31.620	22,100	22.210	14.940	16,170	10,580	7,740	5,180	4.380	4.050	4.450	4,490	8.240	11.610	10.830	9,290
	危険債権(億円)	123,180	114,180	108,400	97,950	91,700	97,410	129,790	99,620	67,740	63,290	53,270	71,720	37,470	31,760	19.020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	29.650	29,120
	要管理債権(億円)	42,610	43.210	54.380	55,050	71,410	93.270	118,770	119,590	116,960	91,910	69,810	34,290	27,550	22.800	22,750	19,020	17,850	14.900	16,970	13.760	11,470	11.360	11,900
	正常債権(億円)	3,360,190	3,270,190	3,299,090	3.275.420	3.305.510	3.184.100	2.985.770	2.788.620	2.666,730	2.597.120	2,555,550	2.536.850	2,517,400	2.569.300	2.615.930	2.664.590	2.716.090	2,731,210	,	2.815.540	2.851.010		2.649.220
	不良債権比率(%)	6.1	5.7	5.8	5.7	5.7	6.6	8.7	8.3	7.2	6.4	5.1	4.6	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.7	1.9	1.9
	不良債権処分損(兆円)	10.4	1.6	5.4	1.5	4.3	2.1	7.7	1.1	5.1	1.7	3.5	1.1	2.0	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	0.3		0.4	0.8	1.9	0.6	1.0
	実質業務純益(兆円)	3.9	1.6	3.4	1.5	3.5	2.1	4.7	2.0	4.1	2.1	4.0	1.9	3.9	2.0	3.9	1.6	3.5	1.6	3.3	1.4	2.7	1.4	2.9
都市	総与信(億円)	2.797.950	2.720.390	2.686.300	2.640.370	2.673.030	2.575.560	2.503.960	2.558.200	2.406.670	2.323.980	2.254.850	2.231.650	2.176.790	2.211.090	2.241.680	2.272.530	2.319.430	2.333.780	2.355.220	2,413,270	2.444.980		2.256.270
銀行	金融再生法開示債権(億円)	142,840	127,770	124.420	123,090	134,560	155.000	218.120	206.140	176,690	151,840	118,490	105,850	64,630	53,680	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	42.530	40,630
	破産更生等債権(億円)	32,550	23.090	22.830	24.850	23.020	23.510	25,260	24.610	18,500	19,510	12,710	13,690	9,270	6,600	4.580	3.940	3,460	3.740	3,800	6.410	8,930	8.040	6.880
	危険債権(億円)	81.890	74.280	71.790	69,000	68,490	70.840	101.890	82.790	58.530	54.960	44.600	63,560	31.830	27,350	17.020	14.340	16.840	18,770	15.230	19.400	21,520	24.460	23.840
	要 管 理 債 権(億円)	28,400	30,400	29.800	29,240	43,050	60,660	90,980	98,750	99,660	77,370	61,170	28,600	23,530	19,730	19.050	15,520	14.800	12.680	14,270	12.630	10,670	10.030	9,910
	正常債権(億円)	2.655,110	2.592.620	2.561.880	2.517.280	2.538.470	2.420.560	2.285.840	2.352.060	2.229,980	2.172.140	2.136.360	2.125.800	2.112.170	2.157.420	2.201.040	2.238.730	2.284.340	2.298.580	2.321.920	2.374.840	,	2.258.060	2.215.650
	不良債権比率(%)	5.1	4.7	4.6	47	5.0	6.0	8.7	8.1	7.3	6.5	5.3	4.7	3.0	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8
	不良債権処分損(兆円)	7.3	1.1	3.3	1.1	3.5	1.5	6.2	1.0	4.6	1.6	3.3	1.0	1.9	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	0.2		0.4	0.7	1.6	0.5	0.9
(5)	実質業務 純 益(兆円)	2.7	1.2	2.5	1.1	2.6	1.7	3.3	1.7	3.4	1.7	3.2	1.5	3.1	1.7	3.1	1.2	2.7	1.3	2.6	1.1	2.3	1.2	2.5
旧長期	総与信(億円)	275.820	261,190	340.510	373.010	380,290	393,710	346,260	77.830	74.770	69.580	64.970	64,230	62,440	65,560	71.780	80.780	87.010	92.000	95.750	98.320	90.510	84.440	80.780
信用 銀行	金融再生法開示債権(億円)	21,450	20,470	38.850	40,510	32.850	33,850	27,420	11,350	4.360	2.840	1,860	1,450	1,500	1,210	640	490	610	840	930	1.510	2.860	2.920	5.050
sx1 J	破産更生等債権(億円)	3.840	5.270	8,190	11,940	7.830	5.420	5,620	3,250	490	240	290	160	90	80	10	40	10	100	80	740	1,270	1.620	1,540
	危 険 債 権(億円)	11.980	10,740	14.040	11,290	9,400	10,930	11,300	4.690	1.920	1.700	1,280	1.040	1.260	890	390	230	400	550	460	460	1,370	840	3.040
	要管理債権(億円)	5,630	4.460	16,620	17,280	15,620	17.510	10,500	3,410	1,940	890	290	240	150	230	230	210	200	190	390	310	220	460	470
	正常債権(億円)	254,370	240,720	301,660	332,500	347,440	359,860	318,840	66,480	70,410	66,740	63,110	62,780	60,940	64,360	71,140	80,290	86,400	91,160	94,820	96,810	87,650	81,520	75,730
	不良債権比率(%)	7.8	7.8	11.4	10.9	8.6	8.6	7.9	14.6	5.8	4.1	2.9	2.3	2.4	1.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	3.5	6.2
	不良債権処分損(兆円)	0.9	0.2	1.2	0.1	0.1	0.3	0.7	0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1
(2)	実 質 業 務 純 益 (兆 円)	0.3	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	▲ 0.1	0.0	0.1
信託銀行	総 与 信 (億 円)	505,870	486,350	475,860	460,890	452,270	439,950	419,400	403,420	392,090	380,970	373,750	363,160	353,770	354,940	349,410	350,790	351,100	346,210	347,290	347,370	363,590	364,240	362,480
那R1丁	金融再生法開示債権(億円)	55,160	49,500	40,310	35,250	32,670	36,260	38,310	33,330	25,750	22,740	17,670	14,890	9,470	7,410	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	3,470	4,090	6,400	4,640
	破産更生等債権(億円)	17,270	11,990	9,780	9,060	6,120	5,510	4,410	3,760	3,110	2,470	1,940	2,310	1,230	1,060	590	390	580	620	610	1,090	1,410	1,170	880
	危 険 債 権(億円)	29,310	29,160	22,570	17,660	13,810	15,640	16,610	12,140	7,290	6,630	7,390	7,120	4,380	3,510	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	1,560	2,110	4,350	2,240
	要管理債権(億円)	8,580	8,350	7,960	8,530	12,740	15,110	17,300	17,430	15,350	13,650	8,350	5,450	3,860	2,840	3,460	3,290	2,850	2,030	2,310	820	580	880	1,520
	正常債権(億円)	450,710	436,850	435,550	425,640	419,600	403,680	381,080	370,080	366,340	358,230	356,070	348,280	344,300	347,530	343,750	345,580	345,360	341,460	342,930	343,900	359,500	357,840	357,840
	不良債権比率(%)	10.9	10.2	8.5	7.6	7.2	8.2	9.1	8.3	6.6	6.0	4.7	4.1	2.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.8	1.3
	不良債権処分損(兆円)	2.2	0.4	0.9	0.3	0.7	0.3	0.8	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.2	0.0	0.0	▲ 0.0	0.1	0.0	▲ 0.0	0.0	0.1	0.1	0.0
	実 質 業 務 純 益 (兆 円)	0.9	0.3	0.7	0.3	0.6	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.6	0.2	0.5	0.2	0.4
	総 与 信 (億 円)	3,579,640	3,467,930	3,417,770	3,365,120	3,406,140	3,312,430	3,179,460	2,961,620	2,798,760	2,704,960	2,628,590	2,594,810	2,530,560	2,566,030	2,591,090	2,623,320	2,670,530	2,679,990	_,,	_,,	2,808,580	_,	2,618,760
	金融再生法開示債権(億円)	219,450	197,740	184,930	172,510	180,320	206,940	267,820	239,480	202,440	174,580	136,160	120,730	74,100	61,090	46,300	39,020	40,830	39,940	37,660	41,910	45,220	48,920	45,270
	破産更生等債権(億円)	53,660	40,350	37,910	37,290	31,800	32,060	32,010	28,370	21,610	21,980	14,650	16,010	10,500	7,650	5,170	4,340	4,030	4,350	4,410	7,500	10,340	9,210	7,750
	危 険 債 権(億円)	123,180	114,180	100,660	89,350	84,850	89,640	122,330	94,930	65,820	61,590	51,990	70,680	36,210	30,870	18,630	15,870	19,150	20,870	16,670	20,960	23,630	28,810	26,080
	要 管 理 債 権(億円)	42,610	43,210	46,370	45,880	63,670	85,240	113,480	116,180	115,010	91,020	69,520	34,050	27,390	22,570	22,510	18,810	17,650	14,720	16,580	13,450	11,250	10,910	11,430
	正常債権(億円)	3,360,190	3,270,190	3,232,840	3,192,610	3,225,820	3,105,500	2,911,640	2,722,140	2,596,310	2,530,370	2,492,430	2,474,080	2,456,470	2,504,940	2,544,780	2,584,300	2,629,690	2,640,050	2,664,860	2,718,730		2,615,900	2,573,490
	不良債権比率(%)	6.1	5.7	5.4	5.1	5.3	6.2	8.4	8.1	7.2	6.5	5.2	4.7	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.6	1.8	1.7
	不良債権処分損(兆円)	10.4	1.6	4.5	1.5	4.3	2.0	7.7	1.1	5.1	1.7	3.5	1.1	2.0	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	0.3	0.4	0.4	0.7	1.7	0.6	0.9
(9)	実 質 業 務 純 益 (兆 円)	3.9	1.6	3.3	1.5	3.4	2.2	4.2	2.0	4.1	2.0	3.9	1.8	3.8	2.0	3.7	1.5	3.4	1.6	3.2	1.4	2.7	1.4	2.9

		11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期
地域銀行	総与信(億円)	1,934,190	1,859,760	1,858,570	1,844,160	1,865,670	1,851,670	1,851,150	1,816,160	1,872,290	1,849,080	1,861,480	1,836,340	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,340	2,018,010	2,030,880	2,088,180	2,072,770	2,083,180
	金融再生法開示債権(億円)	119,980	115,360	114,470	130,130	136,220	142,440	148,220	150,020	146,600	138,930	127,920	115,730	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,460	79,520	71,500	71,220	66,890
	破産更生等債権(億円)	49,550	45,050	37,060	40,620	39,640	39,560	38,750	37,990	35,370	33,710	28,580	25,250	21,720	20,420	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290	21,410	19,450
	危 険 債 権(億円)	50,970	49,160	54,080	54,640	58,640	61,300	63,360	64,130	62,390	59,980	58,610	54,970	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160
	要管理債権(億円)	19,460	21,150	23,330	34,870	37,940	41,570	46,110	47,910	48,840	45,240	40,730	35,510	31,050	28,440	24,150	22,640	20,690	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280
	正常債権(億円)	1,814,210	1,744,400	1,744,100	1,714,030	1,729,450	1,709,230	1,702,920	1,666,140	1,725,680	1,710,150	1,733,570	1,720,620	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,410	1,942,530	1,951,350	2,016,670	2,001,540	2,016,290
	不良債権比率(%)	6.2	6.2	6.2	7.1	7.3	7.7	8.0	8.3	7.8	7.5	6.9	6.3	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2
	不良債権処分損(兆円)	3.2	0.7	1.5	0.8	1.8	0.9	2.0	0.8	1.6	0.8	1.9	0.4	0.9	0.4	0.6	0.3	0.8	0.4	0.7	0.5	1.2	0.4	0.7
(107)	実 質 業 務 純 益 (兆 円)	1.8	0.8	1.7	0.8	1.7	0.9	1.8	0.9	1.9	0.9	1.9	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.8	0.8	1.1	0.9	1.8
地方 銀行	総与信(億円)	1,437,530	1,389,380	1,389,900	1,393,800	1,406,240	1,395,340	1,402,920	1,376,440	1,386,450	1,377,260	1,383,190	1,361,380	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030
銀1丁	金融再生法開示債権(億円)	83,750	82,790	81,690	95,270	98,380	103,520	107,810	110,550	105,890	102,270	94,440	85,350	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040
	破 産 更 生 等 債 権(億円)	35,000	32,220	25,240	28,720	28,270	28,110	27,500	27,430	24,660	23,710	19,990	17,660	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750
	危 険 債 権(億円)	34,770	35,030	39,140	39,740	41,870	44,800	46,410	46,620	45,200	44,600	43,820	40,710	37,840	35,510	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500	29,590	29,040	28,620	28,110
	要 管 理 債 権(億円)	13,980	15,540	17,310	26,810	28,240	30,620	33,900	36,500	36,040	33,960	30,630	26,980	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180
	正常債権(億円)	1,353,780	1,306,590	1,308,210	1,298,530	1,307,860	1,291,820	1,295,110	1,265,890	1,280,550	1,274,990	1,288,760	1,276,020	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990
	不良債権比率(%)	5.8	6.0	5.9	6.8	7.0	7.4	7.7	8.0	7.6	7.4	6.8	6.3	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0
	不良債権処分損(兆円)	2.3	0.5	1.1	0.6	1.3	0.7	1.5	0.6	1.1	0.6	1.6	0.3	0.6	0.2	0.4	0.2	0.5	0.3	0.5	0.4	0.8	0.3	0.5
(64)	実 質 業 務 純 益(兆 円)	-	0.6	1.3	0.6	1.3	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.5	0.8	1.5	0.7	1.5	0.8	1.4	0.6	1.0	0.7	1.4
第二地方	総与信(億円)	496,660	470,380	468,670	450,360	459,430	456,320	448,230	439,720	438,120	424,430	427,710	422,990	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,160	436,010	437,230	442,140	442,700	440,690
銀行	金融再生法開示債権(億円)	36,230	32,570	32,780	34,860	37,840	38,910	40,410	39,480	38,990	35,000	31,950	29,140	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710
	破 産 更 生 等 債 権(億円)	14,550	12,830	11,820	11,900	11,370	11,460	11,250	10,560	10,420	9,750	8,400	7,450	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570
	危 険 債 権(億円)	16,200	14,130	14,940	14,900	16,770	16,500	16,950	17,510	16,580	14,770	14,180	13,680	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	10,250	9,700	9,830	9,320
	要管理債権(億円)	5,480	5,610	6,020	8,060	9,700	10,960	12,210	11,410	11,990	10,480	9,370	8,020	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,430	2,120	2,130	1,820
	正常債権(億円)	460,430	437,810	435,890	415,500	421,590	417,410	407,820	400,240	399,130	389,420	395,750	393,850	384,130	387,850	396,820	402,430	406,920	409,820	416,930	416,680	423,020	423,700	422,990
	不良債権比率(%)	7.3	6.9	7.0	7.7	8.2	8.5	9.0	9.0	8.9	8.2	7.5	6.9	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0
	不良債権処分損(兆円)	0.9	0.2	0.4	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.3	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.4	0.1	0.2
(42)	実 質 業 務 純 益 (兆 円)	-	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.1	0.0	0.2	0.3
全国銀行	総与信(億円)	5,513,830	5,327,690	5,361,240	5,318,430	5,371,260	5,260,880	5,120,760	4,855,610	4,745,810	4,623,620	4,555,050	4,495,380	4,461,270	4,499,800	.,	4,632,210	.,,	4,752,330	.,,	4,889,830	.,,	4,822,030	4,782,720
	金融再生法開示債権(億円)	339,430	313,100	318,050	328,980	336,300	367,560	432,070	400,850	353,390	316,350	265,940	237,910	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,050	122,940	119,580	123,060	117,200
	破 産 更 生 等 債 権(億円)	103,210	85,400	77,860	86,470	76,610	74,000	74,040	69,610	57,470	55,920	43,520	41,420	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750
	危 険 債 権(億円)	174,150	163,340	162,480	152,590	150,340	158,710	193,150	163,750	130,130	123,280	111,880	126,690	88,360	79,950	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310	61,910	64,340	68,760	67,280
	要 管 理 債 権(億円)	62,070	64,360	77,710	89,920	109,350	134,850	164,880	167,500	165,790	137,150	110,550	69,800	58,600	51,240	46,900	41,660	38,540	35,260	36,570	33,450	21,340	22,060	21,180
	正常債権(億円)	5,174,400	5,014,590	5,043,190	4,989,450	5,034,960	4,893,320	4,688,690	4,454,760	4,392,410	4,307,270	4,289,110	4,257,470	4,282,000	4,340,460	.,,	4,508,780	.,,	4,633,620	.,,	4,766,890	4,867,680	4,698,960	4,665,520
	不良債権比率(%)	6.2	5.9	5.9	6.2	6.3	7.0	8.4	8.3	7.4	6.8	5.8	5.3	4.0	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4	2.6	2.5
	不良債権処分損(兆円)	13.6	2.3	6.9	2.3	6.1	3.0	9.7	1.8	6.7	2.5	5.4	1.5	2.8	0.2	0.4	0.2	1.0	0.8	1.1	1.3	3.1	1.0	1.7
(118)	実質業務純益(兆円)	5.8	2.4	5.0	2.4	5.2	3.1	6.0	3.0	6.0	3.0	5.9	2.9	5.9	3.0	5.8	2.5	5.5	2.6	5.1	2.1	3.8	2.3	4.7

		11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期
協同組織	載総 与 信 (億 円)	979,070		906,120		964,370		955,590		945,270		927,430		908,080		902,330		906,780		907,650		921,620		924,700
金融機	金融再生法開示債権(億円)	86,080	1	91,300		93,550		92,350		91,680		80,080		69,780		61,900		57,550		56,630		51,640	, <i>I</i> !	50,620
	破産更生等債権(億円)	38,840	1 1	34,610	- 1	34,000	- 1	29,920	- /	29,550		26,580		22,350	- 1	19,450	- 1	18,320	- 1	17,800	1	19,660	, //	18,670
	危 険 債 権(億円)	29,760	1 /	34,560	- 1	35,930	- 1	35,970	- 1	36,070	- /	33,610	- 1	31,040	- 1	29,100	- 1	28,170	- 1	28,780	l <i>1</i>	27,130	, //	27,790
	要管理債権(億円)	17,480	1 /	22,130	- 1	23,620	- 1	26,460	- 1	26,050	- 1	19,900	- 1	16,390	- 1	13,350	- 1	11,060	- 1	10,040	1	4,850	, //	4,150
	正常債権(億円)	892,990	1 /	814,820	- 1	870,820	- 1	863,240	- 1	853,530	- 1	847,320	- 1	838,290	- 1	840,390	- 1	849,210	- 1	850,990	1	869,950	, //	874,040
	不良債権比率(%)	8.8	1 /	10.1	- 1	9.7	- 1	9.7	- 1	9.7	- 1	8.6	- 1	7.7	- 1	6.9	- 1	6.3	- 1	6.2	1	5.6	/ /	5.5
	不良債権処分損(兆円)	1.8	1 /	1.2	- 1	0.9	- 1	0.9	- 1	0.8	- 1	0.6	- 1	0.5	- 1	0.4	- 1	0.5	1	0.4	1	8.0	, / [0.6
(447)	実質業務純益(兆円)	0.2	1 /	0.2	- 1	0.9	- 1	8.0	- 1	1.3	- 1	1.1		1.2	- 1	1.3	- 1	1.3	- 1	1.2	1 1	0.0	, / [1.1
信用	総与信(億円)	764,960	1 /	693,080	- 1	751,620	- 1	750,180	- 1	746,830	- 1	728,090	- 1	708,680	- 1	699,650	- 1	702,740	- 1	704,580		712,600	, / 「	712,350
金庫	金融再生法開示債権(億円)	68,100	1	68,440	- 1	71,840	- 1	75,930	- 1	74,170	- 1	65,210	- 1	56,610	- 1	49,930	- 1	45,980	- 1	45,160		41,460	, / !	41,160
	破産更生等債権(億円)	31,260	1 1	26,080	- 1	25,380	- 1	23,580	- 1	23,500	- 1	21,000	- 1	17,260	- 1	14,990	- 1	14,040	- 1	13,320		15,030	, / !	14,300
	危 険 債 権(億円)	23,070	1 1	26,210	- 1	29,000	- 1	30,850	- 1	30,210	- 1	28,370	- 1	26,470	- 1	24,500	- 1	23,550	1	24,310		22,940	, / !	23,820
	要管理債権(億円)	13,770	1 1	16,150	- 1	17,460	1	21,510	- 1	20,460	- 1	15,830	- 1	12,880	- 1	10,430	- 1	8,390	1	7,540		3,500	, / '	3,050
	正常債権(億円)	696,860	1 /	624,640	- 1	679,780	- 1	674,250	- 1	672,600	- 1	662,850	- 1	652,070	- 1	649,710	- 1	656,760	- 1	659,400		671,120	, / '	671,160
(273)		8.9	1 1	9.9	- 1	9.6	- 1	10.1	- 1	9.9	- 1	9.0	- 1	8.0	- 1	7.1	- 1	6.5	- 1	6.4		5.8	, / !	5.8
信用組合	総与信(億円)	140,750	1 1	137,000	- 1	133,080	- 1	118,580	- 1	104,270	- 1	100,190	- 1	99,670	- 1	100,250	- 1	99,920	- 1	99,010		98,970	, / !	98,440
*0.0	金融再生法開示債権(億円)	17,240	1	21,980	- 1	20,590	- 1	15,100	- 1	15,980	- 1	13,350	- 1	11,830	- 1	10,710	- 1	10,340	- 1	10,180		8,900	, / !	8,110
	破産更生等債権(億円)	7,400	1	8,270	- 1	8,310	- 1	5,980	- 1	5,700	- 1	5,170	- 1	4,490	- 1	3,950	- 1	3,840	- 1	4,020		4,170	, / '	3,890
	危 険 債 権(億円)	6,340	1 /	7,950	- 1	6,300	- 1	4,360	- 1	4,960	- 1	4,330	- 1	4,050	- 1	3,990	- 1	3,960	- 1	3,770		3,470	, / !	3,230
	要管理債権(億円)	3,500	1 /	5,760	- 1	5,980	- 1	4,760	1	5,330	- 1	3,850	1	3,290	- 1	2,760	- 1	2,540	1	2,400		1,260	, / !	990
	正常債権(億円)	123,510	1 /	115,020	- 1	112,490	1	103,480	1	88,270	1	86,840	1	87,840	- 1	89,520	- 1	89,570	1	88,800		90,050	, / !	90,310
(160)		12.2	1 /	16.0	1	15.5	1	12.7	1	15.3	1	13.3	1	11.9	- 1	10.7	1	10.3	1	10.3	1	9.0	, / '	8.2
預金取3 全融機F	及総 与 信 (億 円)	6,492,900	1 /	6,267,360	1	6,335,630	1	6,076,350	1	5,691,090	1	5,482,480	1	5,369,350	- 1	5,477,050	1	5,633,340	1	5,723,920		5,908,890	. / .	5,707,420
MATRIE	金融再生法開示債権(億円)	425,510	1 /	409,350	1	429,850	1	524,420	1	445,070	1	346,020	1	249,040	1	195,620	1	177,290	1	170,680		171,220	. /	167,820
	破 産 更 生 等 債 権 (億円)	142,050	1	112,470	1	110,610	1	103,960	1	87,020	1	70,090	1	54,660	1	43,030	1	38,990	1	37,980		53,560	. /	47,420
	危 険 債 権(億円)	203,910	1 /	197,040	1	186,270	1	229,120	1	166,200	1	145,480	1	119,400	1	92,340	1	88,700	1	86,100		91,470	. /	95,070
	要管理債権(億円)	79,550	1	99,840	1	132,970	1	191,340	1	191,840	1	130,440		74,990	1	60,250	1	49,600	1	46,610	1	26,190	. /	25,330
		6,067,390	1/	5,858,010	1	5,905,780	1	5,551,930	1	5,245,940	l	5,136,430		5,120,290	1	5,281,410	1	5,456,030	1	5,553,190	1	5,737,630	./	5,539,560
	不良債権比率(%)	6.6	1	6.5	1	6.8	1	8.6	I	7.8		6.3		4.6	l	3.6	l	3.1	1	3.0	/	2.9	1 1	2.9
(505)	不良債権処分損(兆円)	15.4	· I	8.1	l	7.0		10.6	1	7.3		6.0 7.0		3.4	1	0.8	1	1.5		1.4	l l	3.9	/ !	2.3 5.8
(565)	実 質 業 務 純 益(兆 円)	6.0		5.2		6.1		6.8		7.3		7.0		/.1		/.1		6.7		6.3		3.9		5.8

- (注) 1 計数は、不良債権処分損及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
 - 2. ()内は22年3月期時点の対象金融機関数。

 - 2. () 内は22年3月前時周の7海至衛機関級。 3. 旧長屋競の計数は、11年3月期及511年9月期は日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を除き、12年3月期は日本債券信用銀行を除ぐ。 14年3月期までは日本順業銀行を含み、16年9月期以降は、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含み、18年9月期以降は、18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。 4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。) 5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降降玉94々3銀行を含む。

 - 6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの。

 - 10. 不良債権処分損及び実質業務純益については9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(単位:兆円)

	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期
金融再生法開示債権	▲ 7.9	▲ 3.7	▲ 8.7	▲ 2.8	▲ 8.7	▲ 2.0	▲ 4.6	1 .0	▲ 1.4	▲ 0.1	▲ 0.6	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.3	▲ 0.2
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 2.9	▲ 5.5	▲ 4.1	▲ 5.2	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 1.5	+ 0.1	0.0
[増減要因] 債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 1.7	+ 3.0	+ 1.8	+ 2.1	+ 1.1	+ 1.5	+ 0.6	+ 1.0	+ 0.7	+ 1.2	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.8	+ 0.9
危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	0.0	+ 0.1	+ 0.1
債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.1	0.0	+ 0.2	+ 0.1	0.0	+ 0.1	+ 0.1
再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	0.0	0.0	+ 0.2	+ 0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 2.2	▲ 3.8	▲ 1.9	▲ 3.4	▲ 1.0	▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 0.7	▲ 2.3	▲ 0.4	▲ 0.7
債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 2.0	▲ 3.3	1 .3	▲ 1.9	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.3	▲ 0.4
再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.6	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 1.4	▲ 0.2	▲ 0.3
危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 2.7	▲ 3.3	▲ 4.2	▲ 2.3	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.5
返済等(**)	▲ 0.7	0.0	▲ 1.7	0.0	▲ 1.9	▲ 0.2	▲ 0.7	+ 0.1	▲ 0.2	+ 0.2	0.0	▲ 0.1	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.2
うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 0.8	▲ 3.2	+ 1.3	▲ 3.5	▲ 1.3	▲ 3.4	▲ 0.5	▲ 0.6	+ 0.2	▲ 0.4	+ 1.2	+ 2.1	+ 0.3	▲ 0.2
[増減要因] 債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 1.9	+ 3.3	+ 2.3	+ 3.1	+ 1.4	+ 1.9	+ 1.2	+ 2.7	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 2.2	+ 3.3
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 2.7	+ 3.3	+ 4.2	+ 2.3	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.7	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.5
オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 5.4	▲ 9.8	▲ 5.3	▲ 8.9	▲ 3.5	▲ 6.3	▲ 2.2	4 .0	▲ 2.1	▲ 3.6	1 .8	▲ 3.1	▲ 2.4	▲ 4.1

⁽注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

^{2. 22}年3月期時点の対象金融機関数は118行。

^{3.} 都銀・旧長信銀・信託(16年9月期以降は同年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含み、18年9月期以降は同年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

^{4. 15}年3月期以降の計数は、UFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、15年9月期~17年9月期の計数はみずほフィナンシャルグループ各行の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降の計数は、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年5月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期~21年9月期の計数は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期~20年9月期の計数は現行の再生専門子会社分を含み、17年9月期~20年9月期の計数は福岡銀行の再生専門子会社分を含み、20年3月期以降の計数は北都銀行の再生専門子会社分を含む。21年3月期~21年9月期の計数は福岡銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期~21年9月期の計数は福岡銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期~21年9月期の計数は福岡銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期以降の計数は北都銀行の再生専門子会社分を含む。

^{5.9}月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

^{*} 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。

^{**「}返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

保全額

合計 担保·保証等

引当

19.2

(71.8)

12.8

(47.8)

(23.9)

6.4

17.0

(70.8)

11.5

(48.2)

(22.6)

5.4

14.8

(73.0)

(47.7)

9.7

5.1

(25.3)

13.1

(75.1)

(48.3)

8.4

4.7

(26.8)

10.6

(77.9)

(46.6)

(31.3)

6.3

4.3

9.3

(77.3)

(43.7)

5.3

4.1

(33.6)

5.9

3.3

2.6

(34.5)

(79.5)

(45.0)

主要行

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(単位:兆円、%)

20年9月期 21年3月期 21年9月期 14年3月期 14年9月期 15年3月期 15年9月期 16年3月期 16年9月期 17年3月期 17年9月期 18年3月期 18年9月期 19年3月期 19年9月期 20年3月期 22年3月期 債権額 3.2 2.2 1.5 8.0 8.0 2.8 2.2 1.6 1.1 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.8 1.0 保全額 3.2 2.8 2.2 2.2 1.5 1.6 1.1 0.8 0.5 0.4 0.4 0.8 1.0 0.9 0.8 0.4 0.4 (100.0)(100.0)(100.0)(100.0)(100.0)(100.0)(100.0)(100.0)(100.0)(100.0)(100.0)(100.0)(100.0)(100.0)(100.0)(100.0)(100.0)担保•保証等 2.8 2.6 2.0 1.5 0.7 2.0 1.4 1.0 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.7 1.0 0.8 0.7 (88.7) (90.9)(91.5)(92.5)(92.9)(93.6)(92.5)(92.3)(92.5)(92.8) (91.0)91.7) 91.1) (90.5)(92.1) (91.2) (91.5)る 債 権 0.3 0.4 0.2 0.2 0.1 0.1 0.1 0.1 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.1 0.1 (11.3)(9.1)(8.5)(7.4)(7.1)(6.4)(7.5)(7.7)(7.5)7.1) 9.0) 8.9) 9.5) 7.9) 8.5) 8.3) (8.8) 12.2 2.4 2.6 債権額 9.5 6.6 6.2 5.2 7.1 3.6 3.1 1.9 1.6 1.9 2.1 1.7 2.1 2.9 9.9 7.8 5.2 4.7 5.4 3.2 2.8 1.7 1.5 1.6 1.4 1.8 2.4 2.2 保全額 5.7 1.8 1.9 (81.3)(84.6)(76.9)(87.5)(91.9)85.0) 86.9) 86.9) (85.7) 81.3) 84.9) (81.9)(86.0)(89.6)(89.4)(91.9)84.0) 担保·保証等 5.5 2.4 1.5 1.3 4.3 3.1 2.7 1.4 1.0 8.0 0.9 0.9 1.1 1.1 債 権 (46.5)(32.0)(40.2)42.2) 52.9) (53.5)50.8 (44.9)(45.7)(47.0)(44.6)(45.1)(54.7)(54.8)44.2) 48.1) 50.3 引当 4.5 3.4 2.6 2.5 2.2 3.2 1.7 1.4 0.7 0.6 8.0 0.9 0.6 0.7 8.0 1.0 0.9 (32.1) (36.5)(36.2)(39.1)(40.0)(43.1)(44.9)(47.3)(44.3)(37.1)(37.1)(42.8)(42.7)(34.1) (33.2)(33.7)(34.1) 債権額 11.3 11.6 11.5 9.1 7.0 3.4 2.7 2.3 2.3 1.9 1.8 1.5 1.7 1.3 1.1 1.1 1.1 0.7 保全額 6.1 6.4 7.0 5.7 4.5 2.3 1.7 1.3 1.3 1.2 1.1 0.9 0.9 8.0 0.6 0.6 (53.5)(54.7)(64.5)(67.7)(64.8) (58.0) (60.5)(62.6)(61.1)(59.5)(59.9)63.4) 59.5) 56.4) 56.1) 56.2 59.6) 担保·保証等 4.5 4.6 4.6 3.7 2.6 1.5 0.9 0.8 8.0 0.7 0.7 0.5 0.5 0.4 0.3 0.3 0.4 債 (39.5)(39.9)(39.9)(40.2)(36.9)(44.5)(33.2)(33.9)(34.3)(39.6)38.4) 30.9) 28.4) (33.2)29.8 (31.0) 36.2) 権 引当 1.6 1.7 2.0 1.9 8.0 0.8 0.5 0.3 2.4 0.6 0.6 0.5 0.4 0.4 0.3 0.3 0.3 (14.0)(14.8)(20.6)(22.5)(27.6)(23.1)(27.8)(25.6)(25.6)(25.2)25.0) 28.6) 27.9) (24.8)26.3) (25.2) 23.5) 債権額 26.8 239 175 13.6 12.1 7.4 4.1 3.8 4.2 4.5 4.5 20.2 6.1 4.6 3.9 4.0 4.9

4.9

29

2.0

(79.7)

(46.9)

(32.8)

3.6

(77.2)

2.3

1.3

(28.2)

(49.0)

3.1

2.0

1.1

(79.7)

(51.7)

(28.0)

3.1

1.9

1.3

45.4)

(31.7)

(77.1)

3.1

1.8

1.3

44.5)

(33.8)

(78.2)

2.8

1.8

1.1

46.6)

(28.4)

(75.0)

3.3

22

1.1

(79.4)

(53.6)

(25.7)

3.6

2.4

1.2

53.6)

(25.7)

(79.3)

4.0

2.6

1.3

53.7

(27.1)

(80.8)

3.7

2.4

1.2

54.1)

(27.0)

(81.1)

地域銀行 (単位:兆円、%)

		14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期
■こ破	債権額	3.9	3.8	3.5	3.4	2.9	2.5	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9
れた産	保全額	3.9	3.8	3.5	3.4	2.9	2.5	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9
に更		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
準借	担保•保証等	2.4	2.3	2.3	2.1	1.8	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.3	1.4	1.3	1.2
す権		(63.0)	(62.0)	(64.1)	(63.0)	(62.4)	(63.4)	(64.4)	(62.8)	(63.2)	(62.5)	(63.5)	(63.0)	(65.3)	(64.8)	(64.2)	(62.7)	(61.9)
しる及び	引当	1.4	1.4	1.3	1.2	1.1	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.7	8.0	0.8	0.7
権		(37.0)	(38.0)	(35.9)	(37.0)	(37.6)	(36.5)	(35.6)	(37.2)	(36.8)	(37.5)	(36.5)	(36.9)	(34.6)	(35.1)	(35.7)	(37.2)	(38.1)
	債権額	6.3	6.4	6.2	6.0	5.9	5.5	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8
	保全額	5.4	5.4	5.3	5.1	5.0	4.7	4.3	4.1	3.8	3.7	3.5	3.5	3.4	3.5	3.4	3.3	3.2
危		(85.4)	(84.5)	(84.4)	(84.6)	(85.2)	(85.6)	(85.3)	(84.8)	(84.9)	(85.2)	(85.7)	(85.5)	(85.7)	(85.5)	(85.2)	(84.5)	(84.3)
険債	担保•保証等	3.7	3.7	3.5	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.4
権		(58.7)	(57.2)	(56.7)	(56.0)	(54.7)	(54.1)	(54.2)	(54.9)	(56.1)	(56.6)	(58.2)	(58.8)	(60.3)	(62.2)	(63.0)	(63.8)	(64.0)
	引当	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.7	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8
		(26.7)	(27.3)	(27.7)	(28.6)	(30.5)	(31.5)	(31.1)	(29.9)	(28.9)	(28.5)	(27.5)	(26.7)	(25.4)	(23.4)	(22.2)	(20.7)	(20.3)
	債権額	4.6	4.8	4.9	4.5	4.1	3.6	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9
要	保全額	2.9	3.0	3.0	2.8	2.5	2.1	1.8	1.7	1.4	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.5	0.6	0.5
管		(64.0)	(61.8)	(62.4)	(62.4)	(60.6)	(59.1)	(58.6)	(58.7)	(57.1)	(57.1)	(55.4)	(54.6)	(52.4)	(52.0)	(52.1)	(52.1)	(54.3)
理	担保•保証等	2.4	2.3	2.3	2.1	1.7	1.4	1.2	1.1	0.9	0.9	8.0	0.7	0.7	0.7	0.4	0.4	0.4
慎 梅		(51.0)	(48.6)	(47.4)	(46.7)	(42.8)	(40.4)	(38.8)	(38.6)	(37.9)	(38.0)	(36.4)	(35.1)	(34.5)	(34.9)	(35.9)	(36.6)	(38.8)
112	引当	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1
		(12.9)	(13.2)	(14.9)	(15.7)	(17.8)	(18.8)	(19.8)	(20.0)	(19.2)	(19.1)	(19.0)	(19.5)	(17.9)	(17.1)	(16.2)	(15.5)	(15.5)
	債権額	14.8	15.0	14.7	13.9	12.8	11.6	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.5	8.0	7.2	7.1	6.7
	保全額	12.2	12.2	11.8	11.3	10.3	9.3	8.3	7.8	7.0	6.7	6.3	6.3	6.0	6.4	6.1	6.0	5.7
		(82.4)	(81.1)	(80.8)	(81.1)	(80.7)	(80.6)	(80.4)	(80.3)	(80.4)	(80.7)	(80.7)	(80.5)	(80.0)	(80.7)	(85.2)	(84.3)	(84.7)
合計	担保·保証等	8.5	8.3	8.1	7.6	6.7	6.0	5.4	5.0	4.6	4.4	4.2	4.2	4.1	4.5	4.3	4.2	4.0
		(57.3)	(55.6)	(55.4)	(54.7)	(52.6)	(51.9)	(51.7)	(51.8)	(52.5)	(52.8)	(53.5)	(53.5)	(54.6)	(56.1)	(59.7)	(59.4)	(59.9)
	引当	3.7	3.8	3.7	3.7	3.6	3.3	3.0	2.8	2.4	2.3	2.1	2.1	1.9	2.0	1.8	1.8	1.7
		(25.1)	(25.5)	(25.4)	(26.4)	(28.1)	(28.7)	(28.7)	(28.6)	(27.9)	(27.8)	(27.2)	(27.0)	(25.4)	(24.7)	(25.6)	(24.9)	(24.8)

全国銀行 (単位:兆円、%)

		14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期
しこ破	債権額	7.4	7.0	5.7	5.6	4.4	4.1	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9
加産	保全額	7.4	7.0	5.7	5.6	4.4	4.1	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9
した更にませ		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
単準債	担保·保証等	5.5	5.1	4.3	4.2	3.2	3.1	2.4	2.0	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4	2.0	2.5	2.3	2.1
Ⅱ9権		(75.0)	(74.1)	(74.4)	(74.7)	(72.8)	(75.1)	(73.6)	(70.9)	(69.6)	(68.5)	(68.9)	(69.3)	(71.1)	(72.8)	(74.1)	(72.6)	(71.7)
■6及び	引当	1.8	1.8	1.5	1.4	1.2	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8	0.9	0.9	0.8
権		(25.0)	(25.9)	(25.5)	(25.3)	(27.2)	(24.9)	(26.4)	(29.1)	(30.4)	(31.5)	(31.1)	(30.7)	(28.9)	(27.2)	(25.9)	(27.4)	(28.2)
	債権額	19.3	16.4	13.0	12.3	11.2	12.7	8.8	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.4	6.9	6.7
	保全額	16.1	13.6	11.1	10.5	9.8	10.2	7.6	6.9	5.5	5.2	5.2	5.4	4.9	5.3	5.4	5.8	5.7
危险		(83.1)	(83.2)	(85.4)	(84.8)	(87.4)	(80.8)	(86.4)	(86.7)	(87.0)	(86.9)	(85.5)	(86.0)	(86.2)	(85.6)	(83.9)	(84.4)	(85.1)
Ⅲ 険 Ⅲ 債	担保·保証等	9.7	8.3	6.7	6.2	5.7	5.3	4.3	4.1	3.5	3.3	3.2	3.4	3.3	3.7	3.7	4.0	4.0
権		(50.1)	(50.7)	(51.8)	(50.2)	(50.7)	(41.6)	(48.4)	(50.9)	(55.5)	(56.1)	(53.1)	(53.8)	(58.2)	(59.2)	(57.3)	(58.1)	(59.6)
	引当	6.4	5.3	4.4	4.3	4.1	5.0	3.4	2.9	2.0	1.8	2.0	2.0	1.6	1.6	1.7	1.8	1.7
		(33.1)	(32.6)	(33.6)	(34.6)	(36.7)	(39.2)	(38.0)	(35.8)	(31.5)	(30.8)	(32.4)	(32.2)	(27.9)	(26.4)	(26.6)	(26.3)	(25.5)
	債権額	16.5	16.8	16.6	13.7	11.1	7.0	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1
要	保全額	9.4	9.6	10.2	8.6	7.0	4.4	3.5	3.0	2.7	2.5	2.3	2.0	2.0	1.8	1.2	1.2	1.2
管		(56.8)	(57.1)	(61.3)	(62.7)	(63.2)	(63.4)	(59.8)	(59.1)	(58.5)	(60.6)	(59.1)	(56.8)	(54.1)	(54.3)	(54.4)	(54.8)	(57.3)
理	担保·保証等	7.0	7.1	7.0	5.8	4.3	3.0	2.1	1.9	1.7	1.6	1.4	1.2	1.1	1.1	0.7	0.8	0.8
損		(42.4)	(42.5)	(42.2)	(42.4)	(39.1)	(42.5)	(36.2)	(36.6)	(36.1)	(38.7)	(37.3)	(33.4)	(31.4)	(34.0)	(32.7)	(34.3)	(37.1)
TE	引当	2.4	2.4	3.2	2.8	2.7	1.5	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.5	0.5	0.4
		(14.4)	(14.6)	(19.1)	(20.3)	(24.0)	(21.0)	(23.6)	(22.6)	(22.4)	(21.9)	(21.9)	(23.3)	(22.6)	(20.3)	(21.6)	(20.5)	(20.1)
	債権額	43.2	40.1	35.3	31.6	26.6	23.8	17.9	15.9	13.4	12.3	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.3	11.7
	保全額	32.8	30.1	27.0	24.6	21.1	18.8	14.4	12.8	10.6	9.9	9.5	9.5	8.9	9.9	9.9	10.2	9.8
		(75.9)	(75.2)	(76.5)	(77.9)	(79.4)	(79.1)	(80.2)	(80.2)	(79.3)	(80.3)	(79.5)	(79.8)	(78.3)	(80.3)	(83.2)	(83.2)	(83.7)
合計	担保·保証等	22.2	20.6	18.0	16.2	13.2	11.3	8.8	7.9	6.8	6.4	6.1	6.0	5.9	6.8	6.9	7.1	6.9
		(51.4)	(51.3)	(51.0)	(51.1)	(49.5)	(47.7)	(49.0)	(49.8)	(51.2)	(52.4)	(50.8)	(50.5)	(51.9)	(55.4)	(57.7)	(57.6)	(58.5)
	引当	10.6	9.6	9.0	8.5	7.9	7.5	5.6	4.8	3.8	3.4	3.4	3.5	3.0	3.1	3.1	3.1	3.0
		(24.5)	(23.9)	(25.5)	(26.8)	(29.9)	(31.4)	(31.2)	(30.3)	(28.1)	(27.9)	(28.8)	(29.3)	(26.4)	(24.9)	(25.5)	(25.5)	(25.2)

⁽注) 1.()内の計数は保全率。

^{2.} 主要行の計数は都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。)

^{3.} 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

^{4.} 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。) 及び地域銀行を集計。

¹⁶年3月期以降の計数は西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期~21年9月期の計数は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期~20年9月期の計数は親和銀行の再生専門子会社分を含み、

²⁰年3月期以降の計数は東和銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期~21年9月期の計数は福岡銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期以降の計数は北都銀行の再生専門子会社分を含む。

^{6.} 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

資9-2-13

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移 (アンケートによる全数調査)

主要行(9行)

(単位: 億円)

	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	3,947	10,262	4,496	12,791	6,517	15,904	3,230	5,285	2,770	4,239	985	2,085	744	1,161	1,383	2,709
直前期における評価額 (処分可能見込額)[B]	9,712	3,457	8,850	3,904	10,471	5,152	12,014	2,010	3,443	1,548	2,497	544	1,204	481	849	1,109	2,007
А-В	1,307	490	1,412	592	2,320	1,365	3,891	1,220	1,841	1,222	1,742	441	882	263	311	274	703
A/B (%)	113.5	114.2	116.0	115.2	122.2	126.5	132.4	160.7	153.5	178.9	169.8	181.0	173.3	154.7	136.7	124.7	135.0
地域銀行(107行)																(单	鱼位: 億円)
	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	3,618	6,270	4,243	8,179	3,412	6,916	3,055	6,571	2,748	5,778	2,296	4,785	1,838	3,723	2,855	5,674
直前期における評価額 (処分可能見込額)[B]	6,154	3,224	5,674	4,017	7,440	2,789	5,549	2,124	4,419	1,804	3,648	1,411	2,911	1,182	2,586	2,186	4,392
A-B	48	394	596	226	739	623	1,367	931	2,152	943	2,130	885	1,874	656	1,137	668	1,282
A/B (%)	100.8	112.2	110.5	105.6	109.9	122.3	124.6	143.8	148.7	152.3	158.4	162.7	164.4	155.5	143.9	130.6	129.2
全国銀行(118行)																(肖	単位: 億円)
	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	7,649	16,751	8,845	21,322	9,931	23,066	6,317	11,991	5,536	10,039	3,285	6,910	3,417	5,055	4,429	10,351
直前期における評価額 (処分可能見込額)[B]	16,269	6,729	14,621	7,984	18,060	7,942	17,655	4,147	7,891	3,359	6,151	1,956	4,132	2,154	3,605	3,439	8,057
А-В	1,546	920	2,130	861	3,262	1,989	5,411	2,170	4,099	2,177	3,888	1,328	2,778	1,263	1,450	991	2,293
A/B (%)	109.5	113.7	114.6	110.8	118.1	125.0	130.6	152.3	152.0	164.8	163.2	167.9	167.2	158.6	140.2	128.8	128.5

⁽注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。)

^{2.} 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

^{3.} 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)及び地域銀行を集計。

^{4.()}は22年3月期時点の対象金融機関数。

^{5.9}月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

資9-2-14

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(単位:億円)

													(十二:10:13)
		5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期
不	良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692	77,634	132,583			22,745	69,441	22,795	61,076
					(110,669)	(62,099)	(108,188)	(22,827)	(104,403)	(15,869)	(53,975)	(15,173)	(42,898)
	貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873	34,473	84,025	21,130	81,181	10,076	25,313	11,886	27,319
					(55,758)	(25,342)	(65,522)	(15,652)	(54,901)	(4,757)	(13,388)	(6,041)	(13,706)
	直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802	43,158	39,927	6,854	47,093	9,002	38,646	9,674	30,717
					(54,901)	(36,756)	(35,005)	(6,306)	(42,677)	(8,123)	(36,094)	(8,062)	(26,500)
	貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213	9,730	8,506	3,300	23,772	6,071	18,807	8,475	25,202
					(15,676)	(8,495)	(7,912)	(3,125)	(22,549)	(5,845)	(17,335)	(7,064)	(22,014)
	バルクセール	2,191	18,546	21,025	42,589	33,428	31,421	846	23,321	801	19,839	566	5,516
	による売却損等				(39,225)	(28,261)	(27,093)	(822)	(20,128)	(771)	(18,759)	(533)	(4,486)
	その他	2,714	6,361	10,216	3,017	3	8,631	1,156	8,035	3,667	5,482	1,235	3,040
					(10)	(1)	(7,661)	(869)	(6,825)	(2,989)	(4,493)	(1,070)	(2,691)
4	年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134	318,768	451,351	486,254	587,660	610,405	657,101	679,896	718,177
					(218,111)	(280,210)	(388,398)	(415,417)	(492,801)	(508,670)	(546,776)	(561,949)	(589,674)
直	[接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022	156,180	196,107	205,961	243,200	255,201	281,846	291,520	312,563
					(108,121)	(144,877)	(179,882)	(186,188)	(222,559)	(230,682)	(258,653)	(266,715)	(285,153)
リ	スク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043	217,890	297,580	262,780	296,270	297,150	303,660	318,190	325,150
					(218,682)	(164,406)	(219,780)	(182,090)	(202,500)	(192,170)	(197,720)	(192,920)	(192,810)
貸	倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930	123,340	178,150	169,320	147,970	131,400	122,300	122,280	115,550
1.					(103,450)	(93,880)	(136,010)	(125,470)	(92,580)	(80,130)	(76,780)		(69,390)
	(うち、個別貸倒	18,670	30,234	42,984	114,270	104,360	159,290	147,230	112,320	96,020	83,640	79,460	72,420
	引当金残高)				(90,700)	(80,770)	(122,600)	(110,020)	(68,130)	(56,160)	(49,820)	(46,170)	(39,170)

(単位:億円)

		13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
不	良債権処分損	29,553	97,221	18,473	66,584	25,077	53,742	14,849	28,475	1,639	3,629	1,607	10,460
		(20,456)	(77,212)	(10,706)	(51,048)	(16,847)	(34,607)	(10,879)	(19,621)	(▲1,928)	(▲ 2,803)	(▲1,872)	(2,729)
	貸倒引当金繰入額	14,912	51,959	8,172	31,011	9,170	16,157	4,572	940	▲ 1,397	▲ 3,722	▲ 263	5,239
		(8,754)	(38,062)	(2,228)	(20,418)	(4,156)	(4,202)	(2,032)	(▲4,262)	(▲3,655)	$(\triangle 6,963)$	(▲2,528)	(537)
	直接償却等	13,218	39,745	9,764	35,201	14,962	37,335	9,348	27,536	2,762	7,020	1,974	5,373
		(10,593)	(34,136)	(8,050)	(30,376)	(11,869)	(30,472)	(7,914)	(23,862)	(1,427)	(3,804)	(795)	(2,369)
	貸出金償却	11,988	32,042	8,011	21,627	13,224	25,166	7,272	17,114	2,357	4,786	1,658	3,893
		(9,582)	(27,183)	(6,606)	(17,737)	(10,481)	(19,852)	(6,258)	(14,743)	(1,273)	(2,344)	(803)	(2,077)
	バルクセール	1,230	7,703	1,753	13,574	1,738	12,169	2,076	10,422	405	2,235	316	1,479
	による売却損等	(1,011)	(6,953)	(1,443)	(12,640)	(1,388)	(10,621)	(1,656)	(9,119)	(154)	(1,461)	(▲8)	(292)
	その他	1,423	5,517	538	372	945	250	959	▲ 1	274	332	▲ 103	▲ 152
		(1,108)	(5,013)	(428)	(253)	(822)	(▲68)	(964)	(21)	(300)	(356)	(▲138)	(▲171)
4	年度以降の累計	747,730	815,398	833,871	881,982	907,059	935,724	950,573	964,199	965,838	967,828	969,435	978,288
		(610,130)	(666,886)	(677,592)	(717,934)	(734,781)	(752,541)	(763,420)	(772,162)	(770,234)	(769,359)	(767,487)	(772,088)
直	接償却等の累計	325,781	352,308	362,072	387,509	402,471	424,844	434,192	452,380	455,142	459,400	461,374	464,773
		(295,746)	(319,289)	(327,339)	(349,665)	(361,534)	(380,137)	(388,051)	(403,999)	(405,426)	(407,803)	(408,598)	(410,172)
IJ	スク管理債権残高	356,730	420,280	392,250	348,490	312,440	262,040	232,090	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540
		(217,540)	(276,260)	(245,770)	(204,330)	(175,340)	(135,670)	(117,680)	(72,900)	(60,160)	(45,240)	(38,230)	(40,040)
貸	:倒引当金残高	115,640	133,530	126,450	125,850	109,160	114,300	102,090	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960
1.		(69,070)	(86,570)	(78,010)	(78,970)	(63,300)	(69,030)	(59,920)	(47,390)	(37,640)	(32,470)	(28,790)	(30,200)
	(うち、個別貸倒	70,860	78,860	71,680	60,810	55,350	54,410	60,790	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200
Ш	引当金残高)	(37,840)	(46,690)	(38,880)	(30,020)	(24,980)	(25,750)	(33,860)	(20,000)	(16,110)	(8,910)	(7,170)	(9,590)

(単位:億円)

							(T- 12 : 10 17
		19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期
不	良債権処分損	7.815	11.238	13.101	30,938	9,733	
ľ		(4,043)	(4,110)	(7,800)	(19,119)	(6,021)	
	貸倒引当金繰入額	4,657	2,893	6,476	15,318	5,153	8,028
		(1,769)	(▲1,573)	(2,770)	(7,255)	(2,545)	(3,530)
	直接償却等	3,084	8,206	6,451	15,328	4,477	8,574
		(2,214)	(5,770)	(4,962)	(11,779)	(3,469)	(6,078)
	貸出金償却	2,836	6,275	6,088	13,933	3,847	7,003
		(2,084)	(4,499)	(4,741)	(10,797)	(2,956)	(5,021)
	バルクセール	249	1,931	364	1,395	631	.,
	による売却損等	(130)	(1,271)	(221)	(981)	(513)	(1,057)
	その他	74	139	174	291	103	
		(60)	(▲86)	(68)	(85)	(6)	
4	年度以降の累計	986,103	989,526	1,002,627	1,020,464	1,030,197	
		(776,131)	(776,198)	(783,998)	(795,317)	(801,338)	
直	[接償却等の累計	467,857	472,979	479,430	488,307	492,784	496,881
L		(412,386)	(415,942)	(420,904)	(427,721)	(431,190)	(433,799)
リ	スク管理債権残高	116,310	111,690	120,120	116,100	119,630	114,280
		(39,150)	(36,990)	(41,430)	(45,370)	(49,380)	(48,190)
貸	倒引当金残高	58,820	52,730	54,430	58,650	59,170	57,020
Ι.		(30,140)	(25,800)	(26,440)	(30,270)	(30,740)	(29,630)
	(うち、個別貸倒	27,610	22,720	24,670	27,090	28,160	26,770
	引当金残高)	(10,300)	(6,840)	(8,170)	(10,070)	(11,720)	(11,220)

- (注) 1. ()内は、都銀・旧長信銀・信託(16年9月期以降は16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行の計数を含み、18年9月期以降は18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)のみの計数。
 - 2.7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみの計数。
 - 3.8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
 - 4. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。また、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は、石川銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、中部銀行を含まない。
 - 5. 不良債権処分損については、10年9月期~11年9月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
 - 6. リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期及び11年9月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
 - 7. リスク管理債権残高、貸倒引当金残高の計数については、15年9月期~17年9月期はみずほグループ各行の再生専門子会社分を含み、15年3月期以降はUFJ銀行 (18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降は西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、 西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期~21年9月期は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、 17年9月期~20年9月期は親和銀行の再生専門子会社分を含み、20年3月期以降は東和銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期~21年9月期は福岡銀行の 再生専門子会社分を含み、21年3月期以降は北都銀行の再生専門子会社分を含む。
 - 8. リスク管理債権残高、貸倒引当金残高以外の計数については、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。また、16年3月期~18年3月期は、みずほグループ各行の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降は、UFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期~21年9月期は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期~20年9月期は親和銀行の再生専門子会社分を含み、20年3月期以降は東和銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期~21年9月期は福岡銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期~21年9月期は福岡銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期~21年9月期は福岡銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期以降は北都銀行の再生専門子会社分を含む。
 - 9. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
 - 10. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
 - 11. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
 - 12. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期~9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。
 - 13. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表6) リスク管理債権額等の推移

(単位:億円)

		10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	(単位:18円) 22年3月期
都銀・ 旧長信額	貸 出 金	3,658,660	3,603,630	3,201,850	3,113,050	3,165,460	3,153,740	3,135,880	3,052,490	2,932,230	2,766,790	2,638,740	2,545,070	2,475,810	2,425,200	2,360,950	2,386,020	2,426,790	2,453,150	2,446,820	2,457,800	2,494,870	2,546,070	2,620,060	2,495,450	2,449,130
·信託	リスク管理債権	219,780	220,080	202,500	192,170	197,720	192,920	192,810	217,540	276,260	245,770	204,330	175,340	135,670	117,680	72,900	60,160	45,240	38,230	40,040	39,150	36,990	41,430	45,370	49,380	48,190
	破綻先債権	47,230	47,760	22,820	17,440	16,750	22,910	17,830	14,680	15,290	14,360	8,670	7,420	4,590	3,490	2,120	2,150	1,410	1,580	1,310	1,220	1,360	4,360	6,170	5,260	3,820
	延 滞 債 権	82,590	89,550	129,220	127,570	126,360	114,730	103,160	109,600	142,240	112,060	78,810	76,090	61,230	79,870	43,210	35,210	21,090	17,630	20,590	23,030	18,670	23,310	27,750	32,760	32,460
	3ヶ月以上延滞債権	24,520	21,410	9,820	7,530	6,540	6,730	5,130	5,570	4,560	5,340	3,690	2,960	2,130	1,700	1,370	1,160	690	720	540	620	510	690	910	1,090	690
	貸出条件緩和債権	65,440	61,360	40,630	39,620	48,070	48,550	66,680	87,690	114,170	114,010	113,160	88,880	67,720	32,630	26,200	21,640	22,050	18,300	17,310	14,290	16,450	13,070	10,540	10,260	11,210
	貸倒引当金残高	136,010	125,470	92,580	80,130	76,780	77,130	69,390	69,070	86,570	78,010	78,970	63,300	69,030	59,920	47,390	37,640	32,470	28,790	30,200	30,140	25,800	26,440	30,270	30,740	29,630
(11)	個別貸倒引当金残高	122,600	110,020	68,130	56,160	49,820	46,170	39,170	37,840	46,690	38,880	30,020	24,980	25,750	33,860	20,000	16,110	8,910	7,170	9,590	10,300	6,840	8,170	10,070	11,720	11,220
都市銀行	貸 出 金	2,656,560	2,633,840	2,494,670	2,425,230	2,414,690	2,386,820	2,389,450	2,320,960	2,256,850	2,306,980	2,192,100	2,111,790	2,053,040	2,014,360	1,959,940	1,983,430	2,020,730	2,038,570	2,027,260	2,038,220	2,068,470	2,116,550	2,186,050	2,061,870	2,018,690
	リスク管理債権	128,190	123,400	128,840	123,740	120,480	118,830	128,950	148,740	211,800	201,670	174,480	149,940	116,260	101,540	62,100	51,650	39,070	32,790	34,000	33,930	32,020	36,860	38,870	40,570	39,210
	破綻先債権	28,050	22,860	13,620	9,900	9,220	10,270	9,520	9,760	9,800	10,550	7,050	6,010	3,370	2,650	1,720	1,840	1,150	1,370	1,140	1,090	1,230	3,150	4,760	4,010	2,980
	延 滞 債 権	45,770	53,720	80,080	79,860	81,470	79,330	76,380	78,320	111,020	92,370	67,760	66,560	51,710	70,290	36,850	30,090	18,870	15,900	18,060	20,160	16,520	21,080	23,440	26,530	26,320
	3ヶ月以上延滞債権	20,800	17,260	8,600	6,520	5,370	5,490	4,660	4,980	3,360	3,860	2,800	2,470	2,000	1,600	1,310	1,120	670	690	520	520	490	680	860	830	660
	貸出条件緩和債権	33,570	29,560	26,530	27,450	24,420	23,740	38,380	55,680	87,620	94,890	96,860	74,900	59,170	26,990	22,230	18,600	18,380	14,830	14,280	12,160	13,780	11,950	9,810	9,200	9,250
	貸倒引当金残高	86,380	72,320	61,750	51,460	51,050	49,110	48,520	49,180	66,440	63,450	67,130	52,760	59,950	50,680	40,770	31,910	27,750	24,650	25,140	24,970	21,480	22,440	25,100	25,520	25,040
(5)	個別貸倒引当金残高	76,410	60,860	42,630	32,970	31,740	29,210	27,740	27,310	37,150	31,780	25,560	20,820	21,940	29,250	17,150	13,430	7,520	6,140	8,070	8,740	5,860	7,110	8,070	9,470	9,190
旧長期信用	貸 出 金	467,880	454,950	228,720	224,220	299,370	326,240	317,560	313,580	275,140	72,910	69,440	66,540	61,880	61,050	60,490	63,590	69,870	79,220	84,380	88,520	93,070	95,900	83,620	80,060	78,020
銀行	リスク管理債権	46,800	52,900	20,910	20,060	37,890	39,500	31,670	32,890	26,470	10,880	4,270	2,800	1,820	1,430	1,480	1,190	630	480	600	770	930	1,510	2,810	2,870	4,770
	破綻先債権	9,480	11,800	1,460	1,530	3,070	7,870	5,360	2,660	3,670	2,070	220	160	190	80	30	20	10	40	10	0	10	660	660	660	510
	延 滞 債 権	18,670	19,290	13,820	14,070	18,200	14,350	10,680	12,750	12,370	5,420	2,150	1,760	1,350	1,110	1,300	930	390	230	400	580	550	540	1,940	1,760	3,780
	3ヶ月以上延滞債権	2,040	2,070	80	70	330	530	230	410	1,020	1,310	760	220	80	30	30	0	0	0	0	60	0	0	40	250	20
	貸出条件緩和債権	16,600	19,740	5,540	4,390	16,290	16,750	15,390	17,070	9,410	2,090	1,140	650	200	210	120	230	230	210	200	130	370	310	170	200	450
	貸倒引当金残高	23,310	27,890	11,160	12,080	14,050	17,640	11,850	10,490	9,620	5,460	4,160	3,740	3,400	3,190	2,580	2,320	1,930	1,610	1,690	1,570	1,460	1,410	2,490	2,310	2,180
(2)	個別貸倒引当金残高	21,730	25,940	9,360	10,270	9,550	10,460	6,490	5,050	3,690	2,640	1,500	1,530	1,500	1,360	1,050	970	700	520	570	680	490	500	980	730	1,020
信託 銀行	貸 出 金	534,220	514,840	478,460	463,600	451,400	440,680	428,870	417,950	400,240	386,910	377,190	366,730	360,900	349,800	340,510	339,010	336,190	335,350	335,180	331,050	333,330	333,620	350,390	353,520	352,420
	リスク管理債権	44,790	43,790	52,750	48,370	39,350	34,590	32,190	35,910	37,990	33,220	25,580	22,610	17,590	14,720	9,320	7,330	5,540	4,960	5,440	4,440	4,040	3,060	3,690	5,940	4,210
	破綻先債権	9,690	13,100	7,740	6,010	4,460	4,770	2,950	2,260	1,820	1,730	1,400	1,250	1,030	760	370	300	250	170	160	130	120	550	750	600	320
	延滞債権	18,150	16,540	35,320	33,640	26,690	21,050	16,100	18,530	18,860	14,270	8,890	7,760	8,170	8,470	5,070	4,190	1,830	1,500	2,430	2,280	1,610	1,690	2,370	4,470	2,360
	3ヶ月以上延滞債権	1,680	2,080	1,140	940	840	710	230	190	180	170	130	270	50	60	30	40	20	30	20	30	20	10	10	10	20
	貸出条件緩和債権	15,270	12,060	8,560	7,780	7,360	8,060	12,910	14,940	17,130	17,040	15,150	13,320	8,340	5,420	3,850	2,810	3,440	3,260	2,830	2,000	2,290	810	560	860	1,510
	貸倒引当金残高	26,320	25,260	19,670	16,590	11,680	10,380	9,020	9,400	10,510	9,100	7,680	6,810	5,680	6,040	4,040	3,410	2,790	2,530	3,370	3,600	2,860	2,580	2,680	2,900	2,410
(4)	個別貸倒引当金残高	24,460	23,220	16,140	12,920	8,530	6,500	4,930	5,470	5,850	4,470	2,960	2,620	2,310	3,250	1,800	1,700	700	510	950	880	490	570	1,020	1,510	1,010
主要行	貸 出 金	3,423,190	3,381,250	3,201,850	3,113,050	3,088,410	3,050,470	3,043,120	2,961,680	2,849,060	2,693,880	2,569,300	2,478,520	2,413,940	2,364,150	2,300,450	2,322,440	2,356,920	2,373,930	2,362,440	2,369,270	2,401,800	2,450,170	2,536,440	2,415,390	2,371,110
	リスク管理債権	188,680	182,080	202,500	192,170	179,820	167,460	173,950	200,060	260,940	234,890	200,060	172,550	133,850	116,260	71,420	58,970	44,610	37,750	39,440	38,370	36,060	39,920	42,560	46,510	43,420
	破綻先債権	40,740	38,150	22,820	17,440	14,870	16,830	13,970	13,620	13,100	12,280	8,450	7,250	4,400	3,410	2,090	2,130	1,400	1,540	1,300	1,210	1,350	3,710	5,510	4,600	3,310
	延滞債権	68,270	73,540	129,220	127,570	118,350	104,520	95,910	101,190	134,340	106,640	76,650	74,330	59,890	78,760	41,920	34,270	20,700	17,400	20,480	22,440	18,120	22,770	25,810	31,000	28,680
	3ヶ月以上延滞債権	22,620	19,550	9,820	7,530	6,310	6,370	4,990	5,280	3,610	4,040	2,930	2,740	2,050	1,660	1,340	1,160	690	720	540	560	510	690	870	840	670
	貸出条件緩和債権	57,040	50,830	40,630	39,620	40,290	39,740	59,080	79,980	109,880	111,930	112,020	88,220	67,510	32,420	26,070	21,410	21,820	18,090	17,110	14,160	16,070	12,760	10,370	10,060	10,760
	貸倒引当金残高	-	107,020	92,580	80,130	68,100	64,310	60,170	61,540	80,540	72,550	74,810	59,560	65,630	56,730	44,810	35,320	30,540	27,180	28,510	28,570	24,340	25,030	27,780	28,430	27,450
(9)	個別貸倒引当金残高	-	92,310	68,130	56,160	44,330	37,480	34,070	34,350	44,340	36,240	28,520	23,440	24,250	32,500	18,950	15,140	8,220	6,650	9,020	9,620	6,350	7,680	9,090	10,990	10,200

_																										(単位:億円)
地域銀行	第 出 金	1.872.590	1.851.710	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	1.810.030	1.823.760	1.798.670	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期 2.050.270	21年9月期 2.036.840	22年3月期 2.048.590
ARPHARKT J	リスク管理債権	77.800	80.700	93,770	104.980	105.940	125.270	132.340	139,190	144.020	146.470	144.160	137,100	126.370	114.410	102.480	95.920	85.850	83.030	77.500	77.160	74.700	78,690	70,730	70.250	66,090
	破終先債権	21,200	22,750	21,420	19,300	14,230	17.310	15.470	14,750	15.070	15.030	13.720	12,220	9,180	7.780	6.120	5,440	4.880	4.840	4,340	4,480	4.820	7,770	9,530	8.880	7,370
	延滞債権	25,120	26,710	25.820	48.680	57.230	66,900	74,740	80.010	80.720	82,280	80.380	78,490	75.370	70.020	64.320	61,050	56,400	55.290	52.460	52,330	50.280	51,240	51,310	50.670	49,440
	3ヶ月以上延滞債権	7,940	8,220	6.510	3,140	2,650	2,390	1,600	1,790	1,510	1,570	1,310	1,580	1,020	1.010	840	820	620	780	690	650	590	820	790	1,120	750
	貸出条件級和債権	23,550	23.030	40.000	33,860	31,830	38,670	40.540	42.640	46,720	47,600	48.740	44,800	40.800	35,610	31,210	28.620	23.950	22.120	20.000	19.700	19.010	18.860	9,100	9,580	8,530
	貸倒引当金残高	42.140	43.850	55,390	51.270	45.520	45,150	46.160	46,570	46,960	48,440	46,880	45,860	45,270	42,170	37.960	35,620	31,910	30,700	28.760	28,680	26,930	27,990	28,380	28,440	27,390
(107)	個別貸倒引当金残高	36,690	37,210	44,190	39,860	33,820	33,290	33,250	33,020	32,170	32,800	30,790	30,370	28,660	26,930	23,860	22,360	19,850	19,370	17,610	17,310	15,880	16,500	17,030	16,440	15,550
地方 銀行	貸 出 金	1,387,060	1,371,090	1,385,840	1,340,590	1,343,210	1,349,540	1,359,980	1,353,420	1,363,180	1,339,980	1,354,950	1,346,910	1,353,970	1,332,050	1,374,920	1,371,780	1,406,130	1,416,390	1,448,150	1,456,110	1,485,930	1,498,610	1,550,650	1,536,550	1,549,770
SIX1 J	リスク管理債権	51,980	54,240	67,690	76,370	75,810	92,040	95,630	101,210	104,880	108,000	104,230	100,910	93,350	84,380	75,840	71,060	63,170	60,950	57,580	57,150	54,970	57,310	50,840	50,380	47,470
	破綻先債権	14,680	15,340	14,980	13,740	9,400	12,020	10,850	10,180	10,290	10,600	9,170	8,110	6,030	5,210	4,060	3,650	3,340	3,350	2,980	3,080	3,190	5,090	6,170	5,600	4,620
	廷 滞 債 権	17,130	18,020	18,240	37,250	41,780	48,940	53,660	58,390	59,110	59,760	57,900	57,740	55,640	51,100	47,130	44,410	40,820	40,200	38,890	38,610	36,690	37,220	37,130	36,480	35,670
	3ヶ月以上延滞債権	5,030	4,990	4,390	1,990	1,750	1,800	1,200	1,410	1,210	1,270	1,030	1,240	790	770	660	630	470	570	540	480	470	630	560	780	530
	貸出条件級和債権	15,150	15,900	30,070	23,390	22,880	29,280	29,910	31,230	34,270	36,360	36,130	33,830	30,890	27,290	23,980	22,370	18,540	16,830	15,170	14,980	14,620	14,380	6,970	7,520	6,650
	貸倒引当金残高	29,660	30,480	41,170	38,760	33,570	33,670	33,840	34,120	34,870	36,670	34,550	34,590	35,160	32,680	29,380	27,330	24,080	22,980	21,330	21,330	19,730	20,450	20,550	20,380	19,630
(64)	個別貸倒引当金残高	25,620	25,700	32,540	29,710	24,480	24,580	24,040	23,900	23,670	24,500	22,350	22,730	22,100	20,640	18,240	16,970	14,820	14,480	13,200	12,940	11,540	12,020	12,240	11,620	10,960
第二地方	貸 出 金	485,530	480,620	478,330	442,360	453,060	436,400	446,030	443,880	437,010	429,110	429,130	416,370	419,990	415,410	403,400	405,460	412,560	417,430	419,380	422,250	429,430	430,700	435,920	436,710	434,950
銀行	リスク管理債権	25,820	26,460	26,080	28,610	30,130	33,230	36,710	37,980	39,140	38,480	38,230	34,530	31,490	28,810	25,590	23,820	21,820	21,120	19,050	19,110	18,840	20,320	18,890	18,780	17,490
	破綻先債権	6,520	7,410	6,440	5,560	4,830	5,290	4,610	4,570	4,770	4,430	4,470	4,070	3,120	2,540	2,030	1,780	1,520	1,470	1,330	1,380	1,590	2,620	3,290	3,210	2,710
	廷 滞 債 権	7,990	8,690	7,580	11,430	15,450	17,960	21,080	21,620	21,620	22,520	21,670	19,940	18,970	18,240	16,640	16,090	15,070	14,570	12,990	13,060	12,920	13,280	13,480	13,430	12,950
	3ヶ月以上延滞債権	2,910	3,230	2,120	1,150	900	590	390	380	300	290	210	250	130	180	130	130	100	130	110	130	100	140	180	270	190
	貸出条件緩和債権	8,400	7,130	9,930	10,470	8,950	9,390	10,620	11,420	12,450	11,230	11,880	10,270	9,270	7,850	6,790	5,830	5,130	4,950	4,610	4,550	4,240	4,280	1,930	1,870	1,630
	貸倒引当金残高	12,480	13,370	14,220	12,510	11,950	11,480	12,320	12,450	12,090	11,770	11,980	10,820	9,660	9,070	8,220	7,880	7,470	7,380	7,070	6,990	6,810	7,070	7,430	7,600	7,260
(42)	個別貸倒引当金残高	11,070	11,510	11,650	10,150	9,340	8,710	9,210	9,120	8,510	8,300	8,290	7,430	6,360	6,090	5,480	5,200	4,850	4,760	4,240	4,180	4,130	4,260	4,660	4,680	4,430
全国銀行	貸 出 金	5,531,250	5,455,340	5,066,020	4,896,000	4,961,730	4,939,680	4,941,890	4,849,790	4,732,420	4,535,880	4,469,930	4,355,090	4,299,570	4,223,870	4,192,490	4,217,920	4,302,320	4,344,900	4,373,560	4,396,000	4,472,040	4,537,180	4,670,330	4,532,290	4,497,720
	リスク管理債権	297,580	300,780	296,270	297,150	303,660	318,190	325,150	356,730	420,280	392,250	348,490	312,440	262,040	232,090	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540	116,310	111,690	120,120	116,100	119,630	114,280
	破綻先債権	68,430	70,510	44,240	36,740	30,980	40,220	33,300	29,420	30,360	29,380	22,390	19,640	13,770	11,270	8,240	7,590	6,300	6,420	5,650	5,700	6,180	12,130	15,700	14,140	11,190
	延滞債権	107,710	116,260	155,040	176,250	183,590	181,630	177,910	189,610	222,960	194,340	159,190	154,580	136,600	149,880	107,530	96,250	77,480	72,920	73,340	75,350	68,950	74,550	79,060	83,430	81,900
	3ヶ月以上延滞債権	32,460	29,630	16,330	10,670	9,190	9,120	6,730	7,360	6,070	6,910	5,000	4,540	3,150	2,700	2,210	1,980	1,310	1,500	1,230	1,260	1,100	1,510	1,700	2,210	1,440
	貸出条件緩和債権	88,990	84,390	80,630	73,480	79,900	87,220	107,210	130,330	160,890	161,610	161,900	133,680	108,520	68,230	57,400	50,260	46,000	40,430	37,310	33,990	35,460	31,930	19,640	19,840	19,750
	貸倒引当金残高	178,150	169,320	147,970	131,400	122,300	122,280	115,550	115,640	133,530	126,450	125,850	109,160	114,300	102,090	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960	58,820	52,730	54,430	58,650	59,170	57,020
(118)	個別貸倒引当金残高	159,290	147,230	112,320	96,020	83,640	79,460	72,420	70,860	78,860	71,680	60,810	55,350	54,410	60,790	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200	27,610	22,720	24,670	27,090	28,160	26,770

																										(単位:億円)
協同組織		10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期
金融機関	貝 山 亜			1,355,620		1,330,400		1,322,680		1,331,300		1,265,560		1,240,920		1,201,960		1,163,080		1,179,220		1,149,840		1,183,720		1,211,420
	リスク管理債権			90,290		110,010	1	109,340		110,210		108,270		96,470	- 1	83,020		71,750		66,000		63,250		57,400	- 1	57,120
	破綻先債権	- 1		21,220	- 1	18,630	- 1	15,680	- 1	14,810		13,740		10,920	- 1	7,980	- 1	6,300		5,650	1	5,390		7,150	- 1	6,430
	延滞債権	- 1		32,390	- 1	54,530	- 1	61,650	- 1	61,660		63,090	- 1	59,740	- 1	53,220	- 1	48,700	- 1	46,290		45,740	- 1	44,280	- 1	45,370
	3ヶ月以上延滞債権	- 1	- 1	7,740	- 1	2,750	- 1	1,540	- 1	1,090	- 1	920	- 1	690	- 1	450	- 1	350	- 1	360	- 1	400	- 1	440	- 1	470
	貸出条件緩和債権	- 1	1	28,930	- 1	34,100	- 1	30,470	- 1	32,650	- 1	30,530	- 1	25,130	- 1	21,360	- 1	16,390	- 1	13,690	- 1	11,710		5,510	- 1	4,850
	貸倒引当金残高	- 1		45,130	- 1	41,180		37,190	- 1	34,030	- 1	33,310	- 1	31,470	1	27,190	- 1	23,320	- 1	21,460	- 1	19,900	- 1	20,540		21,380
(485)	個別貸倒引当金残高			35,700	- 1	31,320	- 1	27,970	- 1	24,890	- 1	24,880	- 1	23,340		19,980	- 1	17,070	- 1	15,770	- 1	14,630	- 1	15,360	- 1	15,920
金庫	貸 出 金	- 1	1	768,450	- 1	723,270	- 1	726,360		729,130	- 1	727,400	1	711,090	- 1	693,800		686,570	- 1	690,820	- 1	693,960	- 1	703,160	- 1	704,210
	リスク管理債権	- 1		51,320	- 1	64,000	- 1	68,400	- 1	72,990	- 1	72,290	- 1	63,830	- 1	55,470	- 1	49,010	- 1	45,140	- 1	44,360	- 1	40,700		40,440
	破綻先債権	- 1		12,910	- 1	10,240	- 1	9,070	- 1	8,190		7,740		6,040	- 1	4,350	- 1	3,390	- 1	3,230	- 1	3,130		4,140	- 1	3,710
	延滞債権	- 1		16,890		34,990	- 1	39,800	- 1	42,410	- 1	43,510	- 1	41,530	- 1	37,830	- 1	34,890	- 1	33,220	- 1	33,480	- 1	32,850	- 1	33,500
	3ヶ月以上延滞債権	- 1	- 1	4,380	- 1	1,130		870	- 1	640	- 1	550	- 1	340	- 1	240	- 1	190	- 1	180	- 1	210		210	- 1	240
	貸出条件緩和債権	- 1		17,130	- 1	17,640		18,660	- 1	21,750	- 1	20,490	- 1	15,920	- 1	13,050		10,530	- 1	8,510	- 1	7,530		3,500		2,990
	貸倒引当金残高	- 1		26,800	- 1	21,490	- 1	20,200	- 1	18,250	- 1	18,670	- 1	17,170	- 1	15,100	- 1	13,450	- 1	12,560	- 1	11,970		12,070	- 1	11,890
(273)	個別貸倒引当金残高	- 1		21,600	- 1	16,740	- 1	15,320	- 1	13,240	- 1	13,790	- 1	12,930	- 1	11,360	- 1	10,220	- 1	9,580	- 1	8,980	- 1	9,240	- 1	8,990
信用組合	貸 出 金	- 1		155,990	- 1	146,850		125,910		115,830	- 1	98,230	- 1	97,430	- 1	97,360	- 1	98,430	- 1	98,440		97,810		97,930	- 1	97,560
	リスク管理債権	- 1		17,660	- 1	20,350	- 1	20,070	- 1	14,840	- 1	15,140	- 1	13,160	- 1	11,660	- 1	10,600	- 1	10,240	- 1	10,090		8,810	- 1	8,050
	破綻先債権	- 1		3,380		3,660	- 1	2,920	- 1	2,050	- 1	1,850	- 1	1,610	- 1	1,290	- 1	1,090		1,050	- 1	1,180	- 1	1,260	- 1	1,070
	延 滞 債 権	- 1		7,100	- 1	7,870		11,050	- 1	7,880	- 1	7,990	- 1	7,660	- 1	7,120	- 1	6,730	- 1	6,620	- 1	6,470	1	6,260	- 1	5,950
	3ヶ月以上延滞債権	1		2,480	- 1	1,160	- 1	490	- 1	210	- 1	230	- 1	210	- 1	120		100	- 1	110		100		120		120
	貸出条件緩和債権	- 1		4,700	- 1	7,660	- 1	5,620		4,700	- 1	5,070	1	3,680	1	3,130	- 1	2,680	- 1	2,460	- 1	2,330		1,170	- 1	910
	貸倒引当金残高			5,770		6,410		6,310	- 1	4,330	- 1	3,910	1	3,980		3,500	1	3,170	- 1	3,100	1	3,080	- 1	2,890	1	2,800
(160)	個別貸倒引当金残高	1		4,730	1	5,200		4,950		3,380	1	3,050	1	3,130	1	2,780	-	2,500	1	2,440	1	2,400	1	2,270	1	2,210
預金取扱 金融機関	貸 出 金	1	1	6,421,640	1	6,292,130	1	6,264,570	1	6,063,730	1	5,735,480	1	5,540,500	1	5,394,460	1	5,465,390	1	5,552,780	1	5,621,880		5,854,050	1	5,709,140
	リスク管理債権	1		386,560	1	413,670		434,480	1	530,490	1	456,760	1	358,510	1	258,400	1	202,840	1	183,540	1	174,940	1	173,490		171,410
	破綻先債権	1		65,460	1	49,610	1	48,970	1	45,170	1	36,130	1	24,690	1	16,220	1	12,600	1	11,300	1	11,580	1	22,850	1	17,630
	延 滞 債 権	1	1	187,430	1	238,120		239,550	1	284,630	1	222,280	1	196,340	1	160,750	1	126,190	1	119,630	1	114,690	1	123,340	1	127,270
	3ヶ月以上延滞債権	1	1	24,070	1	11,940	1	8,270	1	7,160	1	5,920	l	3,840	1	2,660	1	1,660	1	1,590	1	1,500	1	2,140	1	1,900
	貸出条件緩和債権		1	109,560	1	114,000	1	137,690	l	193,540	l	192,430	1	133,640		78,760	1	62,390	1	51,000		47,160	1	25,150		24,590
	貸倒引当金残高		1	193,100	1	163,480		152,740		167,560		159,160		145,770		112,540		87,690		80,420		72,630	1	79,200	1	78,400
(603)	個別貸倒引当金残高			148,020		114,960		100,390		103,750		85,690		77,750		63,840		45,830		42,970		37,350		42,450		42,690

⁽注) 1. 計数は、億円を四格五入し、10億円単位にまとめた。
2. () 内は22年3月期時点の対象を賠機関数。
3. 計数は、億円を四格五入し、10億円単位にまとめた。
2. () 内は22年3月期時点の対象を賠機関数。
3. 計数は、北海道柘港、健康テイス、高和米米、なたわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まず、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は石川銀行を含まず、14年3月期以降の計数は中部銀行を含まない。
また、11年3月期及び11年9月期の計数は日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・新生30行)及び日本債券信用銀行(現・新生30行)及び日本債券信用銀行(現・新生30行)及び日本債券信用銀行(現・新生30行)及び日本債券信用銀行(現・新生30行)及び日本債券信用銀行(現・新生30行)及び日本債券信用銀行(現・新生30行)及び日本債券信用銀行(現・新生30行)を含まず、12年3月期の計数は日本債券信用銀行(現・新生30行)を含ます。
1. 2年3月期の計数は日本長期信用銀行(現・新生30行)及び日本債券信用銀行(現・30千年3月期の計数は日本債券信用金額(日本債券信用金額(日本債券信用金額(日本債券合計表)日本債券信用金額(日本債券合計表)日本債券信用金額(日本債券合計表)日本債券信用金額(日本債券信用金額(日本債券合計表)日本債券合計表)日本債券信用金額(日本債券合計表)日本債券信用金額(日本債券信用金額(日本債券合計表)日本債券信用金額(日本債券信用金額(日本債券合計表)日本債券信用金額(日本債券合計表)日本債券信用金額(日本債券合計表)日本債券合計表)日本債券合計表)日本債券信用金額(日本債券合計表)日本債券合計表)日本債券合計表)日本債券合計表)日本債券合計表。日本債券合計表)日本債券合計表)日本債券合計表)日本債券合計表 日本債券合計表 日本債券合計 日本債券合計表 日本債券合計会 日本債券合計表 日本債券合計表 日本債券合計会 日本債

^{4.} 旧長信銀の計数は、14年3月期までは日本興業銀行を含み、16年9月期以降は16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含み、18年9月期以降は18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。

^{5.} 主要行の計数は、都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。)

^{6.} 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

資9-2-16

主要行(9行)

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期
正常先	264.9	250.8	235.5	224.5	222.1	221.1	221.6	222.7	226.5	221.6	225.8	228.5	229.9	231.1	236.3	236.3	239.2	234.9
要注意先	48.5	45.8	43.8	40.5	34.4	28.2	18.9	17.3	14.7	14.1	13.6	15.8	15.7	16.3	16.3	18.5	18.0	18.3
(要管理債権)	8.5	11.3	11.6	11.5	9.1	7.0	3.4	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1
破綻懸念先	8.9	12.2	9.5	6.6	6.2	5.2	7.1	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6
破綻先•実質破綻先	3.2	3.2	2.8	2.2	2.2	1.5	1.6	1.0	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8
要管理~破綻先の合計	20.6	26.8	23.9	20.2	17.5	13.6	12.1	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5

地域銀行(107行)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期
正常先	135.5	136.2	134.4	141.0	140.0	142.7	142.2	146.8	147.4	152.2	153.8	156.4	156.9	159.3	159.3	162.2	153.6	158.9
要注意先	34.2	32.9	31.0	30.1	28.0	26.5	24.8	23.7	23.1	22.9	23.1	24.2	24.6	25.2	25.8	27.8	28.5	30.3
(要管理債権)	4.2	4.6	4.8	4.9	4.5	4.1	3.6	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9
破綻懸念先	6.1	6.4	6.5	6.3	6.0	5.8	5.5	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.1	4.0	3.9	3.8
破綻先•実質破綻先	4.0	3.9	3.8	3.5	3.4	2.8	2.5	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9
要管理~破綻先の合計	14.2	14.8	15.0	14.7	13.9	12.8	11.6	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.6	8.0	7.2	7.0	6.6

全国銀行(118行)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期
正常先	407.0	393.4	375.9	371.7	368.2	369.5	369.3	375.0	379.8	380.5	387.2	392.7	395.0	398.8	404.0	405.5	399.4	399.9
要注意先	84.5	80.2	75.8	71.4	63.0	55.3	44.1	41.4	38.1	37.2	36.9	40.5	40.7	42.0	42.7	47.3	47.4	49.7
(要管理債権)	13.5	16.5	16.8	16.6	13.7	11.1	7.0	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1
破綻懸念先	15.8	19.3	16.4	13.0	12.3	11.2	12.7	8.9	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.5	6.8	6.7
破綻先•実質破綻先	7.4	7.4	6.9	5.7	5.6	4.3	4.1	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9
要管理~破綻先の合計	36.6	43.2	40.1	35.3	31.6	26.6	23.8	17.9	15.9	13.4	12.4	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.2	11.7

預金取扱金融機関(603機関)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期
正常先		487.3		465.3	. /	459.6		463.7		472.8		481.1		485.1		491.8		482.3
要注意先	1 /	100.0		90.5		72.6		57.2		52.3		55.8		57.8		65.2		70.5
(要管理債権)] /	19.1		19.2		13.0		7.5		6.0		5.0		4.7		2.6		2.5
破綻懸念先	1 /	23.8		17.4		15.3		12.5		9.7		9.3		9.0		9.5		9.9
破綻先•実質破綻先	1 /	11.2		9.0		7.2		5.6		4.4		4.0		3.9		5.5		5.0
要管理~破綻先の合計	V	54.2		45.6		35.5		25.6	<u>/ </u>	20.2		18.3	/	17.5	/	17.6	/	17.4

- (注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。
 - 2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。)
 - 3. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。
 - 4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)及び地域銀行を集計。
 - 5. 15年3月期以降の計数は、UFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、15年9月期~17年9月期の計数はみずほフィナンシャルグループ各行の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降の計数は、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期~21年9月期の計数は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期~20年9月期の計数は親和銀行の再生専門子会社分を含み、20年3月期以降の計数は東和銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期以降の計数は北都銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期以降の計数は北都銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期以降の計数は北都銀行の再生専門子会社分を含む。
 - 6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関(13年3月期以降は信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会を含む)、信農連等及び商工中金を集計したもの。 ただし、(要管理債権)については、信農連等及び商工中金を含まない。
 - 7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。
 - 8.()は22年3月期時点の対象金融機関数。

金融再生プログラム

―主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生―

〇主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生

- ← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
- ○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 ← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

《1. 新しい金融システムの枠組み》

- (1)安心できる金融システムの構築
 - 〇 国民のための金融行政
 - 〇 決済機能の安定確保
 - 〇 モニタリング体制の整備
- (2)中小企業貸出に対する十分な配慮
 - 〇 中小企業貸出に関する担い手の拡充
 - 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
 - 〇 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命 令の発出
 - 〇 中小企業の実態を反映した検査の確保
 - 〇 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
 - 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
 - ― 貸し渋り・貸し剥がし検査
- (3)平成16年度に向けた不良債権問題の終結
 - 〇 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
 - 〇「特別支援金融機関」における経営改革
 - 〇 新しい公的資金制度の創設

《2. 新しい企業再生の枠組み》

- (1)「特別支援」を介した企業再生
 - 貸出債権のオフバランス化推進
 - 〇 時価の参考情報としての自己査定の活用
 - O DIPファイナンスへの保証制度
- (2)RCCの一層の活用と企業再生
 - ○企業再生機能の強化
 - 〇 企業再生ファンド等との連携強化
 - 貸出債権取引市場の創設
 - ○証券化機能の拡充
- (3)企業再生のための環境整備
 - ○企業再生に資する支援環境の整備
 - 過剰供給問題等への対応
 - 〇 早期事業再生ガイドラインの策定
 - 〇 株式の価格変動リスクへの対処
 - ○一層の金融緩和の期待
- (4)企業と産業の再生のための新たな仕組み

《3. 新しい金融行政の枠組み》

- (1)資産査定の厳格化
 - ○資産査定に関する基準の見直し
 - ― 引当に関するDCF的手法の採用
 - ― 引当金算定における期間の見直し
 - ― 再建計画や担保評価の厳正な検証 等
 - ○特別検査の再実施
 - 〇自己査定と金融庁検査の格差公表
 - 〇自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
 - ○財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
- (2)自己資本の充実
 - 〇自己資本を強化するための税制改正
 - ○繰延税金資産の合理性の確認
 - 〇自己資本比率に関する外部監査の導入 等
- (3)ガバナンスの強化
- 〇優先株の普通株への転換
- 〇健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
- ○早期是正措置の厳格化
- 〇「早期警戒制度」の活用 等

— 速やかに実施(平成14年11月29日に作業工程表を公表)—

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

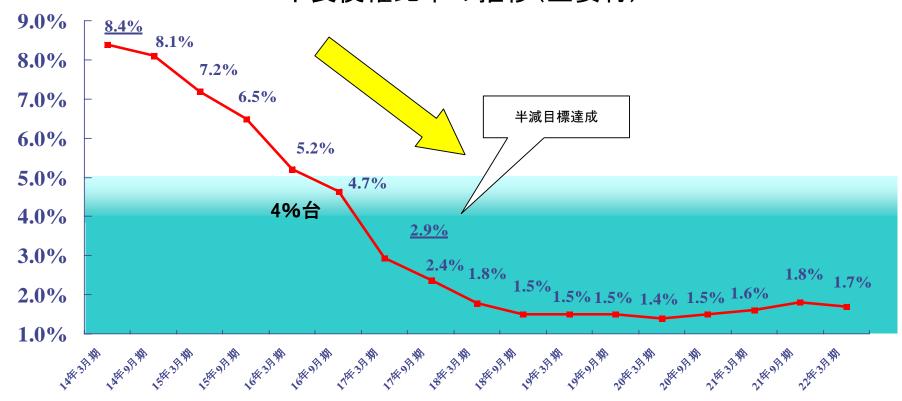
[基本的考え方]

日本の金融システムと金融行政に対する信頼 を回復し、世界から評価される金融市場を実現



- ◎平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
- ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

不良債権比率の推移(主要行)



〇金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の 半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

〇骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

*計数は金融再生法開示債権ベース。

バーゼルⅡ(自己資本比率規制)について

1. 経緯

・1988年: バーゼル I 公表

・1996年: 市場リスク規制導入

• 1998年: バーゼル I 見直し作業を開始

・2004年: 「バーゼルⅡ最終文書」公表

(我が国においては07年3月末より全面実施)

2. バーゼルⅡの概要(3つの柱)

第1の柱:最低所要自己資本比率

ポイント:分母の計算にリスクをより正確に反映

新たにオペリスクが追加される一方、信用リスクについては、中小企業向け等を中心に軽減されるため全体の負担は概ねバーゼル I 並。

対 象	最低所要 自己資本比率	適用
国際統一基準行	8%	国際合意と同等。
国内基準行	4%	国際合意とほぼ同等。(※)

(※) 自己資本(補完的項目)の計算において、その他有価証券の評価益の算入を認めていない。分母の計算は国際合意と同様。

【自己資本】: バーゼル I と同じ (現在、国際的に見直しの議論中)

- 基本的項目(Tier1): 普通株式、優先株式、内部留保等
- ・補完的項目(Tier2):その他有価証券評価益の 45%、不動産再評価額の 45%、一般貸倒引当金、永久劣後債、期限付劣後債等
 - (注1)「補完的項目」は基本的項目の額を限度として算入可能。また、期限付劣後債等 (Lower Tier2)は、基本的項目の額の1/2を限度として算入可能。
 - (注2) 一般貸倒引当金は、リスク・アセットの1.25%が算入の上限。
 - (注3) 国内基準では、評価益は補完的項目に算入しない。
- 控除項目:銀行間での意図的な資本調達手段の保有に相当する額等。

【信用リスク】:リスクをより正確に反映

信用リスク・アセット額 = Σ (与信額(保証等オフ・バランス取引含む) × 各リスク・ウェイト)

① 標準的手法

- ・中小企業向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮してリスク・ウェイトを軽減
- 延滞債権は、引当率に応じてリスク・ウェイトを加減
- 貸出先企業の信用力に応じたリスク・ウェイトを使用可

与信先区分	バーゼル I	バーゼルⅡ
国•地方公共団体	0%	0%
政府関係機関等 (うち地方三公社)	10%	10 % (20 %)
銀行·証券会社	20%	20%
事業法人 (中小企業以外)	100%	(格付に応じ) 20%~150% 又は (格付を使用せず)一律 100%
中小企業·個人	100%	75%
住宅ローン	50%	35%
延滞債権(※)	100%	50%~150% (引当率に応じて加減)
株式	100%	100%

^(※) 延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

② 内部格付手法

各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式。 債務者ごとのデフォルト率、デフォルト時損失率等を各国共通の 関数式に入れてリスク・ウェイトを計算。

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト率 (※1)	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定 (※2)	銀行推計

^(※1) デフォルトの定義はわが国の要管理先以下の債権に相当。

その他、保有株式のリスク・ウェイトには下限を設定(政策保有株式100%、それ以外の上場株200%、非上場株300%)。ただし、04年9月30日以前に保有していた株式については10年間(2014年6月末まで)リスク・ウェイト100%(標準的手法と同じ)を適用。

^(※2) 例えば、事業法人向け無担保債権については45%。

【オペレーショナル・リスク】: 新たにリスク項目(分母)に追加

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクを計測。

- ①基礎的手法、②粗利益配分手法、③先進的計測手法、から選択。
- (注)①、②は粗利益を基準に算出、③は過去の損失実績等をもとに計量化

第2の柱:金融機関の自己管理と監督上の検証

ポイント: 金融機関による統合的なリスク管理の確立と当局によるモニタリングの実施

金融機関自身が、第1の柱の対象でないリスク(銀行勘定の金利リスク・集中リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。当局は、早期警戒制度の枠組み等を通じ、定期的なモニタリングを実施。

銀行勘定の金利リスク (例、銀行勘定で保有する国債の金利リスク)

金利リスク量が基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)の合計額の 20%を超える銀行(アウトライヤー銀行という)の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払う。(ただし、アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。)

第3の柱:市場規律の活用

ポイント:情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める

銀行については原則四半期開示、協同組織金融機関は半期開示。

以上

資料9-4-2

バーゼルⅡのリスク計測手法に係る承認先(平成21年事務年度)

- 信用リスク
 - (1) 基礎的内部格付手法【1行】
 - 群馬銀行
- オペレーショナル・リスク
 - (1) 先進的計測手法【1FG及び4行】
 - ・ みずほフィナンシャルグループ、みずほコーポレート銀行、みず ほ銀行、みずほ信託銀行及び資産管理サービス信託銀行
 - (2) 粗利益配分手法【1HD、3行及び1金庫】
 - 山梨中央銀行
 - 名古屋銀行
 - ・ 池田泉州ホールディングス及び池田銀行
 - ・おかやま信用金庫

(注) 先進的計測手法については21年9月末承認、それ以外は22年3月末承認。

資料9-5-1

経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成21年7月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

		業務純益(注1)			経常利益		当期利益				
	20/3 実績	21/3 健全化計画	21/3 実績	20/3 実績	21/3 健全化計画	21/3 実績	20/3 実績	21/3 健全化計画	21/3 実績		
りそな4行	3,378	3,150	3,127	2,125	1,730	849	2,601	1,590	1,207		
中央三井トラスト 2行(注2)	1,523	1,853	1,146	1,206	1,584	▲ 1,198	748	950	▲ 857		
ほくほく2行(注2)	922	802	744	662	440	231	402	490	397		
琉球	88	82	74	29	69	13	13	43	33		
新生	※ 673	※ 700	※▲ 654	325	630	▲ 1,649	532	700	1 ,570		
千葉興業	147	161	12	101	116	A 90	97	97	▲ 86		
あおぞら	▲ 22	585	▲ 196	▲ 251	140	▲ 2,359	35	106	▲ 2,453		
東日本	147	143	116	114	95	1 50	66	56	▲ 91		
岐阜	34	35	▲ 0	0	3	▲ 66	7	11	▲ 58		
西日本シティ(注2)	477	466	447	325	158	100	176	100	86		

⁽注1)業務純益は、一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前の計数。

⁽注2)分離子会社合算ベース。 ※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

自己資本比率の状況

(%) (参考) (億円)

	自	己資本比	率	-	Гier I 比率	ξ.	Ē	自己資本計	F	IJ	スクアセット	•
	20/3 実績	21/3 健全化 計画	21/3 実績									
りそなHD	14.28	14.46	13.45	10.33	10.55	9.92	31,158	32,695	28,185	218,093	226,051	209,448
中央三井トラストHD	13.84	13.67	12.05	10.82	10.61	8.74	11,223	12,103	8,918	81,090	88,500	73,970
ほくほくFG	10.39	10.47	10.81	7.48	7.45	7.58	5,575	5,685	5,841	53,626	54,254	54,035
琉球	8.60	8.78	9.66	6.90	7.13	8.09	853	897	915	9,920	10,213	9,465
新生	11.74	13.68	8.35	7.37	9.08	6.02	10,820	11,425	8,034	92,126	83,500	96,210
千葉興業	10.05	9.94	9.31	9.09	9.45	8.49	1,276	1,351	1,207	12,691	13,587	12,970
あおぞら	14.29	13.03	11.60	15.23	13.73	12.57	7,109	7,309	4,839	49,714	56,057	41,716
東日本	10.90	11.44	10.73	9.06	9.63	8.83	1,223	1,284	1,152	11,220	11,222	10,731
岐阜	8.07	8.18	8.50	5.43	5.59	6.23	402	393	406	4,988	4,806	4,777
西日本シティ	9.23	8.90	9.91	6.05	5.71	6.34	3,952	3,895	4,169	42,815	43,772	42,049

(注)りそなHD、中央三井トラストHD、ほくほくFG、新生、あおぞらは連結べ一ス、その他は単体ベース。

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

(人、百万円) (百万円)

		役員数 20/3 21/3 21/3			従業員数			人件費			械化関連費	開を除く)			
	20/3 実績	21/3 健全化 計画	21/3 実績	20/3 実績	21/3 健全化 計画	21/3 実績	20/3 実績	21/3 健全化 計画	21/3 実績	20/3 実績	21/3 健全化 計画	21/3 実績	20/3 実績	21/3 健全化 計画	21/3 実績
りそなHD (注1)	53	58	58	14,675	14,750	14,844	126,787	130,000	125,974	146,774	145,400	147,655	340,949	347,000	340,494
中央三井トラストHD (注1、2)	17	17	17	4,831	4,900	4,950	45,414	48,400	53,543	43,709	46,600	42,419	105,008	111,000	111,021
ほくほくFG(注1、2)	24	24	24	4,318	4,365	4,358	40,758	41,400	41,658	30,659	31,729	31,102	84,874	87,628	86,386
琉球	10	10	10	1,192	1,196	1,203	9,250	9,392	9,343	6,078	6,113	6,076	19,877	20,333	20,108
新生	27	30	28	2,394	2,550	2,259	33,120	38,400	29,889	32,628	35,400	29,258	80,503	89,300	75,040
千葉興業	8	8	8	1,288	1,250	1,242	10,038	10,271	10,330	8,534	8,819	8,752	22,767	23,495	23,117
あおぞら	16	17	12	1,517	1,590	1,521	19,125	19,800	17,663	15,486	15,000	15,381	43,645	44,600	41,888
東日本	14	14	14	1,399	1,417	1,417	11,125	11,908	11,919	6,336	6,357	6,337	20,264	21,156	21,122
岐阜	7	7	7	601	594	597	4,158	4,151	4,159	3,079	3,226	2,992	8,743	8,951	8,794
西日本シティ(注2)	21	21	21	4,106	4,011	4,029	32,259	31,813	31,711	28,571	28,634	28,658	69,389	69,360	69,113

⁽注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

⁽注2)分離子会社を含む。

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬•賞与(百万円) <u>(注1)</u>					平均役員	(常勤)報	酬▪賞与	平均征	殳員退職 愿	过労金	平均給与月額			
				う	ち役員報	州			(百万円)			(百万円)			(千円)
	20/3 実績	21/3 健全化 計画	21/3 実績	20/3 実績	21/3 健全化 計画	21/3 実績	20/3 実績	21/3 健全化 計画	21/3 実績	20/3 実績	21/3 健全化 計画	21/3 実績	20/3 実績	21/3 健全化 計画	21/3 実績
りそなHD(注2)	955	1,006	1,004	955	1,006	1,004	20	20	19	ı	1	I	436	450	434
中央三井トラストHD (注2、3)	320	325	318	320	325	318	23	23	23	40	50	0	402	405	402
ほくほくF(注2、3)	262	273	267	261	270	266	16	16	16	I	30	3	414	412	407
琉球	93	88	88	92	87	87	10	9	9	7	I	I	364	365	361
新生	2,026	2,600	1,900	2,026	2,600	1,900	125	141	104	-	I	14	506	509	501
千葉興業 	72	73	72	72	73	72	11	11	11	6	8	7	383	399	395
あおぞら	227	250	187	227	250	187	49	48	42	35	15	15	496	530	502
東日本	192	211	211	192	211	211	15	17	17	19	19	43	390	418	411
	57	56	56	57	56	56	10	10	10	-	-	-	377	375	370
西日本シティ(注3)	291	285	284	291	285	284	16	16	16	29	13	13	401	401	401

⁽注1)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

⁽注2)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

⁽注3)分離子会社を含む。

国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況	兄(実勢ベース)	中小企業向け貸出の	の状況(実勢ベース)
		(億円)		(億円)
	21年3月期 計画(対前期比)	21年3月期 実績(対前期比)	21年3月期 計画(対前期比)	21年3月期 実績(対前期比)
りそな4行	180	8,677	60	2,179
中央三井トラスト2行	403	7,413	10	428
ほくほく2行(注2)	2,083	3,709	63	750
琉 球	5	417	5	357
新生	3,211	1,121	1	206
千葉興業	386	921	120	362
あおぞら	2,803	▲ 6,311	1	▲ 1,809
東日本	90	▲ 11	50	80
岐阜	▲ 54	19	1	▲ 84
西日本シティ(注2)	1,904	2,307	10	605

⁽注1)りそな、中央三井トラスト、新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。 (注2)分離子会社合算ベース。

不良債権額(単体)

(億円) (億円) (1)+(2)+(3)不良債権処理損失額 ①破産更生債権及び ②危険債権 ③要管理債権 これらに準ずる債権 銀行勘定のみ 銀行、信託勘定合算 21/3 20/3 21/3 20/3 21/3 20/3 21/3 20/3 20/3 21/3 実績 りそな4行 736 1,368 3,231 3,479 1,782 1.596 5.750 6.445 890 2.053 中央三井トラスト2行 135 343 464 726 691 66 1,290 1,136 158 397 ほくほく2行(注) 636 700 1,493 1,403 478 171 2,607 2,275 265 373 琉球 65 70 259 103 149 24 474 198 60 24 新生 833 69 531 **A** 33 243 80 155 557 296 1,458 千葉興業 130 338 52 599 534 54 49 120 351 140 あおぞら 152 0 437 306 813 93 399 1,401 804 8 東日本 80 37 142 505 205 307 554 892 198 206 岐阜 39 30 234 259 41 20 315 310 31 53 西日本シティ(注) 380 445 1,072 1.049 711 131 2,164 1,626 134 172

(注)分離子会社合算ベース。

資料9-5-2

経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成21年12月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

									(応1.1/		
		業務純益(注1)			経常利益	当期利益					
	21/3 実績	21/9 実績	22/3 健全化計画	21/3 実績	21/9 実績	22/3 健全化計画	21/3 実績	21/9 実績	22/3 健全化計画		
りそな3行	3,127	1,393	3,140	849	768	2,490	1,207	813	1,610		
中央三井トラスト2行 (注2)	1,146	577	1,011	▲ 1,198	365	621	▲ 857	255	392		
琉球	74	48	88	13	39	66	33	27	41		
新生	※▲ 654	※ 185	※ 140	▲ 1,649	33	15	1 ,570	86	100		
千葉興業	12	63	107	▲ 90	31	48	▲ 86	27	40		
あおぞら	1 96	199	262	▲ 2,359	54	25	▲ 2,453	53	50		
東日本	116	67	105	1 50	55	35	▲ 91	32	20		
岐阜	▲ 0	22	38	▲ 66	▲ 26	▲ 26	▲ 58	▲ 26	▲ 24		
西日本シティ (注2)	447	230	501	100	123	360	86	82	214		

⁽注1)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

⁽注2)分離子会社合算ベース。

[※]クレジットトレーディング関連利益等を含む。

自己資本比率の状況

(%) (参考) (億円)

	自	己資本比	率	7	Γier I 比率	<u> </u>	É	1己資本計	t	リスクアセット			
	21/3 実績	21/9 実績	22/3 健全化 計画										
りそなHD	13.45	13.10	14.81	9.92	9.73	10.90	28,185	26,764	34,082	209,448	204,302	230,114	
中央三井トラストHD	12.05	12.33	12.49	8.74	8.83	8.85	8,918	9,941	10,034	73,970	80,615	80,300	
琉球	9.66	10.29	9.29	8.09	8.61	7.58	915	950	944	9,465	9,239	10,161	
新生	8.35	9.36	9.01	6.02	7.00	6.82	8,034	7,915	7,935	96,210	84,493	88,000	
千葉興業	9.31	9.56	9.39	8.49	8.71	8.60	1,207	1,238	1,234	12,970	12,951	13,130	
あおぞら	11.60	13.13	12.11	12.57	14.24	13.44	4,839	4,895	4,741	41,716	37,254	39,154	
東日本	10.73	11.26	10.82	8.83	9.33	8.92	1,152	1,183	1,164	10,731	10,502	10,755	
岐阜	8.50	8.02	7.90	6.23	5.77	5.70	406	378	381	4,777	4,716	4,822	
西日本シティ	9.91	10.10	9.14	6.34	6.67	5.99	4,169	4,168	4,075	42,049	41,265	44,581	

(注)りそなHD、中央三井トラストHD、新生、あおぞらは連結べ一ス、その他は単体べ一ス。

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

(人、百万円) (百万円)

		役員数		従業員数				人件費			機械化費用	き除く)	人件費+物件費(参考)			
	21/3 実績	21/9 実績	22/3 健全化 計画	21/3 実績	21/9 実績	22/3 健全化 計画										
りそなHD (注1)	58	51	58	14,844	15,425	14,700	125,974	63,535	130,000	147,655	70,114	152,300	340,494	165,717	354,000	
中央三井トラスト HD (注1、2)	17	17	17	4,950	5,147	5,055	53,543	28,845	58,790	42,419	19,787	40,690	111,021	56,029	115,070	
琉球	10	10	10	1,203	1,213	1,196	9,343	4,690	9,374	6,076	2,991	6,064	20,108	10,006	20,340	
新生	28	25	26	2,259	2,067	2,050	29,889	12,460	28,000	29,258	13,457	28,500	75,040	32,839	71,500	
千葉興業	8	8	8	1,242	1,328	1,275	10,330	5,287	10,535	8,752	4,164	8,629	23,117	11,425	23,323	
あおぞら	12	15	15	1,521	1,572	1,590	17,663	8,199	18,300	15,381	7,268	14,900	41,888	19,256	40,800	
東日本	14	14	14	1,417	1,459	1,417	11,919	5,473	11,306	6,337	3,091	6,208	21,122	9,911	20,225	
岐阜	7	7	7	597	618	594	4,159	2,074	4,160	2,992	1,501	3,007	8,794	4,398	8,822	
西日本シティ(注2)	21	21	21	4,029	4,093	3,903	31,711	16,028	31,120	28,658	14,253	28,761	69,113	34,695	69,258	

⁽注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

⁽注2)分離子会社合算ベース。

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員幸	報酬∙賞与	(百万円)	(注1)			平均役員	(常勤)報	酬▪賞与	平均後	2員退職愿	过労金	平	均給与月	額
				ゔ	ち役員報	州			(百万円)			(百万円)			(千円)
	21/3 実績	21/9 実績	22/3 健全化 計画												
りそなHD(注2)	1,004	443	1,087	1,004	443	1,087	19	18	21	I	-	1	434	421	450
中央三井トラストHD (注2、3)	318	155	311	318	155	311	23	11	22	-	22	50	402	399	405
琉球	88	41	92	87	41	91	9	5	10	_	27	30	361	361	365
新生	1,900	780	1,550	1,900	780	1,550	104	45	87	14	9	I	501	496	500
千葉興業	72	36	72	72	36	72	11	6	11	7	15	15	395	398	394
あおぞら	187	68	230	187	68	230	42	25	41	15	l	I	502	498	510
東日本	211	96	193	211	96	193	17	15	15	43	28	28	411	397	418
岐阜	56	28	56	56	28	56	10	5	10	ı	_	_	370	363	373
西日本シティ(注3)	284	140	285	284	140	285	16	8	16	13	15	_	401	392	401

⁽注1)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

⁽注2)持株会社・傘下子銀行合算ベース。 (注3)分離子会社合算ベース。

国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況	兄(実勢ベース)	中小企業向け貸出の状況(実勢べース)			
		(億円)	(億円			
	21年9月期 実績(対前期比)	22年3月期 計画(対前期比)	21年9月期 実績(対前期比)	22年3月期 計画(対前期比)		
りそな3行	▲ 1,970	▲ 598	▲ 995	60		
中央三井トラスト2行	1,798	2,158	535	10		
琉球	107	5	18	5		
新生	▲ 1,421	150	▲ 547	1		
千葉興業	302	438	26	60		
あおぞら	▲ 408	990	60	50		
東日本	▲ 205	50	▲ 27	10		
岐阜	▲ 101	▲ 41	▲ 76	1		
西日本シティ(注2)	485	1,692	▲ 27	10		

⁻(注)りそな、中央三井トラスト、新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

⁽注2)分離子会社合算べ一ス。

不良債権額(単体ベース)

(億円) (億円)

	①破産更生に		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	21/3 実績	21/9 実績	21/3 実績	21/9 実績	21/3 実績	21/9 実績	21/3 実績	21/9 実績	21/3 実績	21/9 実績
りそな3行	1,368	1,081	3,479	3,859	1,596	1,840	6,445	6,782	2,053	533
中央三井トラスト2行	343	326	726	972	66	62	1,136	1,361	397	122
琉球	70	76	103	79	24	44	198	200	24	8
新生	833	1,094	557	444	69	278	1,458	1,816	243	69
千葉興業	130	116	351	303	52	88	534	509	49	22
あおぞら	437	461	813	462	152	178	1,401	1,101	804	27
東日本	505	470	307	283	80	70	892	823	198	15
岐阜	30	30	259	275	20	25	310	330	53	27
西日本シティ(注)	445	403	1,049	1,084	131	195	1,626	1,684	172	47

⁽注)分離子会社合算ベース。

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社に対する行政処分について

1. 中央三井トラスト·ホールディングス株式会社については、平成21年3月期に当期純損失(赤字)を計上し、経営健全化計画に係る平成21年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しました。

特にその主因となった国内株式関連投資の売却損、保有株式の減損等の有価証券 関連損失については、国内外の金融環境の変動等の影響も認められるものの、同社 における有価証券投資に係るリスク管理に改善すべき点があったものと認められ ます。

このため、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下「早期健全化法」といいます。)第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められることから、早期健全化法第20条第2項及び銀行法第52条の33第1項に基づき業務改善命令を発出しました。

- 2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおりです。
 - (1)上記の処分の理由を踏まえ、有価証券投資に係るリスク管理についての実効性ある具体的改善策を含む、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成21年9月11日(金)までに提出すること。
 - (注)上記の業務改善計画の策定にあたっては、早期健全化法第5条第1項第4号に規定する信用供与の円滑化に改めて留意すること。
 - (2)業務改善計画を着実に実施すること。
 - (3)上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成21年9月期を初回として、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に提出すること。

お問い合わせ先

金融庁 Tel: 03-3506-6000(代表)

監督局総務課信用機構対応室

(内線 3222)

株式会社新生銀行に対する行政処分について

1. 株式会社新生銀行については、平成 21 年 3 月期に当期純損失(赤字)を計上し、経営健全化計画に係る平成 21 年 3 月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しました。特にその主因となった、国内外の子会社・関連会社株式の減損、及び国内外の様々な投融資に係る有価証券関連損失・与信関連費用の増加については、国内外の金融環境の変動等の影響も認められるものの、同行におけるリスク管理、さらには、投融資や事業展開に係る経営判断に改善すべき点があったものと認められます。

このため、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下「早期健全化法」といいます。)第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められることから、早期健全化法第20条第2項及び銀行法第26条第1項に基づき業務改善命令を発出しました。

- 2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおりです。
 - (1)上記の処分の理由を踏まえ、リスク管理の強化、経営管理(ガバナンス)の 強化等により、持続的かつ安定的な収益基盤を確立するための実効性ある具体 的改善策を含む、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を 平成21年9月11日(金)までに提出すること。
 - (注1)上記の業務改善計画の策定にあたっては、早期健全化法第5条第1項 第4号に規定する信用供与の円滑化に改めて留意すること。
 - (注2)上記の業務改善計画は、前回の業務改善命令(平成19年6月28日付金監第1587号)に基づき提出された業務改善計画を包含した計画とすること。
 - (2)業務改善計画を着実に実施すること。
 - (3)上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成21年9月期を初回として、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に提出すること。

お問い合わせ先

金融庁 Tel: 03-3506-6000(代表)

監督局総務課信用機構対応室

(内線 3222)

株式会社千葉興業銀行に対する行政処分について

1. 株式会社千葉興業銀行については、平成 21 年3月期に当期純損失(赤字)を計上し、経営健全化計画に係る平成 21 年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しました。

特にその主因となった有価証券関連損失については、国内外の金融環境の変動等の影響も認められるものの、同行における有価証券投資に係るリスク管理に改善すべき点があったものと認められます。

このため、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下「早期健全化法」といいます。)第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められることから、早期健全化法第20条第2項及び銀行法第26条第1項に基づき業務改善命令を発出しました。

- 2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおりです。
 - (1)上記の処分の理由を踏まえ、有価証券投資に係るリスク管理についての実効性ある具体的改善策を含む、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成21年9月11日(金)までに提出すること。
 - (注)上記の業務改善計画の策定にあたっては、早期健全化法第5条第1項第4号に規定する信用供与の円滑化に改めて留意すること。
 - (2)業務改善計画を着実に実施すること。
 - (3)上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまで の間、平成21年9月期を初回として、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に 提出すること。

お問い合わせ先

金融庁 Tel: 03-3506-6000(代表)

監督局総務課信用機構対応室

(内線 3261)

株式会社あおぞら銀行に対する行政処分について

1. 株式会社あおぞら銀行については、平成 20 年3月期において金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下「早期健全化法」といいます。)第 20条第2項及び銀行法第 26条第1項に基づく業務改善命令(平成 20年7月 25日付金監第1997号)を受けたにも拘わらず、平成 21年3月期において当期純損失(赤字)を計上し、経営健全化計画に係る平成 21年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離することとなるなど、なお経営の改善が見られない状況となりました。

特にその主因となった、国内外の様々な投融資に係る有価証券関連損失・与信関連費用の増加については、国内外の金融環境の変動等の影響も認められるものの、同行におけるリスク管理、さらには投融資や事業展開に係る経営判断に改善すべき点があったものと認められます。

このため、早期健全化法第 20 条第 2 項に定めるところにより、経営健全化計画 の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められることから、早期健全 化法第 20 条第 2 項及び銀行法第 26 条第 1 項に基づき業務改善命令を発出しました。

- 2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおりです。
 - (1) 早期健全化法第20条第2項及び銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令 (平成20年7月25日付金監第1997号)に基づき提出された業務改善計画を 見直し、経営の改善に向けた責任ある経営体制の確立、抜本的な収益改善のた めの方策を織り込んだ業務改善計画を平成21年9月11日(金)までに提出す ること。

上記の業務改善計画の策定にあたっては、上記の処分の理由を踏まえ、リスク管理の強化、経営管理(ガバナンス)の強化等により、持続的かつ安定的な収益基盤を確立するための実効性ある具体的改善策を盛り込むこと。

- (注) また、上記の業務改善計画の策定にあたっては、
 - ・ 「公的資金による資本増強行(主要行)に対するガバナンスの強化について」(平成15年4月4日、金融庁)1.(2)に留意すること。
 - ・ 早期健全化法第5条第1項第4号に規定する信用供与の円滑化に改めて留意すること。
- (2)業務改善計画を着実に実施すること。
- (3)上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成21年9月期を初回として、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に提出すること。

お問い合わせ先

金融庁 Tel: 03-3506-6000(代表)

監督局総務課信用機構対応室

(内線 3222)

株式会社あおぞら銀行に対する行政処分について

- 1. 株式会社あおぞら銀行については、
 - 平成20年度の中小企業向け貸出が大幅に減少しており、「議決権のある株式 の引受け以外の株式等の引受け等の要件に関して、経営の合理化、経営責任の 明確化、株主責任の明確化及び資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための 方策に関する基準を定める件」(平成10年金融再生委員会・農林水産省・労働 省告示第2号)第1項第5号後段を遵守したとは認められないこと
 - 平成20年度の中小企業向け貸出の計画履行に際し、目標達成に向けた実効性 のある施策が十分に講じられたとは認め難いこと等から、「資本増強行に対する フォローアップに係る行政上の措置について」(平成 11 年 9 月 30 日 金融再生 委員会)において示されている「経営健全化計画を自ら的確に履行しようとし ていないと認められた場合」に当たると認められること

から、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下「早期健全化法」 といいます。) 第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保 するための措置を講ずる必要があると認められることから、早期健全化法第20条 第2項及び銀行法第26条第1項に基づき業務改善命令を発出しました。

- 2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおりです。
 - (1) 中小企業向け貸出について、履行状況報告記載の中小企業向け貸出目標を着 実に達成するための具体的方策を織り込んだ業務改善計画を平成21年9月11 日(金)までに提出すること。
 - (注) 上記の業務改善計画の策定にあたっては、平成20年度において中小企業 向け貸出が減少した要因を深度ある分析により検証し、同行の事業展開に おける中小企業向け貸出の位置づけを改めて明確化した上で、これを踏ま えた実効性ある具体的改善策を盛り込むこと。
 - (2)業務改善計画を着実に実施すること。
 - (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまで の間、平成21年9月期を初回として、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に 提出すること。

お問い合わせ先

金融庁 Tel: 03-3506-6000(代表) 監督局総務課信用機構対応室

(内線 3222)

株式会社東日本銀行に対する行政処分について

1. 株式会社東日本銀行については、平成 21 年 3 月期に当期純損失(赤字)を計上 し、経営健全化計画に係る平成 21 年 3 月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しま した。

特にその主因となった与信関連費用の増加については、国内外の金融環境の変動等の影響も認められるものの、同行における信用リスク管理に改善すべき点があったものと認められます。

このため、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下「早期健全化法」といいます。)第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められることから、早期健全化法第20条第2項及び銀行法第26条第1項に基づき業務改善命令を発出しました。

- 2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおりです。
 - (1)上記の処分の理由を踏まえ、信用リスク管理についての実効性ある具体的改善策を含む、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成21年9月11日(金)までに提出すること。
 - (注)上記の業務改善計画の策定にあたっては、早期健全化法第5条第1項第4号に規定する信用供与の円滑化に改めて留意すること。
 - (2)業務改善計画を着実に実施すること。
 - (3)上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまで の間、平成21年9月期を初回として、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に 提出すること。

お問い合わせ先

金融庁 Tel: 03-3506-6000(代表)

監督局総務課信用機構対応室

(内線 3261)

株式会社岐阜銀行に対する行政処分について

1. 株式会社岐阜銀行については、平成 20 年 3 月期において金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下「早期健全化法」といいます。)第 20 条第 2 項及び銀行法第 26 条第 1 項に基づく業務改善命令(平成 20 年 7 月 25 日付金監第 1999 号)を受けたにも拘わらず、平成 21 年 3 月期において、当期純損失(赤字)を計上し、経営健全化計画に係る平成 21 年 3 月期の収益目標と実績とが大幅に乖離するなど、なお経営の改善が見られない状況となりました。また、平成 21 年 3 月期において、公的資金により引き受けた優先株式に所定の配当がなされませんでした。

特にその主因となった、有価証券関連損失・与信関連費用の増加については、国内外の金融環境の変動等の影響も認められるものの、同行における有価証券投資・与信に係るリスク管理に改善すべき点があったものと認められます。

このため、早期健全化法第 20 条第 2 項に定めるところにより、経営健全化計画 の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められることから、早期健全 化法第 20 条第 2 項及び銀行法第 26 条第 1 項に基づき業務改善命令を発出しました。

- 2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおりです。
 - (1) 早期健全化法第20条第2項及び銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令 (平成20年7月25日付金監第1999号)に基づき提出された業務改善計画を 見直し、経営の改善に向けた責任ある経営体制の確立、抜本的な収益改善のた めの方策を織り込んだ業務改善計画を平成21年9月11日(金)までに提出す ること。

上記の業務改善計画の策定にあたっては、上記の処分の理由を踏まえ、有価証券投資・与信に係るリスク管理の強化、地域での営業基盤の確立等により、持続的かつ安定的な収益基盤を確立するための実効性ある具体的改善策を盛り込むこと。

- (注) また、上記の業務改善計画の策定にあたっては、
 - ・ 「公的資金による資本増強行(地域銀行等)に対するガバナンスの強化について」(平成 15 年 6 月 30 日、金融庁) 及び「公的資金による資本増強行(主要行)に対するガバナンスの強化について」(平成 15 年 4 月 4 日、金融庁) 1. (2)に留意すること。
 - 早期健全化法第5条第1項第4号に規定する信用供与の円滑化に改めて留意すること。

- (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
- (3)上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成21年9月期を初回として、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に提出すること。

お問い合わせ先

金融庁 Tel: 03-3506-6000(代表)

監督局総務課信用機構対応室

(内線 3261)

金融機能強化法に基づく国の資本参加の概要

(平成 21 年 9 月 11 日(金)決定)

	みちのく銀行 (青森県)	きらやか銀行(山形県)	第三銀行 (三重県)
預金残高 (21/3末)	1兆 7, 220億円	1兆 740億円	1兆 6, 351億円
貸出金残高 (21/3 末)	1兆 2, 590億円	8, 569億円	1兆 1, 173億円

⁽注) 預金残高は、譲渡性預金を含む。

1. 国の資本参加の概要

	資本参加額	200億円		200億円		300億円	
	優先株式の配当率	TIBOR(12ヵ月)+0.95%		TIBOR(12ヵ月)+1.15%		TIBOR(12ヵ月)+1.0%	
_							
	自己資本比率(21/9 末見通し)	11. 4%程度		10. 5%程度		10. 3%程度	
				-			-
2.	経営改善の目標	計画の始期 (21/3)	⇒ 終期 (24/3)	計画の始期 (21/3)	⇒ 終期 (24/3)	計画の始期 (21/3)	⇒ 終期 (24/3)
	コア業務純益	54億円	71億円	53億円	55億円	64億円	78億円
	業務粗利益経費率	95. 29%	62. 02%	65. 21%	60. 63%	105. 21%	62. 03%

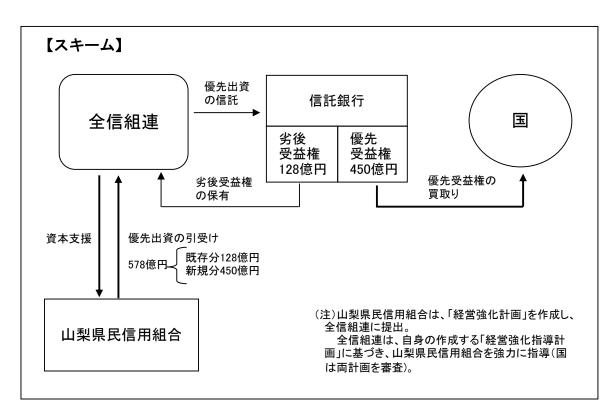
⁽注)「業務粗利益経費率」=[経費-機械化関連費用]÷業務粗利益

3. 中小企業金融の円滑化の目標	計画の始期 (21/3)	⇒ 終期 (24/3)	計画の始期 (21/3)	⇒ 終期 (24/3)	計画の始期 (21/3)	⇒ 終期 (24/3)
中小企業向け貸出残高	4,168億円	4,323億円	4,588億円	4,773億円	5,595億円	5,825億円
中小企業向け貸出比率	22. 78%	22. 99%	40. 26%	40. 64%	32. 48%	32. 55%
経営改善支援先割合	4. 32%	4. 76%	3. 41%	3. 95%	0. 95%	1. 06%

⁽注)「中小企業向け貸出比率」=中小企業向け貸出残高(個人向けを除く)÷総資産、「経営改善支援先割合」=経営改善支援先数÷取引先総数

金融機能強化法に基づく信託受益権の買取りの概要

	全国信用協同組合連合会 (全 信 組 連)	山梨県民信用組合
預金残高(21/3末)	3兆5, 316億円	4, 219億円
貸出金残高(21/3末)	3, 863億円	3, 227億円



1. 買取りの概要

優先受益権	450億円
配 当 率	TIBOR(12ヶ月) +1.73%

自己資本比率(22/3末見通し)	16.3%程度
------------------	---------

2. 経営改善の目標

	計画の始期(21/3) ⇒ 終期(24/3)		
コア業務純益	21億円	35億円	
業務粗利益経費率	71.65%	49.95%	

(注)「業務粗利益経費率」=[経費-機械化関連費用]÷業務粗利益

3. 中小企業金融の円滑化の目標

	計画の始期(21/3)⇒ 終期(24/3)		
中小企業向け貸出残高	1, 725億円	1, 848億円	
中小企業向け貸出比率	38.21%	39.10%	
経営改善支援先割合	2.04%	3.09%	

(注)「中小企業向け貸出比率」=中小企業向け貸出残高(個人向けを除く)÷総資産 「経営改善支援先割合」=経営改善支援先数÷取引先総数

金融機能強化法に基づく国の資本参加の概要

(平成 21 年 12 月 9 日(水)決定)

	東和銀行 (群馬県)	高知銀行 (高知県)
預金残高 (21/9末)	1 兆 5 , 9 9 9 億円	8, 552億円
貸出金残高 (21/9 末)	1兆1, 858億円	6, 427億円

⁽注)預金残高は、譲渡性預金を含む。

1. 国の資本参加の概要

資本参加額	350億円	150億円
優先株式の配当率	TIBOR(12ヵ月)+1.15%	TIBOR(12ヵ月)+1.1%

(注) 足許の日本円 TIBOR (12ヵ月) は 0.6%程度

自己資本比率 (22/3 末見通し)

2	. 経営改善の目標	計画の始期 : (21/9)	⇒ 終期 (24/3)	始期比	計画の始期 (21/9)	⇒ 終期 (24/3)	始期比
	コア業務純益	56 億円	101 億円	+45 億円	22 億円	39 億円	+16 億円
	業務粗利益経費率	71. 23%	60. 01%	▲ 11. 22%	65. 40%	65. 38%	▲0.02%

⁽注)「業務粗利益経費率」=[経費-機械化関連費用]÷業務粗利益

3	. 中小企業金融の円滑化の目標	計画の始期 (21/9)	⇒ 終期 (24/3)	始期比	計画の始期 (21/9)	⇒ 終期 (24/3)	始期比
	中小企業向け貸出残高	5, 292 億円	5, 601 億円	+309 億円	3, 437 億円	3, 557 億円	+120 億円
	中小企業向け貸出比率	30. 82%	31. 56%	+0.74%	36. 81%	37. 80%	+0.99%
Ī	経営改善支援先割合	3. 07%	4. 75%	+1.68%	0. 72%	1.09%	+0.37%

⁽注)「中小企業向け貸出比率」=中小企業向け貸出残高(個人向けを除く)÷総資産、「経営改善支援先割合」=経営改善支援先数÷取引先総数

金融機能強化法に基づく国の資本参加の概要

(平成 22 年 3 月 10 日(水)決定)

	北都銀行 (秋田県)	宮崎太陽銀行 (宮崎県)
預金残高 (21/9末)	1兆 944億円	5, 312億円
貸出金残高 (21/9 末)	6, 982億円	3, 924億円

(注) 北都銀行については、フィデアホールディングス(持株会社)が発行する優先株式の引受けにより資本参加。

1. 国の資本参加の概要

資本参加額	100億円	130億円
優先株式の配当率	TIBOR(12 ヵ月)+1.0%	TIBOR(12 ヵ月)+1.05%

(注) 足下の日本円 TIBOR(12ヵ月)は 0.6%程度。

自己資本比率 (22/3 末見通し)	1 1. 2%程度	8. 9%程度
---------------------------	-----------	---------

(注)フィデアホールディングスの連結自己資本比率の22/3末見通しは、9.4%程度。

2	. 経営改善の目標	計画の始期 (21/9)	⇒ 終期 (24/3)	始期比	計画の始期 (21/9)	⇒ 終期 (24/3)	始期比
	コア業務純益	28 億円	46 億円	+17 億円	22 億円	27 億円	+4 億円
	業務粗利益経費率	74. 63%	65. 27%	▲ 9. 36%	66. 83%	62. 99%	▲3.84%

(注)「業務粗利益経費率」=[経費-機械化関連費用]÷業務粗利益。コア業務純益の計画始期は21/9期の半期計数を2倍。

3. 中小企業金融の円滑化の目標		⇒ 終期 (24/3)	始期比	計画の始期 (21/9)	⇒ 終期 (24/3)	始期比
中小企業向け貸出残高	2, 730 億円	2, 790 億円	+60 億円	2, 074 億円	2, 146 億円	+71 億円
中小企業向け貸出比率	23. 76%	23. 91%	+0. 15%	37. 28%	37. 83%	+0.55%
経営改善支援先割合	4. 29%	4. 88%	+0.59%	0. 72%	3. 19%	+2.47%

(注)「中小企業向け貸出比率」=中小企業向け貸出残高(個人向けを除く)÷総資産、「経営改善支援先割合」=経営改善支援先数÷取引先総数

紀陽ホールディングス・紀陽銀行及び豊和銀行の「(新)経営強化計画」の概要

	紀陽ホールディングス・紀陽銀行	豊和銀行
資本参加の時期と金額	平成18年11月 315億円	平成18年12月 90億円

(単位:%)

経営改善の目標	計画始期(21/3 期)	計画終期(24/3期)	計画始期(21/3期)	計画終期(24/3期)
コア業務純益ROA	0. 65	0. 66	0. 69	0. 73
業務粗利益経費率	64. 13	51. 93	49. 20	49. 19
不良債権比率	3. 96	3. 57	5. 06	4. 20

「コア業務純益ROA」=[業務純益+一般貸倒引当金繰入額ー債券等関係損益]÷総資産 「業務粗利益経費率」=[経費ー機械化関連費用]÷業務粗利益 「不良債権比率」=金融再生法開示債権額÷総与信額

(単位:%、億円)

中小企業金融の円滑化の目標	計画始期(21/3 期)	計画終期(24/3期)	計画始期(21/3期)	計画終期(24/3 期)
中小企業向け貸出比率	30. 63	30. 74	37. 41	37. 50
(参考)同貸出残高	10, 658	11, 315	1, 738	1, 858
経営改善支援先割合	1. 34	1. 57	2. 21	3. 26

「中小企業向け貸出比率」=中小企業向け貸出残高(個人向けを除く)÷総資産

「経営改善支援先割合」=経営改善支援先数÷取引先総数

資料9-5-15

地域銀行3行の経営強化計画の履行状況の概要(平成21年3月期実績)

【平成21年3月31日 資本参加: 北洋銀行 1,000億円、福邦銀行 60億円、南日本銀行 150億円】

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益 又は コア業務純益ROA (選択制)

○ 3行ともに、計画を上回った。

〔単位:億円、%〕 21/3期 21/3期 計画始期 始期比 計画比 計画 実績 北洋 351 376 354 + 25 + 22 邦 0.26 0.30 0.31 + 0.05+ 0.01

	与】
23/3期計画 (計画終期)	始期比
375	+ 24
0.40	+ 0.14
44	+ 14

【杂夹】

- 注1) コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 債券等関係損益、 コア業務純益ROA = コア業務純益 ÷ 総資産
- 注2) 北洋銀行及び南日本銀行は「コア業務純益」を、福邦銀行は「コア業務純益ROA」を選択

29

2) 業務粗利益経費率(OHR)

南日本

○ 北洋は、業務粗利益がマイナス値のため計画・実績とも計測不能 (但し、経費、業務粗利益ともに計画に比べ改善)。

28

○ 福邦は、計画始期に比べ低下したが、社債の追加的な減損処理の発生により業務粗利益(分母)が計画を下回ったため、比率が計画を上回った。

29

+ 0

〇 南日本は、計画を下回った。

〔単位:%〕

+ 0

【参考】

					(+4.70)
	計画始期	21/3期 計画	21/3期 実績	始期比	計画比
北洋	74.39	_	_	-	-
福邦	77.87	72.98	75.79	▲ 2.08	+ 2.81
南日本	274.22	221.13	207.02	▲ 67.20	▲ 14.11

江/未物位引重性具于 一、性具一饭饭儿房是具用/ 下 未物性剂:	経費率 = (経費ー機械化関連費用)÷	業務粗利益
----------------------------------	---------------------	-------

	·J A
23/3期計画 (計画終期)	始期比(▲)
51.49	▲ 22.90
64.80	▲ 13.07
58.97	▲ 215.25

2. 中小規模事業者に対する信用供与の円滑化等

1) 中小規模事業者向け貸出残高・比率

- 〇 北洋は、本年2月までは貸出残高が順調に推移していたが、3月に入って、合併前の旧北洋・旧札幌の共通取引先を中心に、①当行からの借入れシェアの見直しや、②預金と借入金の一部相殺による借入金利の負担軽減等を図る動きが相次ぎ、予測を大幅に超える貸出金の返済が発生。その結果、貸出残高は、計画始期に比べ増加したが計画を下回った。また、貸出比率は始期と比べても低下。
- 福邦は、貸出残高、貸出比率ともに計画を上回った。
- 南日本は、保証付融資の増強等に努めたものの製造・運輸業等の短期運転資金の利用が減少。その結果、貸出残高は、計画始期に比べ増加したが計画を下 回った。 一方、貸出比率は、計画を上回った。

			,			单位:億円、%〕
		計画始期	21/3期 計画	21/3期 実績	始期比	計画比
北洋	(残高)	17,427	17,657	17,438	+ 11	▲ 219
	(比率)	24.25	24.55	24.18	▲ 0.07	▲ 0.37
福邦	(残高)	1,639	1,640	1,642	+ 2	+ 2
	(比率)	36.05	36.40	37.14	+ 1.09	+ 0.74
南日本	(残高)	2,435	2,501	2,494	+ 58	A 7
	(比率)	37.45	38.85	38.98	+ 1.53	+ 0.13

【参	考】
23/3期計画 (計画終期)	始期比
18,240	+ 813
25.03	+ 0.78
1,681	+ 41
37.78	+ 1.73
2,649	+ 214
40.04	+ 2.59

2) 経営改善支援先割合

- 〇 北洋、南日本は、計画を上回った。
- 〇 福邦は、経営相談・早期事業再生支援に積極的に取り組んだものの創業・新事業開拓支援や担保・保証に過度に依存しない融資が計画を下回った。その結果、割合は計画始期に比べ上昇したが計画を下回った。

				_	【単位:%】
	計画始期	21/3期 計画	21/3期 実績	始期比	計画比
北洋	2.76	2.80	3.02	+ 0.26	+ 0.22
福邦	2.71	3.21	3.03	+ 0.32	▲ 0.18
南日本	1.04	1.04	1.37	+ 0.33	+ 0.33

【彡	有】
23/3期計画 (計画終期)	始期比
3.32	+ 0.56
3.94	+ 1.23
1.15	+ 0.11

[44]

[出任] 0/7

注) 中小規模事業者向け貸出比率 = 中小企業者に対する貸出残高 ÷ 総資産

注) 経営改善支援先割合 = 経営改善支援先数 ÷ 取引先総数

紀陽ホールディングス・紀陽銀行及び豊和銀行の「(旧)経営強化計画の履行状況」の概要 (平成21年3月期実績)

		紀陽ホール	<u>·ディングス</u>	・ 紀陽銀行			豊和銀行				
										(単位:%)	
経営改善の目標	18/9 期		21/	/3 期		18/3 期		21/3 期			
性呂以告の日保	始期	計画	実績	始期比	計画比	始期	計画	実績	始期比	計画比	
コア業務純益ROA	0. 52	0. 68	0. 65	+0. 13	▲0. 03	0. 81	1. 03	0. 69	▲0. 12	▲0. 34	
業務粗利益経費率	61. 49	53. 32	64. 13	+2.64	+10.81	54. 02	44. 91	49. 20	▲ 4. 82	+4. 29	
不良債権比率	7. 49	4. 52	3. 96	▲ 3. 53	▲0. 56	12. 7	6. 2	5. 0	▲ 7. 7	▲ 1. 2	
計画が達成できなかった理由	〇 「総資店かり資産回った。 (業務粗利 〇 「経費」 がリーマ	販売による: 益経費率) は計画を上	役務収益の(回る削減が ⁻ −ズ債券等に	申び悩みによ	務純益」が預 にり計画を下 業務粗利益」 減損処理等に	〇 貸出金利 大幅に下 信託販売	川息収入が残 回ったことに 等による役務	なび業務粗利者 高の減少や利益 加え、有価語 所取引等収益が 表務粗利益」と	川回の低下に 正券利息配当 が伸び悩んだ	収入や投資 ことから、	

コア業務純益ROA=(業務純益+一般貸倒引当金繰入額ー債券等関係損益)÷総資産 不良債権比率=金融再生法開示債権額÷総与信額

業務粗利益経費率=(経費ー機械化関連費用)÷業務粗利益

(単位:%)

信用供与の円滑化の目標	18/9 期		21/3	3 期		18/3 期	21/3 期			
旧の氏子の口角化の日保	始期	計画	実績	始期比	計画比	始期	計画	実績	始期比	計画比
中小企業等向け貸出比率	30. 07	31. 93	32. 29	+2. 22	+0. 36	62. 6	64. 2	68. 0	+5.4	+3.8
経営改善支援先割合	1. 86	2. 14	2. 63	+0. 77	+0. 49	0. 66	1. 55	2. 21	+1.55	+0. 66

中小企業等向け貸出比率=中小企業等向け貸出残高(※)÷総資産 (※)紀陽銀行:中小企業向け貸出残高、豊和銀行:地元事業者向け貸出残高 経営改善支援先割合=経営改善支援先数÷取引先総数

改正金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況の概要(平成21年9月期実績)

平成21年3月31日 資本参加: 北洋銀行 1,000億円、福邦銀行 60億円、南日本銀行 150億円

平成21年9月30日 資本参加: みちのく銀行 200億円、きらやか銀行 200億円、第三銀行 300億円、山梨県民信組 450億円

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益 又は コア業務純益ROA (選択制)

(単位:億円、%)

	計画始期	21年	9月期	始期比	計画比	コメント
	の水準	計画	実 績	게게다	可凹丸	17.51°
北洋	351	185	208	+ 66	+ 23	○ 資金利益が貸出金利回の低下等により計画を下回ったものの、賞与支 給率の圧縮や合併による経費削減効果等により、コア業務純益は計画 を上回った。
福邦	0.26	0.30	0.32	+ 0.06	+ 0.02	〇 貸出金利息や役務取引等収益が計画を下回ったものの、有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等から、コア業務純益ROAは計画を上回った。
南日本	29	17	13	A 1	▲ 4	O 貸出金の平均残高及び利回が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	54	29	36	+ 18	+ 7	○ 資金利益が有価証券利回の上昇等により計画を上回ったこと、設備関係費用を中心に経費の削減に努めたこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
きらやか	53	25	22	A 8	▲ 3	O 資金利益が貸出金利回の低下により、役務取引等利益が振込手数料等 の減少により各々計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下 回った。
第三	64	33	33	+ 2	+ 0	○ 人件費を中心に経費の削減に努めたこと等から、コア業務純益は計画を 上回った。

注1) コア業務純益 =業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額-債券等関係損益、コア業務純益ROA = コア業務純益 ÷総資産

注2) コア業務純益の「計画始期の水準」は通期計数のため、「始期比」は21年9月期の実績(半期計数)を2倍して比較

注3) 福邦銀行は「コア業務純益ROA」を、その他の銀行は「コア業務純益」を選択

2) 業務粗利益経費率(OHR)

(単位:%)

	計画始期	21年9	9月期	始期比	計画比	コメント
	の水準	計画	実 績	知例几	前圆比	יוכענ
北 洋	74.39	52.57	50.84	▲ 23.55	▲ 1.73	〇 賞与支給率の圧縮や合併による経費削減効果等により、OHRは計画を下回った(改善)。
福邦	77.87	68.73	66.51	▲ 11.36	▲ 2.22	O 経費がほぼ計画通りに推移する中、業務粗利益が国債等債券関係損益の改善により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
南日本	274.22	63.77	68.09	▲ 206.13	+ 4.32	〇 業務粗利益が貸出金利息の減少等により計画を下回る一方、人件費を中心に経費が計画を上回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	95.29	64.22	61.22	▲ 34.07	▲ 3.00	〇 業務粗利益が有価証券利回の上昇等より計画を上回ったこと、設備関係費用を中心に経費の削減に努めたこと等から、OHRは計画を下回った。
きらやか	65.21	60.86	62.03	▲ 3.18	+ 1.17	〇 経費が計画通りで推移したが、資金利益及び役務取引等利益が計画を下回ったこと等から、OHRは計画を上回った。
第三	105.21	65.30	62.95	▲ 42.26	▲ 2.35	〇 業務粗利益が国債等債券関係損益の改善等により計画を上回ったこと、人件費を中心に経費の削減に努めたことから、OHRは計画を下回った。

注)業務粗利益経費率 = (経費-機械化関連費用) ÷ 業務粗利益

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

		計画始期	21年9	月期	九二	期比	≣∔∶	画比	コメント
		の水準	計画	実 績	У П 7	别比	ĀΙ		
北洋	残高	17,427	17,828	18,482	+	1,055	+	654	○ 営業推進体制や経営改善支援体制の強化、緊急保証制度の活用、法 人取引先の新規開拓や創業・新事業開拓支援の強化等により、貸出残
40 /T	比率	24.25	24.74	25.98	+	1.73	+	1.24	高、貸出比率ともに計画を上回った。
福邦	残高	1,639	1,653	1,659	+	19	+	6	〇 緊急保証制度の積極的な取組み、全店一斉訪問キャンペーン(6,000先 訪問運動)の実施等により、貸出残高、貸出比率ともに計画を上回った。
	比率	36.05	36.43	37.09	+	1.04	+	0.66	
南日本	残高	2,435	2,536	2,556	+	120	+	19	○ 緊急保証制度や新商品の積極的な活用等により、地場産業へ積極的に 融資対応したこと等により、多くの業種で貸出が増加し、貸出残高、貸出
ПНТ	比率	37.45	38.68	38.89	+	1.44	+	0.21	比率ともに計画を上回った。
みちのく	残高	4,168	4,180	4,207	+	39	+	27	○ 緊急保証制度の積極的な活用、新規顧客をターゲットとした商品の活用 等により、貸出残高は計画を上回った。預金の増加等により総資産が計
, , , ,	比率	22.78	22.79	22.27	•	0.51	A	0.52	画を上回り、貸出比率は低下。
きらやか	残高	4,588	4,595	4,639	+	51	+	44	〇 営業推進体制の強化、コールセンターを活用した営業活動の実践等により、貸出残高は計画を上回った。預金の増加等により総資産が計画を
	比率	40.26	40.29	38.77	•	1.49	A	1.52	上回り、貸出比率は低下。
第三	残高	5,595	5,635	5,640	+	44	+	4	○ 緊急保証制度の活用やコベナンツ活用型融資等の取組み強化、融資重 点推進地域における事業融資基盤の拡充への取組み等により、貸出残
7, —	比率	32.48	32.48	31.77	•	0.71	•	0.71	高は計画を上回った。有価証券評価差額金や預金の増加等により総資 産が計画を上回り、貸出比率は低下。
山梨県民	残高	1,725	1,676	1,684	A	41	+	7	〇 信用保証協会の保証付融資や、事業再生等を目的とした融資に積極的 に取り組んだことから、貸出残高、貸出比率ともに計画を上回った。
信組	比率	38.21	34.93	35.80	A	2.41	+	0.87	

注) 中小企業向け貸出比率 = 中小企業向け貸出残高(個人向けを除く) ÷ 総資産

2)経営改善支援先割合 (単位:%)

	計画始期	平成21:	年9月期	始期比	計画比	コメント
	の水準	計画	実 績	知别儿	可凹比	コンノト
北 洋	2.76	2.87	3.98	+ 1.22	+ 1.11	〇 創業・新事業開拓支援の強化、経営改善計画の策定支援、担保・保証 に過度に依存しない融資(私募債、動産・債権担保融資)の積極的な取 組み等により、計画を上回った。
福 邦	2.71	3.36	6.00	+ 3.29	+ 2.64	○ 経営改善計画の策定支援や事業再生支援、「融資特別推進枠」等を活用した担保・保証に過度に依存しない融資の積極的な推進等により、計画を上回った。
南日本	1.04	1.05	1.59	+ 0.55	+ 0.54	〇 鹿児島県·市の制度資金を活用した創業·新事業開拓支援、新商品の活用など担保・保証に過度に依存しない融資(スコアリングを活用した融資商品)の積極的な取組み等により、計画を上回った。
みちのく	4.32	4.48	4.34	+ 0.02	▲ 0.14	○ 経営改善支援活動等に積極的に取り組んだものの、ビジネスローン(担保・保証に過度に依存しない融資)に代えて、緊急保証制度を強力に推進したこと等から、計画を下回った。
きらやか	3.41	3.43	4.80	+ 1.39	+ 1.37	○ 担保・保証に過度に依存しない融資(ビジネスローン)の積極的な取組み や経営改善計画の策定支援に取り組んだこと等から、計画を上回った。
第三	0.95	0.98	0.99	+ 0.04	+ 0.01	〇 取引先の経営課題等の洗い出しや解決策の検討・提案、経営改善計画 の策定支援、担保・保証に過度に依存しない融資(スコアリング等を活用 した融資)等に取り組み、ほぼ計画通りに進捗。
山梨県民信組	2.04	2.78	2.78	+ 0.74	0.00	〇 企業支援部を中心に、きめ細かな経営相談や事業再生支援等に取り組 んだことから、ほぼ計画通りに進捗。

注)経営改善支援先割合 = 経営改善支援先数 ÷ 取引先総数

資料9-5-18 旧金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況の概要(平成21年9月期実績)

「 平成18年11月13日 資本参加:紀陽ホールディングス 315億円、平成18年12月18日 資本参加:豊和銀行 90億円 〕

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益ROA

(単位:%)

	計画始期	21年9	9月期	始期比	計画比	コメント
	の水準	計画	実績	炉 州	前側比	コンプト
紀陽	0.65	0.60	0.52	▲ 0.13	▲ 0.08	○ 貸出金の平均残高及び利回が計画を下回ったこと等によりコア業務純益が計画を下回ったこと、総資産が計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。
豊和	0.69	0.69	0.55	▲ 0.14	▲ 0.14	○ 貸出金の平均残高及び利回が計画を下回ったこと等によりコア業務純益が計画を下回ったこと、総資産が計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

紀陽	64.13	55.70	55.50	▲ 8.63	▲ 0.20	○ 業務粗利益が国債等債券関係損益の大幅な改善により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊和	49.20	53.04	57.62	+ 8.42	+ 4.58	〇 業務粗利益が計画を下回ったこと、経費が教育・研修関連費用や監査報酬等の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を上回った。

3) 不良債権比率

(単位:%)

紀陽	3.96	3.90	3.71	▲ 0.25	▲ 0.19	○ 忽労み芝士短による、カマップが集体同地、ナフィン、フルの進址等により、て立集をいる
豊和	5.06	5.04	4.33	▲ 0.73	▲ 0.71	○ 経営改善支援によるランクアップや債権回収・オフバランス化の進捗等により、不良債権比率 は計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

紀陽	残高	10,658	10,720	10,585	▲ 73	▲ 135	○ 緊急保証制度の活用を含め資金ニーズの回復が予想以上に遅れたこと、新規取引先の開拓 が既存取引先の減少分をカバーできなかったこと、不良債権の売却・償却等を積極的に進め
נפין בויווי	比率	30.63	30.63	30.17	▲ 0.46	▲ 0.46	たこと等から、貸出残高、貸出比率ともに計画を下回った。
豊和	残高	1,738	1,743	1,758	+ 20	+ 15	○ 緊急保証制度の活用等により、貸出残高は計画を上回った。法人定期預金の増加等により 総資産が増加し、貸出比率は低下。
豆们	比率	37.41	37.42	37.05	▲ 0.36	▲ 0.37	TO THE STATE OF TH

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

紀陽	1.34	1.40	1.90	+ 0.56	+ 0.50	○ 経営相談や経営改善計画の策定支援、事業再生支援等の取組みにより、計画を上回った。
豊和	2.21	2.33	1.01	▲ 1.20	▲ 1.32	○ 緊急保証制度を主体に中小企業向け貸出に取り組む一方、小口ビジネスローン(担保・保証 に過度に依存しない融資)の慎重な取組み姿勢を維持したことから、計画を下回った。

535

平成21年度における地域密着型金融の取組み状況について

金融庁は、地域金融機関が行う地域密着型金融に関して、年1回、取組み実績や利用者等の評価について取りまとめを行っている。対象金融機関は、地域銀行 106 (埼玉りそな銀行を含む)、信用金庫 272、信用組合 159 の計 537 機関 (公表日現在)。

(※)過年度分の数値の一部は、各金融機関からの報告に基づき修正

1. 地域金融機関の取組み実績

(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

① 創業・新事業支援

創業・新事業支援に係る融資件数は前年度に比べ増加。企業育成ファンドの活用は前年度に比べ減少。

(単位:件、億円)

							\ + -	4. 什、心口/		
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
創業・新事業3	到業·新事業支援融資(※)									
地域金融機関	件数	1,948	2,817	5,449	6,983	14,048	13,879	15,004		
地线亚附级	金額	179	250	603	742	1,791	1,662	1,703		
地域銀行	件数	737	846	2,379	3,088	6,532	6,522	7,270		
1043(业民主)	金額	85	102	241	323	823	810	877		
信金・信組	件数	1,211	1,971	3,070	3,895	7,516	7,357	7,734		
15 亚 15 加	金額	94	147	361	418	967	851	826		
企業育成ファン	ノドへ(の出資額								
地域金融機関		94	153	241	196	175	200	51		
地域銀行	亍	79	128	186	147	125	163	21		
信金・信	組	14	25	55	49	50	37	30		
企業育成ファンドの活用額(金融機関が出資しているファンドを通じた企業育成支援)										
地域金融機関		_	_	_	_	_	90	65		
地域銀行	丁	_	_	_	_	_	77	58		
信金・信	組	_	_	_	_	_	12	6		

(※) 18 年度以前は「創業等支援融資商品による融資」。19 年度以降は専用の融資商品の実績だけでなく、通常の融資による支援実績も含めて計上しているため、過年度の実績とは単純に比較できない。

[特色ある取組みの具体例]

- 〇 取引先が機能性細菌を活用した新事業に参入するに際し、新事業準備資金を融資するとともに、県の企業経営支援事業(補助金、制度融資等)の認定取得を支援。また、機能性細菌製造会社としての地元食品製造会社の買収も支援し、初期設備投資の抑制、早期事業開始を図る(銀行:東北財務局管内)
- 地元の農産品を活かした高付加価値商品の開発に当たり、県産業支援センター等と協力して、農業者による連携体の組成や、農商工等連携事業計画の策定支援等を実施。また、同計画の認定先として県信用保証協会の保証付融資を実行(銀行:東海財務局管内)
- 太陽光エネルギー事業育成のファンドを創設。地元企業の太陽光エネルギー産業等への参入を促進し、産業の活性化を図る(銀行:九州財務局管内)
- 地域の創業ニーズに対応するため、創業支援に係る専門部署を開設。事業計画の立案、 開業後の経営相談までトータルでサポートするとともに、事業化評価委員会や各種ファ ンドを活用し融資を実行(信用金庫:北海道財務局管内)
- 公共事業の減少等により売上げが年々減少している建設業者に対し、公共工事 依存型の経営体質から脱却するため資源リサイクル業種への参入を指導すると ともに融資を実行(信用金庫:中国財務局管内)

② 経営改善支援

経営改善支援取組み先のランクアップ率は前年度に比べ低下。ビジネスマッチングの成 約件数は前年度に比べ増加。

(単位:%、件)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			
彩	経営改善支援取組み先(正常先を除く)のランクアップ率										
±	也域金融機関	16.0	18.4	16.5	13.7	11.5	17.4	9.3			
	地域銀行	15.2	18.2	15.9	14.2	11.4	18.0	11.0			
	信金・信組	17.1	18.8	17.1	13.2	11.6	16.9	7.6			
Ľ	゙ジネスマッチングの	の成約件数									
İ	也域金融機関	6,228	10,428	15,954	24,000	27,396	29,531	32,988			
	地域銀行	5,741	8,997	13,152	19,542	21,462	23,729	26,965			
	信金・信組	487	1,431	2,802	4,458	5,934	5,802	6,023			

(※)経営改善支援等の取組み実績については別紙1参照

[特色ある取組みの具体例]

- 〇 中国へ高級品を輸出し廉価品を輸入する日中双方向の貿易に関心のある日用品卸会社 に対し、現地における商談会への出展を提案する等の支援を実施。一方向の取引に比べ て取引の拡大・安定化が期待される(銀行:北海道財務局管内)
- 法人営業担当行員が1人1社以上の取引先を選定し、経営課題を踏まえた経営改善計 画策定や業績管理資料策定指導等の目標を設定し、取引先の経営改善を支援(銀行:近 畿財務局管内)
- エコ・スタイル(省エネ、省資源、環境、リサイクル)、ヘルスケア、ビジネスソリューションをメインテーマとした展示・商談会を開催。取引先の販路拡大を図るとともに、当行との取引深耕・リレーションの強化にもつながる(銀行:関東財務局管内)
- 〇 同一の地区協会に加盟する信用組合が、共同でビジネスマッチングや異業種交流会を 開催。また、各信用組合の取引先を紹介した情報誌を発刊するなど、取引先の販路拡大 を支援(信用組合:近畿財務局管内)

③ 事業再生支援

中小企業再生支援協議会と連携して支援し再生計画策定に至った件数、金融機関独自に 支援し再生計画策定に至った件数は前年度に比べ増加。整理回収機構の支援決定の件数は 前年度に比べ減少。

DDSやDESの件数は前年度に比べ増加。企業再生ファンドの活用は前年度に比べ減少。

(単位:件、億円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
中小企業再	生支援t	協議会と連携	携して支援し	、再生計画	策定に至っ	た先		
地域金融機	. 件数	201	302	380	391	319	329	479
10 攻 並 附知及	金額	2,305	3,422	3,572	2,803	2,092	2,230	3,817
地域銀行	. 件数	133	210	284	270	204	198	331
1019(亚区)	金額	1,691	2,933	3,101	2,311	1,496	1,498	2,678
信金・信約	件数	68	92	96	121	115	131	148
	金額	613	488	470	492	595	731	1,139
金融機関独	自に支払	爰し、再生計	画策定に至	った先				
地域金融機	. 件数					8,495	14,637	19,083
地线並開放	金額	1 -	_	_	_	34,198	49,441	60,186
地域銀行	. 件数					4,297	6,082	7,986
1019(亚区)	金額		_			25,085	31,586	38,857
信金・信約	. 件数					4,198	8,555	11,097
15 32 - 15 4	金額		_	_		9,113	17,854	21,328
整理回収機	構の支持	爰決定先						
地域金融機	. 件数	3	10	22	38	35	20	16
地线並開放	金額	608	631	942	1,176	694	554	501
地域銀行	. 件数	2	10	20	35	27	19	11
上巴	金額	606	631	914	1,154	615	541	404
信金・信約	. 件数	1	0	2	3	8	1	5
16 32 167	金額	2	0	28	21	79	13	96

(単位:件、億円)

								\	
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
D	DS								
+4	也域金融機関	件数	7	57	64	51	24	49	100
۱ -۱	巴埃 亚阴灯皮 医	金額	56	281	257	166	96	238	298
	地域銀行	件数	6	38	42	37	17	34	71
	プロペタル リ カ	金額	55	216	164	142	76	197	240
	信金・信組	件数	1	19	22	14	7	15	29
		金額	1	64	93	23	19	41	58
Δ	ES								
+4	也域金融機関	件数	29	33	24	34	13	21	37
-1	5块亚岛(及民	金額	175	261	191	256	50	203	158
	地域銀行	件数	27	26	22	29	12	20	31
	上巴华美亚民主	金額	173	242	186	249	49	202	149
	信金・信組	件数	2	7	2	5	1	1	6
		金額	1	19	5	7	1	1	9
企	業再生ファン	ノドへの	の出資額						
坩	也域金融機関		109	168	169	162	115	77	75
	地域銀行	Ţ	106	157	145	143	104	69	70
	信金·信	組	2	11	24	18	11	8	5
企	業再生ファン	ノドの流	舌用額(金融	機関が出資して	ているファンドを	・通じた企業再	生支援)		
	也域金融機関		_	_	_	_	_	200	121
	地域銀行	7	_	_	_	_	_	188	102
	信金・信	組	_	_	_	_	_	11	18

[特色ある取組みの具体例]

- 売上げ不振により自力再建を断念した老舗旅館に対して、再生ファンドを活用した事業再生 を実施。メイン行として、再生スキームの策定、事業運営スポンサーの選定及び取引金融機関 の調整等を支援(銀行:東海財務局管内)
- O 抜本的な事業再生が必要な地元の建設業者について、中小企業再生支援協議会の調整 の下で私的整理ガイドラインに沿った再生計画の策定を支援し、債権放棄、DESの実 施により有利子負債を圧縮し資金繰りの改善を図る。また、職員を派遣し再生計画の実 効性も担保(銀行:福岡財務支局管内)
- 〇 「支店長支援先」等に対して、専用ソフトを活用した経営改善計画書の策定支援や事業再生ファンドの活用による事業再生支援等を実施。1先につき月1回を基準に支店長自身が直接面談するなど、支援先とのコミュニケーションを重視した取組みを実施(信用金庫:東海財務局管内)
- 〇 既存の借入金を十分な資本的性質が認められる借入金に切り替え、適用金利を業績連動型とする准資本型ローンを創設。これにより、取引先の財務内容を改善し、経営改善計画の実現見通しを立てる(信用組合:関東財務局管内)

④ 事業承継支援

事業承継に係るM&A支援件数は前年度に比べ減少。

(単位:件)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事業承継	こ係るM&	kA支援件数	Ţ					
地域金融植	幾関	_	_	_	_	129	156	142
地垣	划銀行	_	_	_	_	100	124	111
信金	・信組	_	_	_	_	29	32	31

[特色ある取組みの具体例]

○ 事業承継支援の専担者を配置し、行内の事業承継に関する情報を一元化するとともに、 商工会議所等の外部機関との情報交換体制を構築。事業承継に潜在的課題を抱えている と想定される取引先に対しては課題を提示し経営者の意識を喚起。課題が顕在化した取 引先に対しては現状把握・課題整理、外部機関等と連携した解決策の提案など、取引先 のニーズに対応(銀行:近畿財務局管内)

- 〇 県内の全金庫が事業承継を柱としたM&A仲介業務の連携協定を締結し、ビジネス情報交換会を定期開催。各金庫の情報網を活用し、案件収集や地域ごとのセミナーも開催 (信用金庫:中国財務局管内)
- (2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

① 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等への取組み

動産・債権譲渡担保融資、財務制限条項を活用した融資の件数は前年度に比べ減少。

(単位:件、億円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
動産・債権譲渡	度担保	融資						
地域金融機関	件数	10,098	19,000	23,585	18,260	13,530	11,006	6,785
地域並際域制	金額	1,102	1,737	1,998	2,029	1,856	1,886	1,800
地域銀行	件数	6,473	11,169	11,857	7,547	6,747	6,009	3,902
104线业以1]	金額	788	1,263	1,307	1,265	1,205	1,312	1,332
信金・信組	件数	3,625	7,831	11,728	10,713	6,783	4,997	2,883
日亚山地	金額	313	474	690	763	650	573	468
うち 動産担	保融資	<u> </u>						
地域金融機関	件数	_	_	27	153	517	1,387	1,239
地域並附成民	金額			47	131	358	585	617
地域銀行	件数		_	18	118	351	986	1,000
104线业以11	金額			36	118	303	499	555
信金・信組	件数		_	9	35	166	401	239
日亚山地	金額			11	12	54	86	62
財務制限条項	を活用	した商品に	よる融資					
地域金融機関	件数	550	3,279	4,322	4,018	4,362	5,154	4,596
地线並際機制	金額	313	944	1,995	2,335	4,835	7,044	7,771
地域銀行	件数	474	1,153	1,834	1,681	2,525	3,242	3,155
1649(到以1)	金額	278	833	1,500	1,784	3,930	6,192	7,173
信金・信組	件数	76	2,126	2,488	2,337	1,837	1,912	1,441
	金額	35	111	494	551	905	851	598

[特色ある取組みの具体例]

- 〇 信用保証協会ABL保証制度をベースに、ABLの汎用化スキームを構築。評価会社のサポートやグループ関連会社の機能を活用し、融資極度の引上げや簡易評価の導入によるコスト低減等を行い、小口ABLに取り組む(銀行:福岡財務支局管内)
- 資金回収期間が他業種と比較して長期であり短期資金需要が恒常的に発生するケース の多い宝石貴金属の卸売業者に対し、同社が保有する宝石貴金属等の商品在庫を譲渡担 保として当座貸越を開設し、資金繰りの円滑化に対応(信用金庫:中国財務局管内)
- 〇 財務制限条項の遵守を条件に低金利の資金を供給する商品の販売を開始。取引先に対し、低金利で安定した資金供給を行うとともに、財務制限条項抵触の管理を通じ、取引 先の実態把握も強化(銀行:四国財務局管内)

② 企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力の発揮、人材育成への取組み

[特色ある取組みの具体例]

- 〇 教育・研修の企画・運営・評価を一元的に行う経営トップ直轄の教育専門部署を設置。 分野別・レベル別カリキュラム編成等研修体系の再構築、研修受講者の履修結果のデー タベース化による研修効果の測定など教育・研修にPDCAサイクルを導入し、プロ人 材を育成。全職員が何らかのコースを受講しており、「学び続ける企業文化」を醸成(銀行:近畿財務局管内)
- 地元の農業分野への取組みを強化するため、行員による専門資格の取得を促すととも に、当該資格取得者を中心にアグリサポートデスクを設置し、経営相談・情報提供機能

を強化。独自サポート体制の PR にもつながる(銀行:四国財務局管内)

〇 OJT (On the Job Training: 日常業務を通じた従業員教育)中心の人材教育に加え、 経営改善手法、成功・失敗事例、計画書の作成方法等の事例集をイントラネットに開示 し、組織全体のノウハウの定着化を図る(信用金庫:北陸財務局管内)

(3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

① 地域全体の活性化、持続的な成長を視野に入れた、同時的・一体的な面的再生への取組み PFIへの取組件数は前年度に比べ増加。

(単位:件、億円)

			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
Р	PFIへの取組み								
+.	也域金融機関	件数	22	49	71	116	89	101	107
1	巴埃亚州城民	金額	187	409	326	625	562	701	638
	地域銀行	件数	20	37	54	88	59	68	64
	104线型(1)	金額	179	368	258	552	492	587	480
	信金・信組	件数	2	12	17	28	30	33	43
	15 亚,15 40	金額	8	40	67	72	70	114	158

[特色ある取組みの具体例]

- 〇 地方公共団体・取引先企業を通じた情報収集や他金融機関からのアドバイス吸収により、PFI案件へ迅速・積極的に対応。地元案件では、エージェントとして事業モニタリングを行い、円滑な事業運営をサポート(銀行:中国財務局管内)
- 個別商店の再生支援を推進するとともに、地域金融機関が連携して行政に対し商店街活性化策を提言すること等を目的に、「商店街活性化合同連絡会議」を設置。行政に対する要望等のとりまとめと並行し、商店街空き店舗活用に関する協定を行政と締結するなど、商店街全体の活性化に向けた協力体制を構築(銀行:東海財務局管内)

② 地域活性化につながる多様なサービスの提供

NPO等への融資件数は前年度に比べ増加。

(単位:件、億円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
コミュニティビシ	コミュニティビジネスを行うNPO等への融資									
地域金融機関	件数	_	_	_	_	351	396	473		
地线亚船级民	金額					61	64	49		
地域銀行	件数	_		_	_	104	171	217		
1019(並以1)	金額					20	17	19		
信金・信組	件数	_		_	_	247	225	256		
	金額					41	46	30		

〔特色ある取組みの具体例〕

- 〇 障がい者の介護・生活支援事業所を運営するNPO法人(特定 非営 利活 動法 人)の 施設拡充ニーズに対し、経営者へのヒアリングや事業計画の確認など定性面も考慮した 審査により融資を実行(銀行:東北財務局管内)
- 〇 地方自治体や近隣金庫と創設した融資制度や金庫独自の融資商品を活用することにより、資金力が弱いNPO法人に対し金融面から官民でサポート(信用金庫:近畿財務局管内)

2. 金融機関の実務者の評価

(1)金融機関の実務者に対するアンケート調査の結果(別紙2参照)によると、各施策の取組 みに対する評価は、事業承継支援を除き、「利用者の期待に応えるものとなっている」との 評価が「期待に応えるものとなっていない」との評価を上回っている。

(単位:%)

	利用者の期待に応え るものとなっている	応えるものと なっていない
創業・新事業支援	71.1	25.7
経営改善支援	87.3	10.5
事業再生支援	68.2	26.2
事業承継支援	44. 1	47.1
担保・保証に過度に依存しない融資等	85.6	12.4
企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力の発揮	59.9	35.7
人材育成	68.6	27.6
地域全体の活性化等を視野に入れた面的再生	58.9	33.5
地域活性化につながる多様なサービスの提供	77.4	18.8

(2)利用者の期待に応えるものとなっている主な理由として「利用者ニーズを的確に把握」が 挙げられているが、他方、期待に応えるものとなっていない理由をみても、一部の項目では 「利用者ニーズの把握が不十分」との回答が相応の割合を占めている。

また、期待に応えるものとなっている主な理由として「外部機関等の活用・連携が有効に機能」が挙げられているが、他方で、期待に応えるものとなっていない理由として「内部に専門的なノウハウ・人材の蓄積がない」が最も多く挙げられているなど、内部の専門的なノウハウや人材の不足を外部機関の活用によって補っている状況も伺える。

(3)地域密着型金融が地域金融機関の経営にもたらす効果については、施策によって異なる面もあるが、債務者の財務状況等の継続的なモニタリングによる信用リスク管理の強化や取引 先の経営改善等による債務者区分のランクアップ等の直接的な効果のほかに、職員の審査能 力の向上や顧客・地域との信頼関係の向上等の間接的な効果も現れていると評価している。

3. 利用者等の評価

利用者等の評価に関するアンケート調査の結果(別紙3参照)によると、地域密着型金融の 取組み全体については、積極的評価(「大変進んでいる」及び「進んでいる」の合計)が引き 続き5割程度となっている。

また、個々の施策については、事業再生支援、事業承継支援、企業の将来性・技術力を的確に評価できる能力の発揮など、積極的評価の割合が小さいものが多い。

なお、個々の施策によっては、金融機関の取組みが進んでいるのかどうか「わからない」と 回答する利用者が多いものもある。

(単位:%)

	積極的評価	消極的評価	わからない
地域密着型金融の取組み全体	51.1	29.6	19.3
創業・新事業支援	33.9	36.1	30.0
経営改善支援	41.9	33.2	24.9
事業再生支援	20.4	34.9	44.7
事業承継支援	22.9	32.5	44.7
担保・保証に過度に依存しない融資等	29.8	47.4	22.8
企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力の発揮	20.9	49.1	30.0
人材育成	26.2	34.6	39.2
地域全体の活性化等を視野に入れた面的再生	28.2	36.5	35.3
地域活性化につながる多様なサービスの提供	31.9	40.7	27.4

4. 今後の課題

- (1) 平成 21 年度における地域金融機関の取組み状況をみると、経営改善支援、中小企業再生支援協議会の活用や金融機関独自の再生計画策定による事業再生支援、中小企業金融の円滑化に向けた担保・保証に過度に依存しない融資など様々な取組みが行われており、総じて実績が上がってきている。
- (2) 金融機関の実務者の評価をみると、多くの地域金融機関は、各施策の取組みが利用者の期待に応えるものとなっていると評価している。そうした中で、利用者の期待に応えるものとなっていない理由として、内部の専門的なノウハウ・人材の不足が多く挙げられており、人材の育成や外部機関等の活用によるノウハウの蓄積が課題と考えられる。
- (3) 一方、利用者等の評価をみると、地域密着型金融の取組み全体については積極的評価が引き続き5割程度、個々の施策については取組みがなお不十分と評価されているものが多いなど、利用者の評価と金融機関の評価には開きが見られる。

なお、個々の施策によっては、地域金融機関の取組みが進んでいるのかどうか「わからない」と回答する利用者が多いものもあり、取組みの成果が利用者から見えにくい施策については評価が厳しくなりがちな面があることにも留意する必要がある。

(4) 地域金融機関においては、今後も引き続き、人材の育成や外部機関の活用等を戦略的に行いつつ、目利き能力の向上やノウハウの蓄積に努め、利用者の期待やニーズに的確に対応するための取組みを組織全体として継続的に進めていくことが重要であると考えられる。

また、そうした取組みの成果について、利用者に分かりやすい形で積極的に情報発信していく努力も重要であると考えられる。

これまでの中小企業金融に関する対応(金融監督庁設立以降)

- ●=金融(監督) 庁としての対応□=金融再生委員会としての対応☆=その他政府全体としての対応等
- ☆10. 8.28…「中小企業等貸し渋り対策大綱」閣議決定 (信用保証協会の特別保証制度の創設等信用補完制度の拡充、政府系金融 機関の融資制度の拡充など)
- ●10. 9. 11…「金融機関に関する苦情相談窓口の周知等について」を公表
- ●10.10.1… 金融監督庁及び中小企業庁「地域融資動向に関する情報交換会」の開催 について都道府県へ通知
- ☆10.10.1…「中小企業金融安定化特別保証制度」取扱開始
- ☆10.10.16…「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」成立 (公的資金による資本増強、10月23日施行)
- ●10.10.22… 都銀1行に対して、債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- ●10.10.27… 主要19行に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを公表
- ☆10.11.16… 緊急経済対策閣議決定

(金融機関の業務再構築、中小企業等への信用供与の配慮等を内容とする基準に基づく資本増強制度の実効ある運用、早期是正措置の発動基準等の改正による検査監督行政の効果的な運用、日本開発銀行の融資制度の拡充等による信用収縮対策など)

- ●10.12.1… 各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度の運用にあたり万全を期すよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- ●10.12.7… 地銀、第二地銀に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを公表

- ●10.12.22… 全銀協会長、地銀協会長、第二地銀協会長、全信協会長、全信組協会長に対し、「総理と中小企業団体との懇談会」において出された民間金融機関に対する意見を伝達するとともに、各金融機関の支店等の現場の融資担当者にまで金融の円滑の趣旨を徹底するよう伝達。
- ☆10.12.28… 内閣総理大臣→全銀協会長行、地銀協会長行、第二地銀協会長行、全信 協副会長行、全信組協会長行、農中、政府系8庫に円滑な資金供給等を 要請
- 1 1. 1 4 ··· 地銀 4 行、第二地銀行 1 行、信金 1 庫に対して、信用保証協会保証付融 資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこ と等から、業務改善命令を発出
- 1 1. 3. 5… 都銀3行、第二地銀行1行、信金3庫に対して、信用保証協会保証付融 資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこ と等から、業務改善命令を発出
- 1 1. 4. 2 8… 都銀 1 行、地銀 4 行、第二地銀行 2 行、信金 7 庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- □ 1 1. 1 1. 9… 金融再生委員会・金融監督庁 → 資本増強行(都銀 8 行、長信銀 1 行、信託 5 行、地銀 1 行) に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
 - ☆11.11.11… 経済新生対策閣議決定 (中小企業金融安定化特別保証を平成13年3月末まで1年間延長し、保証 枠を10兆円追加)
 - 1 1. 1 2. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が 円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
 - □ 1 1. 1 2. 7… 経営健全化計画の履行状況において、資本増強行の中小企業向け貸出状況(9月末)等を公表、以降半期毎に公表(但し、12 年3月期については、12 年6月8日に別途公表)
- □ 1 1. 1 2. 7… 金融再生委員会・金融監督庁 → 9月末の貸出実績が3月末と比べ減少している資本増強行に対し、中小企業向け貸出の増加について、ロ頭で要請

- □ 1 1. 1 2. 1 6… 金融再生委員会委員長→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中の代表に円滑な資金供給等を要請
- □ 1 2. 3. 中旬… 金融再生委員会・金融監督庁 → 資本増強行(都銀 4 行、長信銀 1 行、信託 4 行、地銀 1 行)に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
 - ☆12. 5. 24… 協同組織金融機関に対する資本増強を容易にするため、早期健全化法等 を改正(6月30日施行)
 - □ 1 2. 7. 2 1… 経営健全化計画の履行状況報告において、資本増強行の中小企業向け貸出計画(12 年度)を公表、以降、経営健全化計画の履行状況報告又は経営健全化計画の見直しにおいて毎期公表
 - ☆12.10.19…日本新生のための新発展政策閣議決定 (中小企業金融安定化特別保証制度の終了をふまえ、一般信用保証制度の 拡充やセーフティネットに係る対策の充実等を図る)
- □ 1 2. 1 2. 4… 金融再生委員会委員長→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
 - ●12.12.4…各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が 円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
 - 13. 3. 9… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が 円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
 - 1 3. 3. 1 3… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
 - ☆13. 3.1…「中小企業金融安定化特別保証制度」の取扱終了
 - ●13. 9.28…「改革先行プログラム」に沿って、金融担当大臣から主要行の頭取・社長に対し資金供給の円滑化を要請
 - ●13.10. 4… 新生銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
 - ☆13.10.26…「改革先行プログラム」閣議決定 (民間及び政府系の金融機関に対し、中小企業を含む健全な取引先に対す る資金供給の一層の円滑化を努めるよう要請する等)

- 13. 12. 7… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が 円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 1 3. 1 2. 1 0… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ☆14. 2.27…「早急に取り組むべきデフレ対応策」を公表 (不動産担保貸出を中心とする従来の融資に加え、無担保・無保証、迅速 審査による事業者向け融資の創設等、これまでの金融機関にはない融資 ノウハウを活用した新たな取組みを促進し、健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化を図る等)
- ●14. 3. 6… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が 円滑に行われるよう、また、売掛債権担保融資保証制度の利用が促進さ れるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- ●14. 3. 7… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 1 4. 3. 2 7… 各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度に係る既往 債務の返済条件変更の一層の弾力化につき配慮されるよう、傘下金融機 関への周知徹底方連絡
- ●14. 6.28… 金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を公表
- ●14.10.18… UFJHD、あさひ銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令 を発出
- ●14.10.25…「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」設置。電子メール、ファックスでの受付開始(財務局等においては11月1日より受付開始)
- ☆14.10.30…「改革加速のための総合対応策」を公表
- ●14.10.30…「金融再生プログラム」を公表 (中小企業貸出に対する十分な配慮を図る等)
- ☆14. 11. 11…「売掛債権担保融資保証制度」の拡充 (中小企業者が保有している売掛債権を担保として金融機関から借入れを 行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度。契約が成立した段階から も一定の範囲内で資金の借入ができるように拡充)

- 1 4. 1 2. 2… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 1 4. 1 2. 5… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が 円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- ●15. 1. 31… みずほ HD に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- ☆15. 2. 10…「資金繰り円滑化借換保証制度」取扱開始 (信用保証協会保証付借入金の借換や複数の保証付借入金の債務の一本 化等を促進し、中小企業の月々の返済額の軽減等を図る)
- 1 5. 2. 2 4 ··· 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 15. 3. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が 円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- ●15. 3. 28…「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を策定、公表 (中小企業の再生と地域経済の活性化を図る等)
- ●15. 4.21…『「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について』 (第1回目) 公表、以降四半期毎に公表
- ●15. 5.27…「地域金融円滑化会議」の開催を財務局等へ指示
- 15. 7. 29…「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務 ガイドライン」を策定
- ●15.10. 7…「中小企業金融懇話会」の開催、「中小企業金融モニタリング」の実施を 財務局等へ指示
- 1 5. 1 2. 3… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に金融の円滑を要請、特に足利銀行の営業地域における金融の円滑化に格別の配慮を要請
- 15. 12. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が 円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡

- 1 5. 1 2. 3… 金融庁から主要行に、関東財務局・東北財務局から各金融機関団体を通じ北関東及び福島県の地域金融機関に、足利銀行の営業地域における金融の円滑化を図るよう周知徹底方連絡
- ●16. 2.26…金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編]を改訂
- 1 6. 3. 1… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 1 6. 3. 1… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が 円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 1 6. 6. 1 8… UFJHD 及びUFJ銀行に対して、中小企業向け貸出に係る実態確認・計数管理等に関する業務改善命令を発出
- ☆16. 11.25… 包括根保証契約の禁止等を内容とする「民法の一部を改正する 法律」が成立(17年4月1日施行)
- 1 6. 1 2. 6… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 1 6. 1 2. 6… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が 円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- ●16.12.24…「金融改革プログラム」を公表 (地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化等)
- 1 7. 2. 2 8… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ●17. 2.28… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が 円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 17. 3. 9… 包括根保証契約の禁止等を内容とする「民法の一部を改正する 法律」を受けて、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 を改正
- 17. 3.29…「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム (17~18 年度)」を策定、公表 (事業再生・中小企業金融の円滑化等)

- 17. 12. 13… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 17. 12. 13… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が 円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 18. 2.27… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 18. 2.27… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が 円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- ●18.12.11… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ●18.12.11… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が 円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- ●19. 3. 5… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ●19. 3. 5… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が 円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- ●19.10.10…各金融関係団体に対して、信用保証協会の保証付き融資にかかる「責任 共有制度」について、制度の趣旨を踏まえた円滑な運用に努めるよう要 請
- ●19.10.16… 各金融関係団体に対して、建築確認・建築着工減少の影響を受ける中小 企業に対する金融の円滑化等を要請
- ●19.12.10… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ●19.12.10…各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して年末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 2 0. 2 1 ··· 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請

- ●20. 2.21… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して年度末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- ●20. 2.27…「年度末に向けた中小企業対策について(20年2月20日関係閣僚会合申 し合せ)」を受け、年度末金融に関する相談窓口として「年度末金融円滑 化ホットライン」を開設(同年3月31日まで)
- ●20. 4.30…「成長力強化への早期実施策(20年4月4日経済対策閣僚会議決定)」に 盛り込まれた施策を踏まえ、中小企業など借り手の声を電話により聴取 する情報等の受付窓口として「金融円滑化ホットライン」を開設
- ●20. 4~ 5…「成長力強化への早期実施策(20年4月4日経済対策閣僚会議決定)」を 受け、全国10箇所で「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」を開 催(財務局主催)、各地域の金融関係団体及び政府系金融機関に円滑な資 金供給等を要請
- ●20. 6. 17… 各金融関係団体に対して、与信取引に関する顧客への説明において、金融庁の指導を口実とするといった事実と異なる不適切な説明がなされていないかなど、内部管理態勢についての自主点検を要請
- ●20. 8. ・・・・ 金融庁幹部職員を地方に派遣し、中小・零細企業等へのヒアリングを実施
- ●20. 9. 2…「中小企業金融の円滑化に向けた今後の対応について」を公表。 「安心実現のための緊急総合対策(20年8月29日経済対策閣僚会議決定)」を受け、各金融関係団体に対し、中小・零細企業に対する金融の円滑化を文書により要請
- ●20.10~12… 金融庁(財務局)と中小企業庁(経済産業局)と合同で、全国約150箇 所で中小企業者との意見交換会を開催
- 2 0. 1 0. 1 5… 民間金融機関の代表を集めて、「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」を開催し金融担当大臣から中小企業金融の円滑化を要請
- ●20.10.16…金融円滑化「大臣目安箱」を開設
- ●20.10.29…「安心実現のための緊急総合対策(20年8月29日経済対策閣僚会議決定)」 に盛り込まれた「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」について、各金 融関係団体に対し、制度の趣旨を踏まえた適切な対応を文書により要請
- ☆20.10.31…「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」取扱開始

- ●20.11. 7… 貸出条件の緩和が円滑に行われるための措置を公表(監督指針及び金融 検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改定) 銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化の措置を公表
- 2 O. 1 2. 3… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ●20.12.3…各金融関係団体に対して、中小企業者に対して年末における必要な資金 供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- ☆20.12.12…「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」等の成立 (12月17日施行)
- 2 0. 1 2. 1 7… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ☆21. 1. 27…平成20年度第二次補正予算により、「緊急保証制度」の事業規模が6兆 円から20兆円に拡大
- 2 1. 1. 2 9… 各金融関係団体に対して、緊急保証制度の規模の拡大を受け、改めて制度の趣旨を踏まえた中小企業金融の円滑化を文書により要請
- 2 1. 2. 2 4… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ●21. 2.25… 各金融関係団体に対して、中小企業者等に対して年度末における必要な 資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- ●21. 3.10… 中小企業をはじめとする企業金融の円滑化を図るため、「金融円滑化のための新たな対応について」を公表
- ●21. 5.22… 各金融関係団体に対して、新型インフルエンザの発生を踏まえた企業金融の円滑化を文書により要請
- ☆21. 5.29…平成21年度第一次補正予算により、「緊急保証制度」の事業規模が20兆 円から30兆円に拡大
- 2 1. 6. 8… 各金融関係団体に対して、緊急保証制度の規模の拡大を受け、改めて制度の趣旨を踏まえた中小企業金融の円滑化を文書により要請

- ●21. 7. 3… 各金融関係団体に対して、住宅ローンの返済条件の見直し等を含め、顧客の経済状況等を踏まえたきめ細かな対応に努めるよう文書により要請
- 2 1. 9. ・・・・ 金融庁幹部職員を地方に派遣し、中小・零細企業等へのヒアリングを実施
- 2 1. 1 1. ・・・・ 金融庁幹部職員を地方に派遣し、中小・零細企業等へのヒアリングを実施
- ☆21.11.30…「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 (以下「中小企業金融円滑化法」)」の成立(12月4日施行)
- 2 1. 1 2. 4… 中小企業金融円滑化法の施行に併せ、金融検査マニュアル、監督指針を 制定・改定
- 2 1. 1 2. 4… 各金融関係団体・主要経済団体に対して、中小企業金融円滑化法等の周 知及び金融の円滑化を文書により要請
- 2 1. 1 2. 1 0… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ☆21.12.15…「条件変更対応保証制度」取扱開始
- ☆22. 2. 15…「景気対応緊急保証制度」取扱開始
- 2 2. 3. 2… 内閣総理大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ●22. 3. 2… 各金融関係団体に対して、中小企業者等に対して年度末における必要な 資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 2 2. 5. 1 8… 各金融関係団体に対して、口蹄疫の発生等を踏まえた金融の円滑化を文書により要請
- ●22. 6. 22… 各金融関係団体に対して、低温、降霜等による被害農業者等に対する金融の円滑化を文書により要請

中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況(平成22年3月末時点)

〇債務者が中小企業者である場合

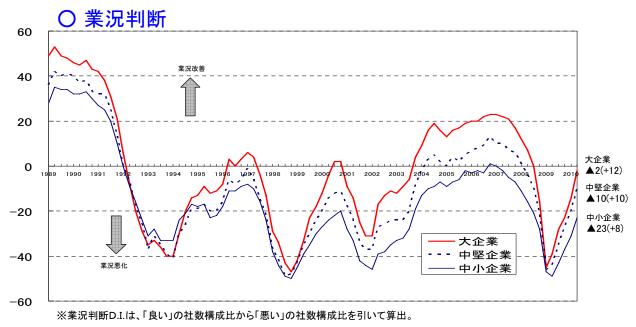
	申込み	実行	謝絶	実行率①	実行率②
件数	481,367件	368,074件	6,417件	98.3%	76.5%
金額	12兆9,882億円	10兆2,286億円	1,982億円		

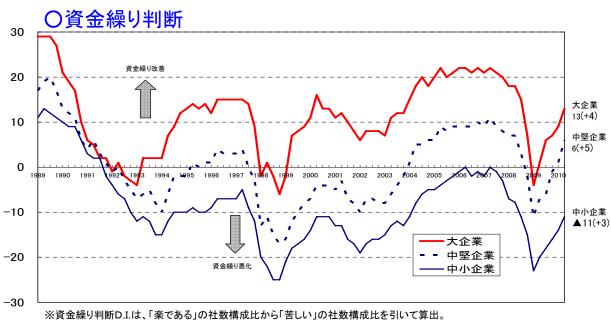
○債務者が住宅資金借入者である場合

	申込み	実行	謝絶	実行率①	実行率②
件数	56,679件	28,157件	1,779件	94.1%	49.7%
金額	8,457億円	4,236億円	262億円		

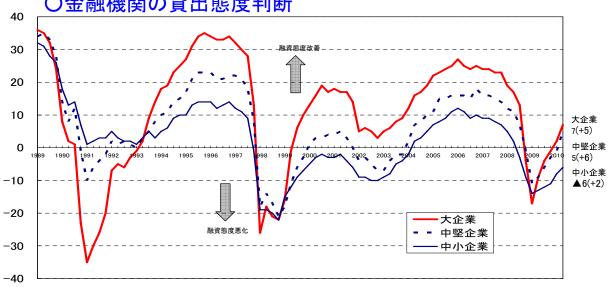
- (注1)申込みのうち、実行又は謝絶に至っていない案件は、審査中であるか又は債務者が申込みを取下げたもの。
- (注2)実行率①=実行件数/(実行件数+謝絶件数) 実行率②=実行件数/申込み件数
- (注3)上記数値は、全業態の合計。

日銀短観D. I. の推移









※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

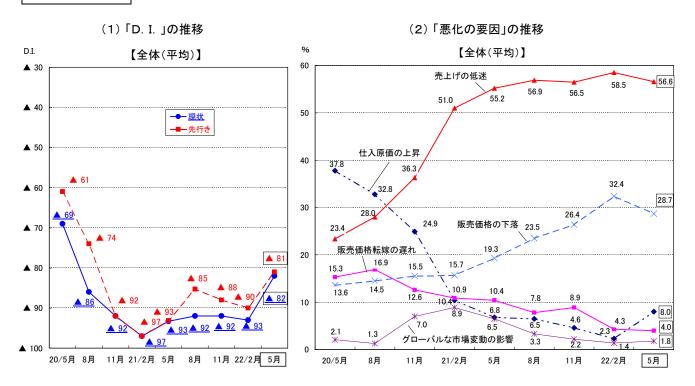
(出典) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2010年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2010年3月)との比較)

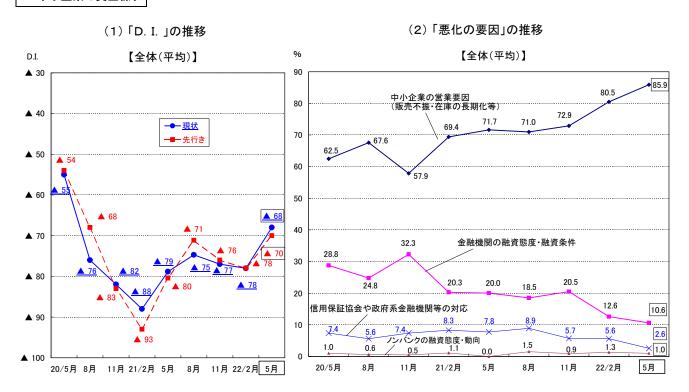
中小企業の業況等に関するアンケート調査結果

(全国の財務局等を通じて各都道府県の商工会議所47先を対象に実施)

1. 中小企業の業況



2. 中小企業の資金繰り



(出典) 金融庁「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要」

法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位: 兆円.%)

						(単位:兆円,%)
月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比	中小企業向け	前年同月比	中堅・大企業向け	前年同月比
2008.01	277.6	▲ 0.3	183.3	1 .0	94.3	1.1
2008.02	277.9	0.3	183.1	▲ 0.9	94.8	2.6
2008.03	278.3	0.1	185.5	▲ 1.9	92.9	4.2
2008.04	274.0	▲ 0.3	181.2	▲ 1.9	92.8	3.1
2008.05	274.5	1.0	181.7	▲ 0.2	92.8	3.3
2008.06	276.9	0.9	181.3	▲ 1.8	95.6	6.5
2008.07	276.2	1.0	180.0	▲ 1.3	96.2	5.8
2008.08	276.2	0.7	180.3	▲ 1.3	95.9	4.6
2008.09	277.2	0.2	180.9	▲ 2.7	96.2	6.3
2008.10	279.7	2.6	180.6	▲ 0.7	99.1	9.1
2008.11	284.0	3.6	181.8	▲ 0.0	102.2	10.7
2008.12	291.4	3.6	185.3	▲ 0.7	106.1	12.3
2009.01	288.2	3.8	182.6	▲ 0.4	105.6	12.0
2009.02	288.1	3.7	182.0	▲ 0.6	106.2	11.9
2009.03	287.9	3.4	182.2	▲ 1.7	105.7	13.8
2009.04	282.4	3.1	177.4	▲ 2.1	105.1	13.2
2009.05	280.9	2.3	176.4	2 .9	104.6	12.6
2009.06	284.1	2.6	179.0	▲ 1.3	105.1	9.9
2009.07	282.9	2.4	177.6	▲ 1.3	105.3	9.5
2009.08	281.2	1.8	176.3	▲ 2.3	105.0	9.5
2009.09	283.5	2.3	179.1	1 .0	104.5	8.6
2009.10	280.7	0.3	176.9	2 .0	103.7	4.7
2009.11	280.0	▲ 1.4	176.0	▲ 3.2	104.1	1.8
2009.12	282.3	▲ 3.1	178.6	▲ 3.6	103.7	▲ 2.2
2010.01	279.2	▲ 3.1	176.5	▲ 3.3	102.6	▲ 2.8
2010.02	278.6	▲ 3.3	176.3	▲ 3.1	102.3	▲ 3.6
2010.03	278.8	▲ 3.2	178.3	▲ 2.1	100.5	4 .9
2010.04	272.8	▲ 3.4	174.2	▲ 1.8	98.6	▲ 6.2
2010.05	271.0	▲ 3.5	172.7	▲ 2.1	98.3	▲ 6.0
2010.06	272.3	▲ 4.1	173.9	▲ 2.8	98.4	▲ 6.3

(出典) 日本銀行「貸出先別貸出金」

〇法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた 計数(個人企業を含む)。

〇「中小企業」: 資本金3億円(卸売は1億円、小売業、飲食店、サービス業は 5,000万円)以下、または常用従業員 300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)への貸出しを指す。 サービス業は物品賃貸業、宿泊業、医療・福祉等。

不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達

1. 主要行の取組

主要11行において、動産担保融資及び売掛債権担保融資が共に増加したことから、動産・債権譲渡担保融資実行額が前年比増加。しかしながら、財務制限条項を活用した融資実行額は前年比減少。

貸出実行額

(単位:億円)

_		2 3 1 2 3 1 2 4 7 7		
		19年度中	20年度中	21年度中
	動産·債権譲渡担保融資	5,959	6,546	9,276
	うち動産担保融資	4,104	3,148	5,032
	うち売掛債権担保融資	1,284	2,808	4,088
	財務制限条項を活用した融資	161,106	189,594	188,557

2. 地域金融機関の取組

不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資については、動産担保融資及び財務制限条項を 活用した融資が増加。

貸出実行額

(単位:億円)

	英国人门员		(
	19年度中	20年度中	21年度中
動産・債権譲渡担保融資	1,856	1,886	1,800
うち動産担保融資	358	585	617
財務制限条項を活用した融資	4,835	7,044	7,771

偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

偽造キャッシュカード犯罪、盗難キャッシュカード犯罪、盗難通帳犯罪及びインターネットバンキング犯罪による預金等の不正払戻し等の被害について、各金融機関からの報告を基に被害発生状況及び金融機関による補償状況を、<u>別紙1~4</u>のとおり、取りまとめました。

対象期間

以下の期間に発生した被害について、犯罪類型ごとに集計しています。

- 偽造キャッシュカード犯罪: 平成 12 年 4 月から平成 22 年 3 月
- 盗難キャッシュカード犯罪:平成17年2月から平成22年3月
- 盗難通帳犯罪:平成15年4月から平成22年3月
- インターネットバンキング犯罪: 平成 17 年 2 月から平成 22 年 3 月

概要

1. 被害発生状况

(注)「計」欄は、犯罪類型ごとの上記集計対象期間に発生した被害の件数及び平均被害額 になります。

〇被害発生件数

(単位:件)

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	対象期間計
偽造キャッシュカード	638	704	434	277	3,549
盗難キャッシュカード	6,902	5,285	5,001	5,602	29,402
盗難通帳	259	286	261	200	2,264
インターネットバンキング	102	233	136	58	579

〇平均被害額

(単位:万円)

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	対象期間計
偽造キャッシュカード	90	61	66	52	108
盗難キャッシュカード	46	41	43	46	51
盗難通帳	115	158	117	100	206
インターネットバンキング	127	81	105	59	104

2. 金融機関による補償状況

- (注1) 預貯金者保護法の施行は、18年2月10日です。
- (注2)補償件数は、金融機関が処理方針を決定した被害のうち、被害金額の全額または一 部を補償した件数の合計です。
- (注3)「計」欄は、犯罪類型ごとの集計対象期間に発生した被害の件数になります。

○偽造キャッシュカード

(単位:件)

左连		<u></u>									
年度		Ż	補償	補償	しない						
18 年度	620	600	(96. 8%)	20	(3.2%)						
19 年度	678	653	(96. 3%)	25	(3.7%)						
20 年度	421	411	(97. 6%)	10	(2.4%)						
21 年度	229	221	(96. 5%)	8	(3.5%)						
対象期間計	3,437	3,321	(96. 6%)	116	(3.4%)						

- (注)金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等(59件)」、「預貯金者に重大な過失がある(16件)」などでした。
- (注) 処理方針決定件数のうち、当初、偽造キャッシュカードによる不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、偽造キャッシュカードによる不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率は98.6%です。

〇盗難キャッシュカード

(単位:件)

左连		<u></u>									
年度		7	補償	補償しない							
18 年度	6,842	4,294	(62. 8%)	2,548	(37.2%)						
19 年度	5,260	2,960	(56. 3%)	2,300	(43.7%)						
20 年度	4,955	2,642	(53. 3%)	2,313	(46.7%)						
21 年度	4,568	2,377	(52.0%)	2,191	(48.0%)						
対象期間計	28,214	16,700	(59. 2%)	11,514	(40.8%)						

- (注)金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等(3,729件)」、「遺失等による不正払戻し(2,174件)」、「預貯金者の配偶者等による払戻し(1,570件)」などでした。
- (注) 処理方針決定件数のうち、当初、盗難キャッシュカードによる不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、盗難キャッシュカードによる不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率は84.0%です。

○盗難通帳 (単位:件)

左曲										
年度		神	補償	補償	しない					
18 年度	216	58	(26. 9%)	158	(73. 1%)					
19 年度	210	114	(54. 3%)	96	(45.7%)					
20 年度	240	140	(58. 3%)	100	(41.7%)					
21 年度	146	72	(49. 3%)	74	(50.7%)					
対象期間計	2,068	672	(32.5%)	1,396	(67.5%)					

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、本人以外による不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率は41.5%です。

〇インターネットバンキング

(単位:件)

左曲	<u></u>									
年度		神	補償	補償	しない					
18 年度	96	69	(71. 9%)	27	(28. 1%)					
19 年度	207	186	(89.9%)	21	(10.1%)					
20 年度	62	32	(51.6%)	30	(48.4%)					
21 年度	25	8	(32.0%)	17	(68.0%)					
対象期間計	440	333	(75. 7%)	107	(24. 3%)					

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、本人以外による不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率は85.6%です。

お問い合わせ先

金融庁 Tel: 03-3506-6000(代表) 監督局銀行第1課(内線 3717、3397)

- (別紙1)偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)
- (別紙2)盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)
- (別紙3)盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)
- (別紙4) インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・ 補償状況)

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙1)

(単位:件、百万円)

業態	主要	行等	地方	银行	第二地	方銀行	信金	全等		計			補償の物	犬況(件)	
時期	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	処計	理方針決定 補償	済 補償 しない	調査・ 検討中等
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18	1,857	1	1	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	340	282	242	256	30	20	26	16	638	576	90	620	600	20	18
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	678	653	25	26
20年度	195	96	166	114	36	34	37	44	434	290	66	421	411	10	13
4月~6月	34	10	158	109	4	0	29	27	225	148	65	224	223	1	1
7月~9月	55	31	4	2	6	23	5	16	70	73	105	66	62	4	4
10月~12月	61	31	2	1	25	6	1	0	89	39	44	83	80	3	6
1月~3月	45	22	2	1	1	5	2	0	50	29	58	48	46	2	2
21年度	205	98	40	15	10	4	22	26	277	145	52	229	221	8	48
4月~6月	34	18	5	3	-	-	3	0	42	22	52	40	37	3	2
7月~9月	74	43	29	11	3	1	17	25	123	82	67	115	113	2	8
10月~12月	65	20	5	0	5	1	-	-	75	23	31	57	55	2	18
1月~3月	32	15	1	0	2	1	2	0	37	16	45	17	16	1	20
計	2,043	2,355	915	941	341	304	250	261	3,549	3,863	108	3,437	3,321	116	112
構成比	57.6%	61.0%	25.8%	24.4%	9.6%	7.9%	7.0%			3		100.0%			

⁽注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫 及び信連・信漁連等。

⁽注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

⁽注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.6%(1,930件/1,997件)、地方銀行98.2%(858件/874件)、第二地方銀行96.1%(318件/331件)、信金等91.5%(215件/235件)。

(単付:件,百万円)

		主要行等地			地方銀行 第二地方銀行 信金等						(単位:件、						(11/31/3/
	業態	主要	行等	地方	銀行	第二地	方銀行	信金	登等		計			補	償の状況(f	牛)	
												平均			針決定済 		=== +
	時期	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	被害額(万円)	計	補	賞	補償	調査・ 検討中等
,	h-1 7 9 1											(1)		全額	75%又は 一部	しない	
13	7年2月~3月	152	186	185	203	23	24	107	97	467	511	109	466	262	69	135	1
	17年度	3,062	2,336	1,805	1,236	383	248	895	518	6,145	4,340	70	6,123	3,297	799	2,027	22
	18年度	3,985	1,611	1,816	1,052	389	172	712	351	6,902	3,187	46	6,842	3,331	963	2,548	60
	19年度	3,434	1,262	1,150	617	208	89	493	217	5,285	2,186	41	5,260	2,115	845	2,300	25
	20年度	3,426	1,368	979	510	179	120	417	199	5,001	2,199	43	4,955	1,788	854	2,313	46
	4月~6月	871	303	212	99	40	20	92	30	1,215	453	37	1,211	448	194	569	4
	7月~9月	879	328	250	125	46	36	122	61	1,297	552	42	1,287	489	199	599	10
	10月~12月	877	343	273	147	39	32	103	52	1,292	575	44	1,280	445	251	584	12
	1月~3月	799	393	244	137	54	30	100	55	1,197	617	51	1,177	406	210	561	20
	21年度	3,921	1,589	990	570	206	146	485	272	5,602	2,578	46	4,568	1,348	1,029	2,191	1,034
	4月~6月	947	390	241	155	47	52	103	70	1,338	669	50	1,303	433	208	662	35
	7月~9月	1,032	390	275	155	57	28	128	59	1,492	634	42	1,408	436	322	650	84
	10月~12月	1,214	467	289	158	58	32	134	74	1,695	733	43	1,388	393	395	600	307
	1月~3月	728	339	185	101	44	32	120	68	1,077	541	50	469	86	104	279	608
	計	17,980	8,354	6,925	4,191	1,388	801	3,109	1,658	29,402	15,004	51	28,214	12,141	4,559	11,514	1,188
	構成比	61.2%	55.7%	23.6%	27.9%	4.7%	5.3%	10.6%	11.1%	100.0%	100.0%		100.0%	43.0%	16.2%	40.8%	

⁽注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫 及び信連・信漁連等。

⁽注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

⁽注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等48.7%(8,434件/17,304件)、地方銀行73.1%(4,830件/6,608件)、第二地方銀行72.6%(972件/1,339件)、信金等83.2%(2,464件/2,963件)。

盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙3) (単位:件、百万円)

業態	主要	行等	地方	銀行	第二地	方銀行	信金	注等		計			補償の∜		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額	処:	理方針決定		調査・
時期	ПЖ	<u> </u>	ПЖ	₩ ₽Ħ	ПЗХ	亚克	ПЖ	亚克	ПЖ	₩ ₽Ḥ	(万円)	計	補償	補償 しない	検討中等
15年度	233	886	325	798	38	112	77	158	673	1,955	290	672	164	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	64	63	304	426	140	304	60	244	-
17年度	100	909	129	79	13	11	39	34	281	1,034	368	280	64	216	1
18年度	83	141	125	113	14	13	37	32	259	299	115	216	58	158	43
19年度	170	323	73	65	15	14	28	49	286	452	158	210	114	96	76
20年度	181	250	58	29	9	9	13	16	261	305	117	240	140	100	21
4月~6月	47	97	18	9	4	7	5	8	74	122	165	70	41	29	4
7月~9月	41	75	11	6	1	0	-	-	53	81	153	51	29	22	2
10月~12月	55	41	17	10	4	1	5	4	81	57	71	73	48	25	8
1月~3月	38	35	12	3	-	-	3	4	53	43	82	46	22	24	7
21年度	114	142	59	45	8	3	19	8	200	200	100	146	72	74	54
4月~6月	34	41	13	11	2	0	5	1	54	54	101	45	20	25	9
7月~9月	42	39	15	8	3	1	6	4	66	54	82	58	33	25	8
10月~12月	19	13	24	23	3	0	2	1	48	38	80	29	12	17	19
1月~3月	19	48	7	2	-	-	6	2	32	53	165	14	7	7	18
計	954	2,848	917	1,254	116	208	277	363	2,264	4,676	206	2,068	672	1,396	196
構成比	42.1%	60.9%	40.5%	26.8%	5.1%	4.5%	12.2%	7.8%	100.0%	100.0%		100.0%	32.5%	67.5%	

⁽注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫 及び信連・信漁連等。

⁽注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

⁽注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等39.4%(342件/869件)、地方銀行24.0%(202件/842件)、第二地方銀行34.3%(35件/102件)、信金等36.5%(93件/255件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙4) (単位:件、百万円)

	(早)														
業態	主要	行等	地方	銀行	第二地	方銀行	信金	金等		計			補償の物	犬況(件)	
	件 数	全類	件 数	全頦	件 数	全類	件 数	全類	件 数	全類	平均 被害類	処3	理方針決定	済	調査・
時期	1130	亚克				亚识	1130	亚克	11 33	亚克	(万円)	計	補償	補償 しない	検討中等
7年2月~3月	-	-	1	0	-	-	-	-	1	0	0	1	-	1	-
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	-
18年度	87	104	8	4	2	0	5	20	102	129	127	96	69	27	6
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	207	186	21	26
20年度	127	130	5	5	1	3	3	2	136	142	105	62	32	30	74
4月~6月	46	82	1	1	-	-	1	1	48	84	175	39	23	16	9
7月~9月	6	15	-	-	1	3	-	-	7	19	273	4	-	4	3
10月~12月	32	9	4	4	-	-	2	1	38	16	42	9	4	5	29
1月~3月	43	23	-	-	-	-	-	-	43	23	54	10	5	5	33
21年度	50	22	5	8	3	3	-	-	58	34	59	25	8	17	33
4月~6月	13	2	2	1	2	3	-	-	17	7	43	6	1	5	11
7月~9月	8	6	1	0	-	-	-	-	9	6	74	6	3	3	3
10月~12月	13	6	2	6	1	0	-	-	16	13	85	11	4	7	5
1月~3月	16	6	-	-	-	-	-	-	16	6	43	2	-	2	14
計	524	477	34	81	9	10	12	33	579	603	104	440	333	107	139
構成比	90.5%	79.2%	5.9%	13.5%	1.6%	1.8%	2.1%	5.5%	100.0%	100.0%		100.0%	75.7%	24.3%	
	時期 7年2月~3月 17年度 18年度 19年度 20年度 4月~6月 7月~9月 10月~12月 1月~3月 21年度 4月~6月 7月~9月 10月~12月 1月~3月 計	時期 件数 件数 件数 7年2月~3月 - 17年度 34 18年度 87 19年度 226 20年度 127 4月~6月 46 7月~9月 6 10月~12月 32 1月~3月 43 21年度 50 4月~6月 13 7月~9月 8 10月~12月 13 1月~3月 16 計 524	時期 件数 金額 7年2月~3月 17年度 34 34 18年度 87 104 19年度 226 185 20年度 127 130 4月~6月 46 82 7月~9月 6 15 10月~12月 32 9 1月~3月 43 23 21年度 50 22 4月~6月 13 2 7月~9月 8 6 10月~12月 13 6 1月~3月 16 6 1月~3月 16 6 計 524 477	時期 件数 金額 件数 7年2月~3月 - - 1 17年度 34 34 10 18年度 87 104 8 19年度 226 185 5 20年度 127 130 5 4月~6月 46 82 1 7月~9月 6 15 - 10月~12月 32 9 4 1月~3月 43 23 - 21年度 50 22 5 4月~6月 13 2 2 7月~9月 8 6 1 10月~12月 13 6 2 1月~3月 16 6 - 計 524 477 34	時期 件数 金額 件数 金額 7年2月~3月 - - 1 0 17年度 34 34 10 58 18年度 87 104 8 4 19年度 226 185 5 4 20年度 127 130 5 5 4月~6月 46 82 1 1 7月~9月 6 15 - - 10月~12月 32 9 4 4 1月~3月 43 23 - - 21年度 50 22 5 8 4月~6月 13 2 2 1 7月~9月 8 6 1 0 10月~12月 13 6 2 6 1月~3月 16 6 - - 計 524 477 34 81	時期 件数 金額 件数 金額 件数 7年2月~3月 - - 1 0 - 17年度 34 34 10 58 2 18年度 87 104 8 4 2 19年度 226 185 5 4 1 20年度 127 130 5 5 1 4月~6月 46 82 1 1 - 7月~9月 6 15 - - 1 10月~12月 32 9 4 4 - 1月~3月 43 23 - - - 21年度 50 22 5 8 3 4月~6月 13 2 2 1 2 7月~9月 8 6 1 0 - 10月~12月 13 6 2 6 1 1月~3月 16 6 - - - 計 524 477 34 81 9	時期 件数 金額 件数 金額 件数 金額 7年2月~3月 - - 1 0 - - 17年度 34 34 10 58 2 2 18年度 87 104 8 4 2 0 19年度 226 185 5 4 1 0 20年度 127 130 5 5 1 3 4月~6月 46 82 1 1 - - 7月~9月 6 15 - - 1 3 10月~12月 32 9 4 4 - - 11月~3月 43 23 - - - - 21年度 50 22 5 8 3 3 4月~6月 13 2 2 1 2 3 7月~9月 8 6 1 0 - - - 10月~12月 13 6 2 6 1 0 <	時期 件数 金額 件数 金額 件数 7年2月~3月 - - 1 0 - - 17年度 34 34 10 58 2 2 3 18年度 87 104 8 4 2 0 5 19年度 226 185 5 4 1 0 1 20年度 127 130 5 5 1 3 3 4月~6月 46 82 1 1 - - 1 1 7月~9月 6 15 - - 1 3 - 10月~12月 32 9 4 4 - - 2 1月~3月 43 23 - - - - - 21年度 50 22 5 8 3 3 - 4月~6月 13 2 2 1 2 3 - 4月~6月 13 2 2 1 2 3 - 4月~6月 13 2 2 1 2 3 - 7月~9月 8 6 1 0 - <th>時期 件数 金額 件数 金額 件数 金額 7年2月~3月 - - 1 0 - - - 17年度 34 34 10 58 2 2 3 9 18年度 87 104 8 4 2 0 5 20 19年度 226 185 5 4 1 0 1 0 20年度 127 130 5 5 1 3 3 2 4月~6月 46 82 1 1 - - 1 1 7月~9月 6 15 - - 1 3 - - 10月~12月 32 9 4 4 - - 2 1 1月~3月 43 23 - - - - - 4月~6月 13 2 2 5 8 3 3 - - 7月~9月 8 6 1 0 - - - - 10月~12月 13 6 2 6 1 0 - - - 10月~3月 16<th> 件数</th><th> 件数 金額 件数 全面 4月~6月 46 47 47 48 47 48 47 48 48</th><th> 件数 金額 作数 接書額 (万円) 7年2月~3月 1 0 1 0 0 17年度 34 34 10 58 2 2 3 9 49 105 214 18年度 87 104 8 4 2 0 5 20 102 129 127 19年度 226 185 5 4 1 0 1 0 233 191 81 20年度 127 130 5 5 1 3 3 2 136 142 105 4月~6月 46 82 1 1 1 1 48 84 175 7月~9月 6 15 1 3 3 - 7 19 273 10月~12月 32 9 4 4 - 2 1 38 16 42 1月~3月 43 23 1 38 16 42 21年度 50 22 5 8 3 3 3 - 58 34 59 4月~6月 13 2 2 1 2 3 - 17 7 43 7月~9月 8 6 1 0 9 6 74 10月~12月 13 6 2 6 1 0 - 16 13 85 1月~3月 16 6 16 6 43 計 524 477 34 81 9 10 12 33 579 603 104</th><th> 作数 金額 全面 金額 金額 金額 金額 金額 金額 金額 金</th><th>時期</th><th> 特別</th></th>	時期 件数 金額 件数 金額 件数 金額 7年2月~3月 - - 1 0 - - - 17年度 34 34 10 58 2 2 3 9 18年度 87 104 8 4 2 0 5 20 19年度 226 185 5 4 1 0 1 0 20年度 127 130 5 5 1 3 3 2 4月~6月 46 82 1 1 - - 1 1 7月~9月 6 15 - - 1 3 - - 10月~12月 32 9 4 4 - - 2 1 1月~3月 43 23 - - - - - 4月~6月 13 2 2 5 8 3 3 - - 7月~9月 8 6 1 0 - - - - 10月~12月 13 6 2 6 1 0 - - - 10月~3月 16 <th> 件数</th> <th> 件数 金額 件数 全面 4月~6月 46 47 47 48 47 48 47 48 48</th> <th> 件数 金額 作数 接書額 (万円) 7年2月~3月 1 0 1 0 0 17年度 34 34 10 58 2 2 3 9 49 105 214 18年度 87 104 8 4 2 0 5 20 102 129 127 19年度 226 185 5 4 1 0 1 0 233 191 81 20年度 127 130 5 5 1 3 3 2 136 142 105 4月~6月 46 82 1 1 1 1 48 84 175 7月~9月 6 15 1 3 3 - 7 19 273 10月~12月 32 9 4 4 - 2 1 38 16 42 1月~3月 43 23 1 38 16 42 21年度 50 22 5 8 3 3 3 - 58 34 59 4月~6月 13 2 2 1 2 3 - 17 7 43 7月~9月 8 6 1 0 9 6 74 10月~12月 13 6 2 6 1 0 - 16 13 85 1月~3月 16 6 16 6 43 計 524 477 34 81 9 10 12 33 579 603 104</th> <th> 作数 金額 全面 金額 金額 金額 金額 金額 金額 金額 金</th> <th>時期</th> <th> 特別</th>	件数	件数 金額 件数 全面 4月~6月 46 47 47 48 47 48 47 48 48	件数 金額 作数 接書額 (万円) 7年2月~3月 1 0 1 0 0 17年度 34 34 10 58 2 2 3 9 49 105 214 18年度 87 104 8 4 2 0 5 20 102 129 127 19年度 226 185 5 4 1 0 1 0 233 191 81 20年度 127 130 5 5 1 3 3 2 136 142 105 4月~6月 46 82 1 1 1 1 48 84 175 7月~9月 6 15 1 3 3 - 7 19 273 10月~12月 32 9 4 4 - 2 1 38 16 42 1月~3月 43 23 1 38 16 42 21年度 50 22 5 8 3 3 3 - 58 34 59 4月~6月 13 2 2 1 2 3 - 17 7 43 7月~9月 8 6 1 0 9 6 74 10月~12月 13 6 2 6 1 0 - 16 13 85 1月~3月 16 6 16 6 43 計 524 477 34 81 9 10 12 33 579 603 104	作数 金額 全面 金額 金額 金額 金額 金額 金額 金額 金	時期	特別

⁽注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫 及び信連・信漁連等。

⁽注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

⁽注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等78.6%(312件/397件)、地方銀行64.3%(18件/28件)、第二地方銀行14.3%(1件/7件)、信金等25.0%(2件/8件)。

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況 (平成22年3月末)について

金融庁では、預金取扱金融機関を対象として、「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成22年3月末)」に係るアンケート調査を実施し、その結果を別添のとおり取りまとめましたので公表します。

お問い合わせ先

金融庁 Tel: 03-3506-6000(代表) 監督局銀行第一課(内線 3717、3397)

(別添) 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況 (平成22年3月末)

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成22年3月末)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成22年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

[表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。

[調査結果]

1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカート 発行金融機関数①	インターネットハ`ン キンク`実施金 融機関数②	ATM設置 台数③	キャッシュカート゛ 発行枚数④
主要行等	11	11	25,170	118,363
地銀	65	65	40,160	112,477
第二地銀	42	42	13,308	29,694
その他の銀行	16	23	42,574	145,155
信用金庫	272	268	19,952	50,228
信用組合	138	58	2,284	5,325
労働金庫	13	13	2,019	7,866
計	557	480	145,467	469,108
農漁協等	948	932	12,740	19,281
総計	1,505	1,412	158,207	488,389

2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカート* ICキャッシュカート* 発行金融 導入済み金融			ICキャッシュカート [*] 対応 ATM台数⑥		ICキャッシュカート [*] 発行枚数⑦	
	機関数①		5/1		6/3		7/4
主要行等	11	9	81.8%	22,312	88.6%	16,815	14.2%
地銀	65	64	98.5%	28,851	71.8%	11,243	10.0%
第二地銀	42	30	71.4%	6,670	50.1%	1,507	5.1%
その他の銀行	16	9	56.3%	42,560	100.0%	24,266	16.7%
信用金庫	272	165	60.7%	11,768	59.0%	2,527	5.0%
信用組合	138	17	12.3%	394	17.3%	97	1.8%
労働金庫	13	12	92.3%	1,762	87.3%	7	0.1%
計	557	306	54.9%	114,317	78.6%	56,462	12.0%
農漁協等	948	854	90.1%	12,355	97.0%	1,009	5.2%
総計	1,505	1,160	77.1%	126,672	80.1%	57,471	11.8%

(生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカート 生体認証キ 発行金融 導入済み金融			生体認証キャッシュカード 対応ATM台数⑨		生体認証キャッシュ カード発行枚数⑩	
	機関数①		8/1		9/3		10/4
主要行等	11	8	72.7%	18,112	72.0%	11,585	9.8%
地方銀行	65	50	76.9%	17,348	43.2%	4,058	3.6%
第二地方銀行	42	9	21.4%	2,049	15.4%	122	0.4%
その他の銀行	16	3	18.8%	26,264	61.7%	19,746	13.6%
信用金庫	272	72	26.5%	3,827	19.2%	579	1.2%
信用組合	138	8	5.8%	223	9.8%	59	1.1%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	557	150	26.9%	67,823	46.6%	36,149	7.7%
農漁協等	948	144	15.2%	1,959	15.4%	2	0.0%
総計	1,505	294	19.5%	69,782	44.1%	36,151	7.4%

3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況)

	インターネットバン	複数認証	Eの導入	可変パスワードの導入金融機関数 (複数回答可)				
業態	キング実施金融機関数②	金融機		パスワート 方ェ		その	他(3)	
			11/2		12/2		13/2	
主要行等	11	11	100.0%	4	36.4%	10	90.9%	
地銀	65	65	100.0%	17	26.2%	43	66.2%	
第二地銀	42	42	100.0%	4	9.5%	10	23.8%	
その他の銀行	23	22	95.7%	5	21.7%	11	47.8%	
信用金庫	268	268	100.0%	52	19.4%	221	82.5%	
信用組合	58	56	96.6%	0	0.0%	4	6.9%	
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	
計	480	477	99.4%	82	17.1%	299	62.3%	
農漁協等	932	932	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	
総計	1,412	1,409	99.8%	82	5.8%	299	21.2%	

信託会社等の新規参入状況

平成22年6月30日現在

					免	許 •	登	録等	并件	数			
		計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信	託会社	14	9	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	運用型信託会社(免許制)	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運用型外国信託会社(免許制)(注1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管理型信託会社 (登録制)	8	3	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	管理型外国信託会社 (登録制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同-	-会社集団(特定信託業者)(届出制)(注2)	23	15	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0
特定	大学技術移転事業承認事業者(承認TLO)(登録制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自	己信託	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信	託契約代理業者(登録制)	173	64	21	6	12	26	9	8	9	10	6	2
	うち みなし信託契約代理業者	147	50	17	3	12	22	8	8	9	10	6	2
	計	211	89	31	6	12	27	9	8	9	10	8	2

- (注1) 外国信託会社は金融庁直轄
- (注2) グループ企業内信託の件数は信託契約数(受託者総数は8社) 568

平成 21 事務年度 保険会社等向け監督方針のポイント

1. 金融危機の経験と今後の金融監督の基本的考え方

- 〇 昨事務年度は、サブプライムローン問題に端を発する国際的な金融市場の混乱、大和生命の更生手続開始の申立て、国際的な保険グループが公的救済を受ける事例あり。
- 内外の金融市場の混乱や実体経済の悪化は、株式を中心とした有価証券に係る損失 や逆ざやの拡大といった形で保険会社等の経営にも影響。
- 本事務年度の監督行政においても、ベター・レギュレーションを基本に据え、その 一層の定着・進化を図る。その際、以下の点に特に留意。
 - ① リスク感応度の高い行政、国民の目線・利用者の立場に立った行政、将来を見据えた行政、金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政対応に努める。
 - ② 検査部局との共同ヒアリングの実施など検査部局等との一層緊密な連携、海外当局との連携、国際基準設定主体への積極的な貢献に努める。
 - ③ 職員の資質向上に取り組むとともに、金融知識の一層の普及に努める。

2. リスク管理の高度化の促進

- 金融危機を踏まえたリスク管理の高度化の促進
 - ① リスク特性に応じた適切なリスク管理態勢が構築されているかについて検証。
 - ② 経営陣による主導性と強いコミットメントの下で、会社の規模やリスクの特性等に応じた適切な統合リスク管理態勢が整備されているか検証。
 - ③ ソルベンシー・マージン比率を含めた重要な財務情報の四半期開示を促進。
- 〇 ソルベンシー評価の見直し等
 - ① ソルベンシー・マージン比率について、リスク評価の精緻化等の改善に取り組む。
 - ② 更に、経済価値ベースのソルベンシー評価の導入について検討を行っていく。
 - ③ 上記検討にあたっては、各保険会社に対し、その導入の前提となる経済価値評価 に基づくリスク管理態勢の整備に向けた取組みを促していく。

3. 顧客保護と利用者利便の向上

- 〇 保険会社等による以下の取組みを重点的に検証。
 - ① 保険法の施行に向けた態勢整備の促進、② 情報セキュリティ管理の徹底等、
 - ③ 適切な保険金支払管理態勢の構築、④ 適切な保険募集態勢の確立、
 - ⑤ 相談・苦情処理態勢の充実

|4. 保険会社等の属性に応じた監督対応|

- 〇 保険会社等の業務規模は、大規模のものから少額短期保険業者のような総じて小規模のものまで多様であり、また、保険募集の形態も多様化してる状況を踏まえ、保険会社等の属性に応じた監督対応を行っていく。
 - ① 保険会社グループ等への対応、② 少額短期保険業者等への対応
 - ③ 保険募集形態の特色に応じた対応

生命保険会社の平成22年3月期決算(速報)の概要 (かんぽ生命を除く45社ベース)

(単位:億円、%、ポイント)

	20年3月期	21年3月期	22年3月期	前期比
基礎収益	348,805	367,307	367,371	64
保険料等収入	277,165	273,294	276,528	3,234
資産運用収益	49,656	46,260	74,383	28,123
基礎費用	323,249	349,996	343,150	▲ 6,846
保険金等支払金	201,279	218,849	200,879	1 7,970
資産運用費用	28,997	48,957	3,355	4 5,602
事業費	37,505	37,760	37,591	▲ 169
基礎利益	25,556	17,310	24,221	6,911
キャピタル損益	▲ 4,313	▲ 39,251	▲ 2,242	37,009
臨時損益	▲ 7,919	11,931	▲ 7,223	▲ 19,154
危険準備金繰入額	2,697	415	1,876	1,461
経常利益	13,323	1 0,009	14,755	24,764
特別損益	▲ 971	6,552	▲ 2,972	▲ 9,524
価格変動準備金繰入額	1,126	120	1,122	1,002
当期純剰余(当期純利益)	8,738	▲ 5,259	8,986	14,245
総資産	2,138,992	2,051,420	2,171,913	120,493
有価証券含み損益	87,385	7,554	55,629	48,075
公表逆ざや額	3,116	7,463	5,413	▲ 2,050
ソルベンシー・マージン比率	1,100.8	905.5	1,051.2	145.7

【参考】[個人保険+個人年金ベース]

	20年3月期	21年3月期	22年3月期	前期比
新契約高+転換純増(兆円)	66	61	60	▲ 0.5
解約失効高(兆円)	75	73	68	▲ 5.5
保有契約高(兆円)	1,067	1,021	983	▲ 38.2
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	22,244	22,218	25,547	3,329
うち第三分野	4,682	4,675	4,870	195
保有契約ベース	196,727	196,980	201,461	4,481
うち第三分野	45,877	46,803	47,819	1,016

- (注1) 逆ざや額=(基礎利益上の運用収支等の利回り-平均予定利率)×一般勘定責任準備金残高
- (注2) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。
- (注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等にかかるもの
- (注4) 算出会社 (19年度: 40社、20年度: 44社、21年度45社) 570

損害保険会社の平成22年3月期決算(速報)の概要 (51社ベース)

(単位:億円)

	20年3月期	21年3月期	22年3月期	前期比
正味収入保険料	77, 162	74, 155	72, 217	▲ 1,938
正味支払保険金	44, 406	45, 156	44, 893	▲ 263
保険引受利益	▲ 689	191	622	431
資 産 運 用 粗 利 益	5, 218	▲ 2, 081	3, 743	5, 824
経 常 利 益	3, 742	▲ 2, 670	3, 628	6, 298
特 別 損 益	▲ 276	1, 534	▲ 328	▲ 1,862
当 期 利 益	2, 260	▲ 940	2, 162	3, 102
総 資 産	352, 110	304, 478	320, 321	15, 843
有 価 証 券 含 み 損 益	55, 466	20, 025	37, 616	17, 591

(単位:%、ポイント)

ソルベンシー・ マージン比率	817. 4	602. 1	697. 1	95. 0
マーシン氏率				

- (注1) 19年度は52社ベース、20年度は51社ベース、21年度は51社ベース。
- (注2) 「資産運用粗利益」は、「資産運用収益」-「資産運用費用」により算出している。
- (注3) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

生 命 保 険 会 社 一 覧 表 (平成22年6月30日現在47社)

国内社43社

国内社43社	<u> </u>
+	会社名
相	日本生命保険相互会社
互 会	明治安田生命保険相互会社
社	住友生命保険相互会社
5	朝日生命保険相互会社
社	富国生命保険相互会社
	第一生命保険株式会社
	三井生命保険株式会社
	太陽生命保険株式会社
	大同生命保険株式会社
(19社)	ソニー生命保険株式会社
	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
	オリックス生命保険株式会社
	第一フロンティア生命保険株式会社
	株式会社かんぽ生命保険
	フコクしんらい生命保険株式会社
	メディケア生命保険株式会社
	ライフネット生命保険株式会社
	アイリオ生命保険株式会社
	みどり生命保険株式会社
	プルデンシャル生命保険株式会社
	ジブラルタ生命保険株式会社
	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
	エイアイジー・スター生命保険株式会社
	AIGエジソン生命保険株式会社
外資系	アクサ生命保険株式会社
(外資50%以上)	マニュライフ生命保険株式会社
(15社)	マスミューチュアル生命保険株式会社
, , , , <u>, , , , , , , , , , , , , , , </u>	ピーシーエー生命保険株式会社
	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
	アリアンツ生命保険株式会社
	アイエヌジー生命保険株式会社
	ハートフォード生命保険株式会社
	ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
	ネクスティア生命保険株式会社
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
	東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社
	三井住友海上きらめき生命保険株式会社
損保系子会社 損保系子会社	三井住友海上さらめる主の保険株式会社
(損保50%以上)	<u>ニガビ及海エグパライン生の保険株式会社</u> 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社
(9社)	損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
(att)	損休シャハン・ティー・ティ・ワイ生の保険休式会社 あいおい生命保険株式会社
	日本興亜生命保険株式会社
	富士生命保険株式会社

外社 4社

支店形態	アメリカンファミリーライフアシュアランスカンハ [°] ニーオフ゛コロンハ゛ス アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンハ [°] ニー
(4社)	チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパ [°] ニー・リミテット [°] カーディフ・アシュアランス・ヴィ

損 害 保 険 会 社 一 覧 表 (平成22年6月30日現在52社)

国内社30社

国内在30在	会社名
	株式会社損害保険ジャパン
	三井住友海上火災保険株式会社
	日本興亜損害保険株式会社
	あいおい損害保険株式会社
	富士火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
(22社)	大同火災海上保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	そんぽ24損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	SBI損害保険株式会社
	アドリック損害保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
.1.75-	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
外資系	アリアンツ火災海上保険株式会社
(外資50%以上) (4社)	エース損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
生保系子会社 (2社)	スミセイ損害保険株式会社
(生保50%以上)	明治安田損害保険株式会社
再保険専業社	トーア再保険株式会社
(2社)	日本地震再保険株式会社

外国保险会計(22計)

711	国保険会	<u>↑</u> (∠	(Z / L)	
ア	メ	IJ	カ	アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー
			(6社)	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
				エイアイユー インシュアランス カンパニー
				トランスアトランティック リインシュアランス カンパニー
				アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー
				アシュアド・ギャランティ・ミュニシパル・コープ
ド	1	•	۱'n	エイチディーアイ-ゲーリング・インドゥストゥリー・フェアジッヒャルングス・
l'				アクツィーエンゲゼルシャフト
			(4社)	ケルニッシュ・ルックヴェルシシェルングス・ゲセルシャフト・エイジイ
				ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・
				アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
				ユーラー・ヘルメス・クレジットフェアズイヘルングス・アクテイエンゲゼルシャフト
イ	ギ	IJ	ス	ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
			(2社)	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
フ	ラ	ン	ス	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリュール
			(2社)	カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
ス	1	•	ス	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
			(2社)	スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド
イ	タ	IJ	ア	アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ
ノ	ルウ	ב י	п 	アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イェンシディグ
イ	ン	/	7,	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓			玉	現代海上火災保険株式会社
バ	ミ ュ	_	- ダ	ジ・ユナイテッド・キングドム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシ
			•	エーション(バミューダ)リミテッド
オ	ラ	ン	ダ	アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ

保険持株会社一覧表

(平成22年6月30日現在9社)

	保険持株会社名
(9社)	アクサジャパンホールディング株式会社
	アニコム ホールディングス株式会社
	NKSJホールディングス株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	日本郵政株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社

生命保険会社の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年6月末現在
国内社(法第3条免許)	34社	34社	38社	42社	43社	43社
+ 免 許 ▲ 廃 止	※合併 (17年10月) <u>▲アクサ</u> ▲アクサグループライフ		+クレディ·アグリコル (19年6月) +第一フロンティア (19年7月) +かんぽ生命 (19年10月) +アリアンツ (20年3月)	(20年4月)	+ソニーライフ・エイゴン (21年8月) ※合併 (+アクサ (21年9月) ▲アクサ ▲アクサフィナンシャル +メディケア (22年3月)	
外 社 (法第185条免許)	4社	4社	4社	4社	4社	4社
+ 免 許 ▲ 廃 止						
合 計	38社	38社	42社	46社	47社	47社

⁽注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

損害保険会社の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年6月末現在
国内社(法第3条免許)	26社	26社	30社	30社	30社	30社
+ 免 許 ▲ 廃 止	※合併(17年4月) +明治安田損害保険 ▲明治損害保険 ▲安田ライフ損害保険 ※合併(17年7月) +損保ジャパン ▲損保ジャパン ▲損保ジャパンFG		+エイチ・エス損害保険 (19年10月) +アニコム損害保険 (19年12月) +SBI損害保険 (19年12月) +アドリック損害保険 (20年3月)		+イーデザイン損害保険 (21年6月) ▲大成再保険 (21年6月)	
外 社 (法第185条免許)	22社	22社	22社	21社	21社	22社
+ 免 許 ▲ 廃 止	+GEモーゲージ(17年8月)	▲マラヤン(18年9月) +ファイナンシャル・セキュリティ・アシュアラ ンス・インク(18年11月)	+エイチテ・ィーアイ・イント・ゥストゥリー (19年9月) ※合併(19年9月) ・+エイチテ・ィーアイーケ・ーリング・・イント・ゥストゥリー ▲エイチテ・ィーアイ・イント・ゥストゥリー ▲ケ・ーリング・アルケ・マイネ	▲イーグル・スター・インシュアラン ス・カンパニー・リミテッド(20年9月)	+ケルニッシュ・ルックヴェルシシェル ングス・ゲセルシャフト・エイジイ (21年12月) ▲ジェンワース・モーゲージ・インシュ アランス・コーポレーション (21年5月)	+ミュンヘナー・リュックフェルシッヘル ングス・ゲゼルシャフト・アクツィエン ゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン (22年6月)
	48社	48社	52社	51社	51社	52社

(注)合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

少額短期保険業者一覧

(平成22年6月30日現在:66社)

	조수크 ㅁ		(平成22年6月30日現在:66社) T
所管財務局	登録日 (登録番号)	商号	本店所在地
	H18.10.27 (関東財務局長第1号)	日本震災パートナーズ(株)	東京都新宿区津久戸町3-11
	H18.11.29 (関東財務局長第2号)	ペット&ファミリー少額短期保険(株)	東京都文京区本郷3-34-3
	H19.6.21 (関東財務局長第3号)	エクセルエイド少額短期保険(株)	東京都中央区銀座1-19-14
	H19.10.25 (関東財務局長第5号)	ジャパン少額短期保険(株)	東京都千代田区大手町2-6-2
	H19.11.14 (関東財務局長第6号)	MC少額短期保険(株)	東京都港区赤坂5-5-12
	H19.11.20 (関東財務局長第7号)	エテルナ少額短期保険(株)	東京都中央区新川2-1-5
	H19.11.22 (関東財務局長第8号)	いきいき世代(株)	東京都新宿区神楽坂4-1-1
	H19.12.10 (関東財務局長第10号)	ミレア日本厚生少額短期保険(株)	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
	H19.12.28 (関東財務局長第11号)	(株)アソシア	東京都千代田区九段北3-2-2
	H20.2.4 (関東財務局長第12号)	(株)宅建ファミリー共済	東京都千代田区富士見2-11-11
	H20.2.5 (関東財務局長第14号)	ぜんち共済(株)	東京都千代田区岩本町3-5-8
	H20.3.17 (関東財務局長第15号)	ブロードマインド少額短期保険(株)	東京都品川区東五反田1-14-10
	H20.3.17 (関東財務局長第16号)	(株)全管協共済会	東京都中央区八重洲2-1-5
	H20.3.19 (関東財務局長第17号)	リロ少額短期保険(株)	東京都新宿区新宿4-3-23
	H20.3.19 (関東財務局長第18号)	(株)メモリード・ライフ	東京都文京区小石川1-2-4
	H20.3.19 (関東財務局長第19号)	NP少額短期保険(株)	東京都千代田区神田富山町25
	H20.3.21 (関東財務局長第20号)	(株)アイペット	東京都千代田区霞ヶ関3-7-4
	H20.3.21 (関東財務局長第21号)	富士少額短期保険(株)	山梨県甲府市丸の内1-17-10
	H20.3.21 (関東財務局長第22号)	Aライフ(株)	東京都豊島区東池袋1-15-12
	H20.3.25 (関東財務局長第23号)	エース賃貸少額短期保険(株)	東京都渋谷区東1-26-20
	H20.3.26 (関東財務局長第24号)	ペットメディカルサポート(株)	東京都渋谷区東1-4-23
	H20.3.31 (関東財務局長第25号)	もっとぎゅっと少額短期保険(株)	東京都港区新橋6-1-11
	H20.3.31 (関東財務局長第26号)	レオパレス少額短期保険(株)	東京都中野区本町2-29-12
	H20.3.31 (関東財務局長第27号)	エヌシーシー少額短期保険(株)	東京都板橋区成増3-11-3
関東財務局	H20.5.20 (関東財務局長第28号)	ABC少額短期保険(株)	東京都千代田区丸の内3-1-1
	H20.5.29 (関東財務局長第29号)	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい	東京都新宿区歌舞伎町2-19-13
	H20.5.30 (関東財務局長第30号)	ジック少額短期保険(株)	千葉県東金市川場1064-1
	H20.5.30 (関東財務局長第31号)	(株)クローバー少額短期保険	東京都港区浜松町1-29-9
	H20.6.18 (関東財務局長第32号)	ライズ少額短期保険(株)	東京都中央区京橋1-1-9
	H20.6.30 (関東財務局長第33号)	ユニバーサル少額短期保険(株)	東京都文京区湯島2-32-3
	H20.7.10 (関東財務局長第34号)	(株)住宅保障共済会	東京都港区芝大門1-14-10
	H20.8.29 (関東財務局長第35号)	ヒューマンライフ少額短期保険㈱	東京都中央区日本橋蛎殻町1-27-5
	H20.8.29 (関東財務局長第36号)	プレミア少額短期保険㈱	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6
	-		

所管財務局	登録日 (登録番号)	商号	本店所在地	
	H20.9.1 (関東財務局長第37号)	旭化成ホームズ少額短期保険㈱	東京都新宿区西新宿1-24-1	
	H20.9.24 (関東財務局長第38号)	㈱ミニンシュラー	東京都中央区八丁堀4-8-2	
	H20.9.24 (関東財務局長第39号)	フォーリーフ少額短期保険㈱	東京都渋谷区広尾3-12-36	
	H20.10.22 (関東財務局長第40号)	日本共済㈱	東京都千代田区神田神保町2-23	
	H20.10.31 (関東財務局長第41号)	共生ネット少額短期保険㈱	東京都渋谷区代々木3-24-4	
	H20.12.10 (関東財務局長第43号)	㈱賃貸住宅共済会	東京都新宿区西新宿7-10-19	
関東財務局	H20.12.12 (関東財務局長第44号)	JMM少額短期保険㈱	神奈川県横浜市南区吉野町3-7	
12421434 123113	H20.12.24 (関東財務局長第45号)	㈱OUGAN	東京都港区南青山6-11-1	
	H21.1.20 (関東財務局長第46号)	e-Net少額短期保険(株)	長野県佐久市岩村田北1-12-7	
	H21.1.23 (関東財務局長第47号)	学総(株)	東京都中央区日本橋堀留町1-10-16	
	H21.2.16 (関東財務局長第48号)	エスエスアイ富士菱(株)	山梨県甲府市南口町1-4	
	H21.2.16 (関東財務局長第49号)	ペッツベスト少額短期保険(株)	東京都千代田区九段南 4-6-10	
	H21.3.16 (関東財務局長第50号)	(株)サン・ライフ・ファミリー	神奈川県平塚市馬入本町13-2	
	H21.3.24 (関東財務局長第51号)	(株)ビバビーダメディカルライフ	神奈川県大和市上草柳482-2-201	
	H21.3.24 (関東財務局長第52号)	あんしんネット少額短期(株)	埼玉県さいたま市見沼区大字上山口新田53- 1	
	H21.4.20 (関東財務局長第53号)	日本費用補償少額短期保険㈱	長野県松本市中央2-5-15	
	H21.12.21 (関東財務局長第55号)	フレックス少額短期保険㈱	東京都渋谷区代々木3-24-4	
	H19.7.25 (近畿財務局長第1号)	アクア少額短期保険(株)	大阪市淀川区東三国2-37-3	
	H19.12.12 (近畿財務局長第2号)	エイ・ワン少額短期保険(株)	大阪市中央区久太郎町1-9-26	
近畿財務局	H20.2.25 (近畿財務局長第3号)	日本住宅少額短期保険(株)	大阪府大阪市北区芝田1-14-8	
	H20.11.13 (近畿財務局長第5号)	(株)SANKO少額短期保険	奈良県北葛城郡王寺町王寺2-7-13	
	H20.11.28 (近畿財務局長第6号)	セーフティージャパン・リスクマネジメント(株)	大阪市西区江戸堀2-1-1	
北海道財務局	H20.5.30 (北海道財務局長第1号)	常ロセーフティ少額短期保険(株)	北海道札幌市中央区南1条西6-20-1	
	H20.1.31 (東北財務局長第1号)	日本アニマル倶楽部(株)	宮城県仙台市青葉区一番町4-1-1	
東北財務局	H20.3.31 (東北財務局長第2号)	フローラル共済(株)	宮城県仙台市青葉区水の森3-41-15	
	H20.6.5 (東北財務局長第3号)	東日本少額短期保険(株)	宮城県仙台市青葉区上杉3-3-9	
東海財務局	H20.6.16 (東海財務局長第1号)	(株)学校安全共済会	静岡県沼津市大塚141	
中国財務局	H20.3.27 (中国財務局長第1号)	エス・シー少額短期保険(株)	広島県呉市西中央2-2-12	
	H20.7.14 (中国財務局長第2号)	(株)FPC	広島県福山市三吉町南1-15-18	
四国財務局	H21.9.2 (四国財務局第1号)	あおい少額短期保険(株)	徳島県徳島市両国本町2-12-1	
福岡財務支局	H20.3.31 (福岡財務支局長第1号)	ベル少額短期保険(株)	福岡県福岡市博多区博多駅前 3-2-1	
田におり入門	H20.5.30 (福岡財務支局長第2号)	フェニックス少額短期保険㈱	福岡県久留米市西町105-15	
沖縄総合事務局	H20.5.30 (沖縄総合事務局長第1号)	レキオス少額短期保険(株)	沖縄県那覇市おもろまち4-19-16	

ソルベンシー・マージン比率の短期的な見直しに係る規則及び告示改正案の概要

I. 経緯

保険会社のソルベンシー・マージン比率(以下「SM比率」)に関しましては、平成20年2月にリスク係数の厳格化等を内容とします「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子(案)」を公表・意見募集を実施しましたが、その後、20年10月の大和生命の破綻や同年秋以降の金融危機の教訓等を踏まえまして、更なる見直しを行い、平成21年8月にマージン算入の厳格化等を新たに盛り込みました「ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子(案)」(以下「改定骨子(案)」)を公表・意見募集を実施しました。今般、この結果をもとに規則及び告示改正案を策定しました。

Ⅱ 改正案の主な内容

1. SM比率の分子であるマージン算入の厳格化

- ① 保険料積立金等余剰部分のマージンの算入制限の導入
- ② 繰越欠損金等に係る繰延税金資産の算入制限の導入(新設会社を除く)等

2. SM比率の分母であるリスク計測の厳格化及び精緻化

- ① 各リスク係数の信頼水準の引き上げ(90%→95%)
- ② 各リスク係数の基礎となる統計データのリニューアル
- ③ 地震災害リスクを各社毎のリスクモデルの VaR99.5%によるリスク相当額として 算出(現行は全社一律で VaR99.5%により算出。)
- ④ 価格変動等リスクにおける分散投資効果を、各社の資産構成割合に基づき算出(現 行は、生保30%、損保20%で一律)
- ⑤ ヘッジ取引によるリスク削減効果についてはヘッジ効果が有効なものに限定
- ⑥ 証券化商品及び再証券化商品のリスク係数の厳格化、CDS取引にかかる信用スプレッドリスクの創設、金融保証保険のリスク係数の厳格化

3. その他

○ SM比率の適正な算出について、保険計理人の確認事項に追加

Ⅲ. 実施時期等

- 〇 平成23年 3月末 新基準を参考指標として開示
- 平成24年 3月末 新基準を早期是正措置の指標として使用



平成 22 年 6 月 16 日 金融庁

経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストの実施について

今般、金融庁では、全保険会社を対象に経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストを実施することとしましたので、公表します。

本件の概要は以下のとおりです。

1. 趣旨•目的

- 〇 経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産負債の一体的な時価評価を通じ、保険会社の財務状況の的確な把握や、保険会社のリスク管理の高度化に資するものであることから、近年、国際的にも、IAIS(保険監督者国際機構)等において、その導入に向けた検討が行われている。また、我が国においても、平成21年度の保険会社等向け監督方針において、「保険会社の実態把握を十分に行いつつ、導入について検討を行っていく」としている。
- こうした状況を踏まえ、今般、各保険会社において、試行的に、経済価値ベースの保 険負債等を計算するフィールドテストを実施することにより、各保険会社の対応状況を 把握するとともに、その過程で抽出された実務上の問題点等を今後の導入に向けた検討 に活かしていくこととする。

2. 概要

- O 全保険会社を対象に、アンケート方式により、①経済価値ベースの保険負債評価、② 資産負債の一体的な金利リスクの計測等を実際に行うことを要請し、その過程における 問題点等の報告を求める。
- 〇 計算方法、金利水準、リスク係数等の前提条件については、当局が全社一律のものを 提示する。その際、計算方法については、IAIS や EU 等で検討されている内容と基本的 に整合的なものとする。また、リスク係数の前提となる信頼水準は、平成24年3月期か ら実施される改正後の水準(95%)とする。
- O 既に、自主的に、内部モデル等により、経済価値ベースの保険負債評価に基づくリスク管理等を行っている先進的な保険会社に対しては、当該内部モデルの実態等についてもアンケート調査を行う。
- 回答の回収後、集計を行い、全体の傾向及び把握された問題点等について、概要を公表することとする。なお、個社の結果については公表しないこととする。
- 3. スケジュール

平成 22 年 6 月 全保険会社に試行依頼 平成 23 年 3 月目処 結果概要の公表

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

監督局保険課

(内線 3770、3431)

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の概要

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

共通項目

I. 基本的考え方

Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点

監督上の評価項目と諸手続

Ⅲ. 共通編

Ⅳ. 第一種金融商品取引業

- V. 第二種金融商品取引業
- Ⅵ. 投資運用業
- Ⅷ. 投資助言•代理業
- Ⅷ. 登録金融機関
- 以. 適格機関投資家等特例業務
- X. 外国証券業者
- XI. 金融商品仲介業者
- XI. 証券金融会社

基本的考え方

目的

○金融商品取引業の健全・適切な業 務運営確保

- 〇公正な金融商品等の取引や有価証券の円滑な流通等の確保
- 〇市場仲介機能等の適切な発揮を通 じ、資本市場機能の十全な発揮・ 公正な価格形成等を確保
- 〇国民経済の健全な発展・投資者の 保護

趣旨

金融商品取引法制の下で、多様化している金商業者等に対し、監督上の対応を的確に行うことで「貯蓄から投資へ」の動きを加速し、以下の四つの効果を通じ、我が国金融システムの安定と、内外の市場参加者にとって魅力あ市場の実現、企業の成長、及び経済発展に資する。

- 1. 強靭で高度なリスクシェアリング能力 を有する金融システムの実現(間接金 融中心の金融システムの脆弱性回避)
- 2. リスクマネーの円滑な供給とイノベーションの促進
- 3. 厚みのある市場の実現による資本の効率性・企業の収益性の向上
- 4. 多様な運用手段の提供による多彩で豊かな社会の実現

金融商品取引業者等に係る事務処理上の留意点

- 1. 一般的な監督事務
- 2. 監督部局間・検査部局との連携
- 3. 自主規制機関との連携
- 4. 法令解釈等外部からの照会への対応
- 5. 行政処分を行う際の留意点
 - ⇒ 業務改善命令、停止命令等の処分を 検討する際には、行為の重大性・悪 質性、行為の背景となった経営管理 態勢及び業務運営態勢の適切性を勘 案すること

個別項目

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の概要

監督上の評価項目と諸手続

共通項目

- 1. 法令遵守態勢
- 2. 勧誘・説明態勢
- ○広告等の規制
- ・重要事項(手数料情報、リスク情報等)の明示
- ・「リスクがある旨」などについて大きな字で明瞭・正確な表示
- ・誇大広告(断定的判断や利回り・損失保証と誤解させる表示等)をしていないか
- 広告審査体制
- ○顧客に対する説明態勢(セミナー等での説明を含む)
- ・適合性原則を踏まえた説明態勢の整備
- 3. 顧客情報の管理

- 4. 本人確認、疑わしい取引の届出義務
 - ・本人確認や「疑わしい取引の届出」を的確に実施するための態勢整備
- 5. 事務リスク管理態勢
- 6. システムリスク管理態勢
- 7. 危機管理態勢
- 8. 金融商品仲介業者の法令違反の防止措置
- 9. 反社会的勢力による被害の防止
- 10. 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等

第一種金融商品取引業

1. 経営管理

- ○役員の適格性、業務を適確に遂行する人的構成 ・役員についての欠格事由等
- ・役職員に関する知識・経験、暴力団との関係、禁錮以上の刑(詐欺罪等)を踏まえて、
- 人的構成の適格性を検討

【Fit & Proper原則】

•利益相反管理体制の整備

2. 財務の健全性等

- ○自己資本規制比率の正確性等
- ○早期警戒制度

3. 業務の適切性

○有価証券関連業及び店頭デリバティブ取引業に 係る業務の適切性

4. 市場仲介機能等の適切な発揮

- ○市場仲介者のオペレーションの信頼性 向上
- ○発行体・投資家へのチェック機能の発揮
- ○市場プレイヤーとしての自己規律の維持

<u>5. 登録</u>

- ○登録時の人的構成についての検証
- 6. 承認及び届出等
- 7. 国際的に活動する金融商品取引 業者グループ等

投資運用業

1. 経営管理

【Fit & Proper原則】

<u>3. 登録</u>

○登録時の人的構成についての 検証

<u>2. 業務の適切性</u>

- ○投資一任業に係る業務の適切性
- •業務執行態勢
- 誇大広告の禁止等
- ○投信委託業等に係る業務の適切性
- ○ファンド運用業に係る業務の適切性
- ○不動産ファンド運用業の特に留意すべき事項
- ・不動産のデューディリジェンス態勢の適切性
- ·利益相反防止態勢
- ○投資法人の業務の適切性
- ・役員会が形骸化していないか等

投資助言•代理業

1. 経営管理

3. 登録

2. 業務の適切性

- ○誇大広告の禁止
- ○クーリングオフ
- ○兼業業務に係る優越的地位の濫用防止

適格機関投資家等特例業務

業務の適切性

- ○勧誘説明態勢
 - ・ 虚偽の表示・説明の禁止
- ○ファンド運用業者へのモニタリング調査

第二種金融商品取引業

<u>3. 登録</u>

○登録時の人的構成についての検証

2. 業務の適切性

<u>1. 経営管理</u> 【Fit & Proper原則】

- ○ファンドに関する説明義務に係る留意事項
- ・ファンドに関するスキーム、事業の概要についての説明がなされているか
- (マルチ商法やねずみ講まがいに注意)
- ○市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性

平成21事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針のポイント

1. 金融危機の経験と今後の金融監督の基本的考え方

- 本事務年度の監督行政においても、ベター・レギュレーションを基本に据え、その一層の定着・進化を図る。その際、以下の点に特に留意。
 - ① リスク感応度の高い行政、国民の目線・利用者の立場に立った行政、将来を見据えた行政、金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政対応に努める。
 - ② 証券取引等監視委員会ほか関連部署、自主規制機関及び日本銀行との一層の連携、海外当局との連携に努める。
 - ③ 職員の資質向上に取り組むとともに、金融知識の一層の普及に努める。

2. リスク管理と金融システムの安定

- 〇 証券会社等について、「早期警戒制度」の的確な運用や、業況等の業界横断的・ 時系列的な分析を実施。
- 〇 特に大規模で複雑な業務を行う証券会社等は、グループ全体のリスク管理態勢を 検証。
- 集団投資スキーム(ファンド)の実態把握の取組みを継続し、いわゆるヘッジファンド等の実態把握に努める。
- Jリートの資金調達状況等のモニタリングを継続し、投資家への情報提供を促す。
- 信用格付業者に対する規制・監督を円滑かつ適切に実施。
- 金融システム全体の持続的・安定的な発展が見込めるよう、日銀とも連携し、リスクの集中状況や波及経路等を注視。

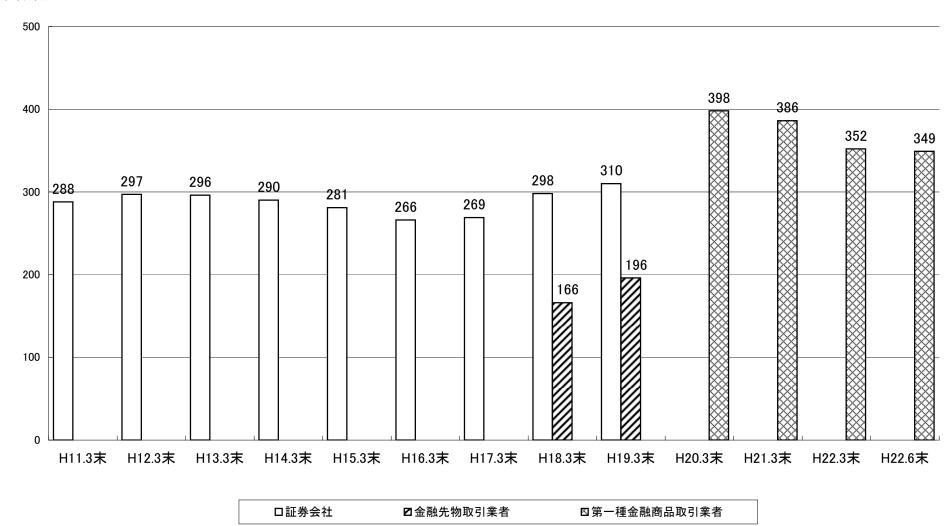
3. 顧客保護と利用者利便の向上

- 顧客から信頼され長期的な関係を構築できるよう、顧客目線に立った営業を徹底。
 - ① 特に投資信託・仕組債・デリバティブ等のリスク性商品等の勧誘・説明態勢を検証。
 - ② 苦情・相談の処理態勢や、金融ADR制度の開始に向けた準備状況も検証。
 - ③ 外国為替証拠金取引に係る各種規制の円滑かつ適切な実施等に向けて取組み。
 - ④ ファイアーウォール規制の見直しを受けた対応状況について検証。
- 経営管理(ガバナンス)と内部管理態勢の整備状況を検証。特に、情報セキュリティ管理等に係る内部管理態勢や、役職員の不正行為防止に向けた取組状況を検証。
- O 財務内容の悪化等による廃業等の動きが見られた場合には、顧客財産の保全状況 等に細心の注意を払いつつ対応。システムの継続性に係るリスク管理や、新型イン フルエンザ・地震等に備えた業務継続態勢の構築状況も確認。
- 無登録業者に対しては、警察等と連携して適切に対応。

(以 上)

金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



国内証券会社の平成22年3月期決算概況

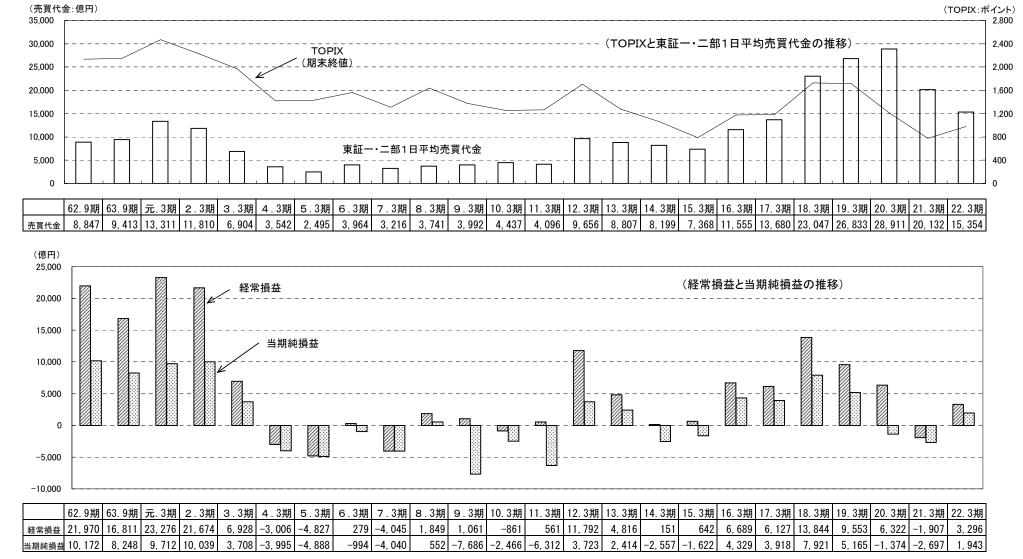
(単位:億円)

						22.3期(A)	21.3期(A)	(A)/(B)		
会		社		社数		275社	288社	-		
営	業		業収		業収		益	31,908	28,543	112%
	受	入	手	数	料	19,964	16,640	120%		
		委	託	手 数	料	5,213	5,579	93%		
	ト	,—- <u>-</u>	ディン	ノグ損	益	8,015	4,864	165%		
販	売犭	貴•-	一般	管理	費	26,209	25,960	101%		
経		常	į	員	益	3,296	▲ 1,907			
当	其	玥	純	損	益	1,943	▲ 2,697	_		

⁽注)日本証券業協会調べ。

資料12-2-3

株式市況と証券会社の損益の推移

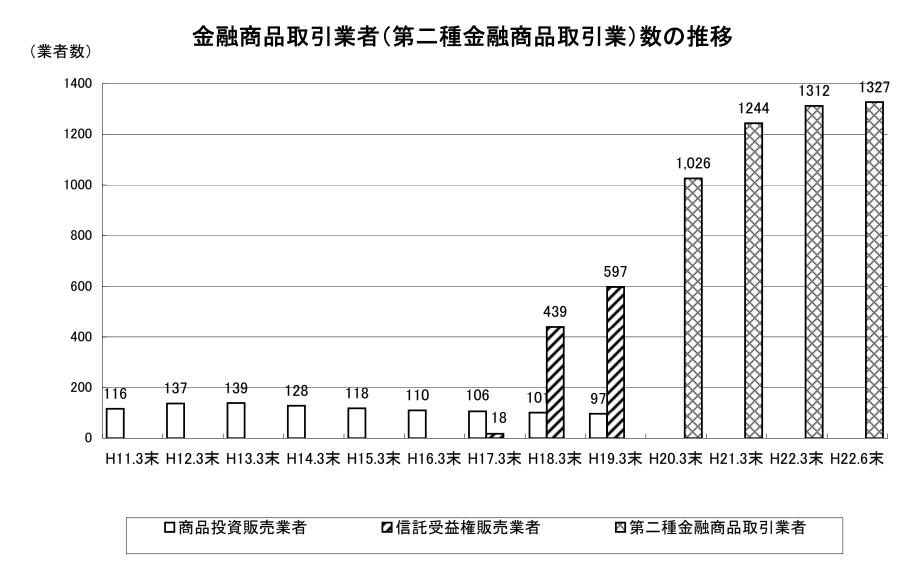


- (注) 1. 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。
 - 2. 元年3月期は、決算期の変更に伴う半期決算のため、グラフでは実績を2倍した。

投資者保護基金の概要

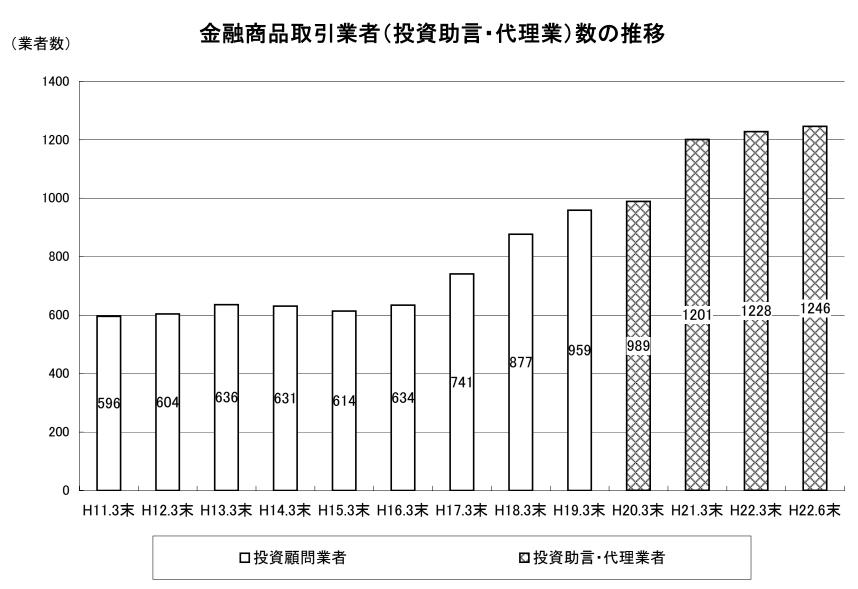
名称	日本投資者保護基金
会員数	会員証券会社数(平成22年6月30日現在) 国内証券会社 274社 <u>外国証券会社 26社</u> 計 300社
役員	理事長 髙橋厚男
基金規模	平成 22 年 6 月 30 日現在 約 542 億円
補償実績	 南証券の破産に伴うもの(H12.3) — 補償額 約59億円(うち破産管財人からの返還額 約24億円) ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの(H19.6) — 補償額 約2億円(H19.10) — 補償額 約0.6億円
参考	投資者保護基金は、国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資 者保護基金が平成 14 年 7 月 1 日に統合し一本化している。

資料12-3-1



注: 平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

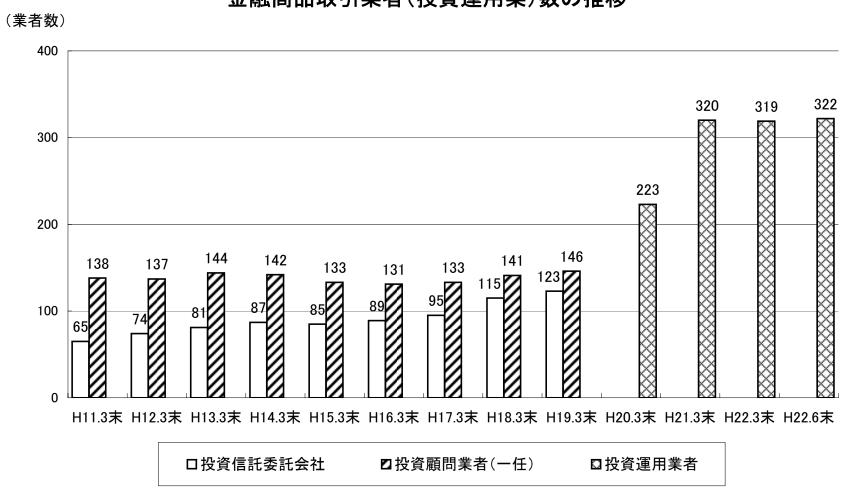
資料12-4-1



注: 平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

資料12-5-1

金融商品取引業者(投資運用業)数の推移



注: 平成19年3月末までの数値は投資信託委託会社と認可投資顧問業者の数。

資料12-5-2

投資法人の合併について

	投資法人名	合併効力発生日等	合併後投資法人名	
1	東京グロースリート投資法人	H22. 2. 1	ノンユニュンス・一ゴロ 4匹次54 1	
'	エルシーピー投資法人	1122. 2. 1	インヴィンシブル投資法人	
2	アドバンス・レジデンス投資法人	H22. 3. 1	アドバンス・レジデンス投資法人	
2	日本レジデンシャル投資法人	1122. 0. 1		
3	日本リテールファンド投資法人	H22. 3. 1		
3	ラサール ジャパン投資法人	1122. 3. 1	ロ本サチールファフド投資広へ	
4	ビ・ライフ投資法人	H22. 4. 1	ビ・ライフ投資法人	
4	ニューシティ・レジデンス投資法人	1122. 4. 1		

資料12-5-3

投資信託の純資産総額の推移

(単位:億円)

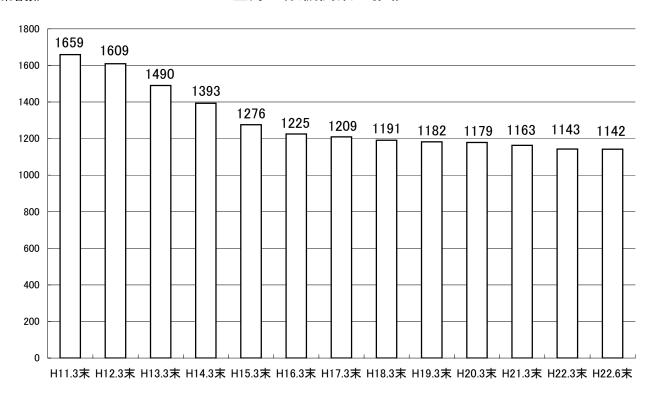
(単位:億円)							
年(月)末 株式投信 公社債投信						合	
1 ()1/>/		うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信
昭和40年	9,082	_	2,275		_	11,357	_
45年	6,551	_	6,033		_	12,584	_
50年	19,345	_	14,280	_	_	33,625	_
55年	40,293	_	20,226	_	_	60,519	_
56年	40,063	_	32,231	_	_	72,294	_
57年	47,818	_	45,458	_	_	93,276	_
58年	61,513	_	79,372	_	_	140,885	_
59年	80,127	_	102,851	_	_	182,978	_
60年	103,787	_	95,936	_	_	199,722	_
61年	191,183	_	129,570	_	_	320,753	_
62年	306,143	_	123,001	_	_	429,144	_
63年	392,525	_	136,448	_	_	528,973	_
平成 元年	455,494	_	130,999	_	_	586,493	_
2年	350,722	I	109,218	l		459,940	_
3年	285,624	I	135,001	l	_	414,738	_
4年	211,031	-	221,975	l	54,137	433,006	_
5年	195,475	I	311,900	l	110,781	507,375	_
6年	174,515	ı	259,568	l	91,731	434,083	_
7年	146,817	_	332,755	-	120,018	479,572	_
8年	127,798	I	358,883	l	142,191	486,681	_
9年	99,866	_	306,630	-	115,631	406,495	_
10年	114,961	I	312,432	l	142,799	427,393	_
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700		26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年1月	768,223	284,140	121,592	6,919			
2月	768,553	283,832	118,845	7,134	24,140		
3月	823,074	297,298	118,206				
4月	838,837	302,636	124,415				309,320
5月	783,506	288,368	116,741	6,800			

出典:「投資信託」(投資信託協会発行)

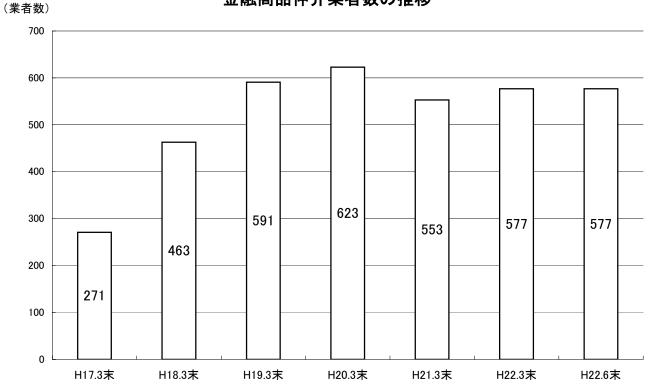
資料12-6-1

(業者数)

登録金融機関数の推移



金融商品仲介業者数の推移



注: 平成19年3月末までは証券仲介業者の数。



平成 22 年 4 月 28 日改定 平成 22 年 3 月 19 日 金融庁

未公開株取引等の問題に対する対応状況について

未公開株取引に関し、最近、金融庁金融サービス利用者相談室への相談件数が増加しています。これらは、無登録業者が関与する詐欺的なものが多く、中には金融庁などの行政機関等を名乗る事例も見られています。

また、いわゆる集団投資スキーム(ファンド)の取引に関しても、無登録業者が 関与する詐欺的事例のほか、金融商品取引業者(登録業者)による問題事例も発生 しています。

こうした詐欺的な投資勧誘の問題について、金融庁は、従来から、証券取引等監 視委員会等とも連携しつつ、

- ・ 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
- ・登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じ、厳正に対応
- ・無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告や、警察当局との連携 等の対応に取り組んでおりますが、最近の状況を踏まえ、さらに、以下のような取 組みを進めてまいります。

1. 被害の未然防止に向けた取組み

- ・ 消費者庁・警察庁との連名により、リーフレット(<u>『その「もうけ話」、大丈</u> 夫ですか?詐欺的な投資勧誘にご注意ください!』)の作成・配付。
- ・ 日本証券業協会において、消費者庁·警察庁・金融庁との連名により作成したポ スター(『こんな「未公開株勧誘」にご用心!』)の配付等に協力。

2. 被害の拡大防止に向けた取組み

- ・【平成 22 年4月 28 日追加】無登録で金融商品取引業を行う者に対する警告書の 発出等の事実について、平成 22 年4月 28 日からウェブサイトでの公表を開始 (無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について)。
- ・【平成 22 年 4 月 28 日追加】無届募集等に関する留意事項として、少人数向け勧誘に該当するかどうかは、有価証券の内容や勧誘の実態を含む諸状況に照らし、 実質的に判断すること等を明記した<u>「企業内容等開示ガイドライン」の改正案</u>を 平成 22 年 4 月 9 日に公表(パブリック・コメント実施中)。
- ・ 平成 22 年 3 月 9 日に国会に提出した<u>「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」</u>において、金融商品取引法等に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対する裁判所の差止命令への違反に係る両罰規定を整備。
- ・ 平成 22 年 3 月 19 日に警察庁が設置した「資産形成事犯対策ワーキングチーム」への参画など、警察当局との連携の強化。

3. 被害の回復に向けた取組み

- ・ 平成 22 年3月9日に国会に提出した<u>「金融商品取引法等の一部を改正する法律</u> <u>案」</u>において、破産手続開始の原因となる事実がある場合に当局から破産手続開 始の申立てを行える範囲を、一部の金融商品取引業者(証券会社)から金融商品 取引業者全般に拡大。
- ・ 金融機関等に対し、「詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為」に該当する場合には「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」に基づく手続を適切に実施する等の取組みを要請。

(参考リンク) 未公開株購入の勧誘にご注意!

いわゆるファンド形態での販売・勧誘等業務について

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください!

<u>偽造した関東財務局の印章を用いた文書による詐欺的行為にご注意ください</u>!

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

監督局証券課 (企業内容等開示ガイドラインに係る部分を除く)

(内線 3351、3636)

総務企画局企業開示課(企業内容等開示ガイドラインについて)

(内線 3660、3804)

『その「もうけ話」、大丈夫ですか?詐欺的な投資勧誘にご注意ください!』

『こんな「未公開株勧誘」にご用心!』(日本証券業協会ウェブサイト)

「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」

「企業内容等の開示に関する留意事項について」(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正案の公表について(平成22年4月9日)

「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」

- ・ 裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備
- 金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備



その「もうけ話」、大丈夫ですか?

詐欺的な投資勧誘にご注意ください!

「未公開株」「私募債」「ファンド(組合など)」の取引に関して、高齢者を中心にトラブルが発生しています。くれぐれもご注意ください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。

少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることも含めて、慎重に対応することをお勧めします。





なお、被害の調査などをよそおって、金融庁の職員など を名乗る者が取引の勧誘を行う事例も見られています。

金融庁などの職員が、こうした取引の勧誘などに関与することは、一切ありません。

平成22年3月

少 金融庁

消費者庁・警察庁

くわしくお知りになりたい方へ



「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
 - ⇒ <u>こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらな</u> いようにしてください。

「ファンド(組合など)」の取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁 (財務局)の登録を受けた業者に限られます。
 - ⇒ <u>これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わら</u>ないようにしてください。
- 金融庁のホーム ページ (http://www.fsa.go.jp/) では、よりくわしい情報や、勧誘を行う業者が金融庁 (財務局) の登録を受けているかを確認できます。
- なお、金融庁(財務局)の登録を受けている業者であっても、
 - ・その信用力などが保証されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、以下の連絡先または最寄りの警察署・交番まで、すみやかに情報をご提供ください。

金融庁 金融サービス利用者相談室 (平日10:00~16:00)

電話(ナビダイヤル): 0570-016811

%IP電話・PHSからは、03-5251-6811 におかけください。

FAX: 03-3506-6699

消費生活センター 消費者ホットライン・

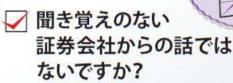
0570-064-370 (ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!)

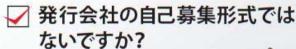
※IP電話の方は、お住まいの地域の消費生活センターに直接で連絡ください。 《http://www.kokusen.go.jp/map/index.html 参照》

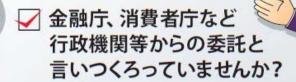
とんな

「未公開株動調」尼ご用心

うまい話には裏が ► あるのでは…?







✓ 勧誘を受けている未公開株を ちょうど他の業者が 「高値で買い取る」と言って いませんか?





ひとつでもあてはまるなら…チョット待って!

そうです、これらは最近増えている勧誘手口の一例です。「上場間近」、「値上がり確実」などと言われ、いざ購入したら「発行会社に問い合わせると上場の予定はないと言われた」、「株券が届かない」といった未公開株勧誘詐欺に関する被害が拡大しています。少しでも「怪しい」と思われた場合には、取引を見合わせ、下記コールセンターに通報することをお勧めいたします。

アレ?と思ったら

未公開株通報専用コールセンター

660120-344-999

(日本証券業協会

日本証券業協会 消費者庁/警察庁/金融庁

598

資料13-2-1

平成21事務年度 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況

(単位:人、%)

	第1回試験 (平成21年8月30日実施)	第2回試験 (平成21年11月22日実施)	第3回試験 (平成21年12月20日実施)	第4回試験 (平成22年2月28日実施)	合 計
受験申込者数	46, 306	17, 780	16, 254	9, 908	90, 248
受験者数	44, 708	16, 597	12, 101	8, 867	82, 273
合格者数	31, 340	10, 818	7, 919	5, 474	55, 551
合格率	70. 1	65. 2	65. 4	61. 7	67. 5

前払式支払手段発行者関係

(事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係)の概要

ガイドラインの改正

資金決済に関する法律の成立

・法律の適用範囲の拡大

サーバ型前払式支払手段を法の適用対象に追加

登録拒否要件の拡充

法令等遵守態勢や加盟店管理態勢の整備を求める

各種行為規制・規定等の追加

払戻し規定、自家型発行者の監督規定等

事務ガイドラインの改正

- I. 総則
- II. 前払式支払手段発行者の監督上の 評価項目
- Ⅲ. 前払式支払手段発行者の監督に係る事務処理上の留意点

I. 総則

- 1. 前払式支払手段の範囲等
 - ○前払式支払手段に該当しない証票等又は番号、記号その他の符号
 - ○法の適用を除外される前払式支払手段等
- 2. 基準日未使用残高の算出方法
 - ○基準日未使用残高の算出方法
 - ○基準日未使用残高の算出方法の特例

Ⅱ. 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目

1. 法令等遵守

- ○法令等遵守(コンプライアンス)態勢等
- 〇反社会的勢力による被害の防止
- 2. 利用者保護のための情報提供・相談機能等
 - 〇表示義務
 - ・サーバ型前払式支払手段にも券面表示義務が課せられる場合(権利行使に必要な有体物がある場合)を明示
 - ・券面表示に代わり、ホームページ等によって情報提供を行う場合の留意点
 - 〇帳簿書類
 - ・前払式支払手段の種類、発行営業所等ごとの発行・在庫枚数の適切な把握
 - ・内部監査部門等における帳簿の正確性の検証態勢の整備
 - ・法定帳簿のデータ毀損時の復元態勢の整備
 - 〇利用者情報管理
 - 〇苦情処理態勢
 - 担当部署設置や手続きの制定など迅速な対応のための態勢整備
 - ・苦情等の実績を蓄積し、再発防止策等への活用
- <u>3. 事務運営</u>
 - 〇システム管理
 - 〇前払式支払手段の払戻し
 - ・法第20条第1項に基づく払戻しの際の、適切な方法・手段による公告の実施
 - ・申出者に対するもれのない払戻しの実施の確認
 - 〇加盟店の管理 (第三者型発行者のみ)
 - ・加盟店契約締結の際の当該契約先が提供する物品・役務の内容が公序良俗等に反していないかの確認
 - ・発行者から各加盟店に対する、一定期間ごとの前払式支払手段の使用実績報告の徴収
- 4. 自家型前払式支払手段の発行の業務の承継に係る特例
- 5. 外国において発行される前払式支払手段に対する基本的考え方

Ⅲ. 前払式支払手段発行者の監督に係る事務処理上の留意点

- 〇 一般的な事務処理等
 - 法令遵守、内部監査等の実施についてのモニタリング、苦情・照会対応等
- 一行政処分を行う際の留意点処分検討の際には、行為の重大性、悪質性等を勘案

- 〇 資金決済法等に係る諸手続
 - 登録申請・届出の受理、廃業等の取扱い等

資金移動業者関係

(事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係)の概要

ガイドラインの策定

資金決済に関する法律の成立

- ・銀行等以外の者にも為替取引を解禁少額の為替取引に限り、資金移動業として登録することで業務が可能
- ・ 登録拒否要件の整備

法令等遵守態勢のための社内規則等の整備など、態勢面の整備を求める

・履行保証金の供託義務

未達債務について、全額供託を義務付け



事務ガイドラインの策定

- I. 資金移動業者の監督上の評価項目
- Ⅱ. 資金移動業者の監督に係る事務処理上の留意点

I. 資金移動業者の監督上の評価項目

- 1. 経営管理等(ガバナンス)
- 2. 業務の適切性等
 - 2-1. 法令等遵守
 - ○法令遵守(コンプライアンス)態勢等
 - ○本人確認、疑わしい取引の届出
 - ・本人確認、疑わしい取引の届出に係るマニュアルの作成や社内研修の実施
 - ・資金移動サービスの不正利用防止等のための態勢整備
 - 〇反社会的勢力による被害の防止
 - 〇不祥事件に対する監督上の対応
 - 2-2. 利用者保護のための情報提供・相談機能等
 - 〇利用者保護措置
 - ・対面及び非対面の取引形態に応じ、利用者の能力に対応した説明及び書面交付等の態勢整備
 - ・利用者に対する情報提供、受取証書交付等を定めた社内規則等の制定及び社内研修等の実施
 - 〇帳簿書類
 - ・法定帳簿の作成に係る社内規則等の制定及び社内研修等による周知徹底
 - ・法定帳簿のデータ毀損時の復元態勢の整備
 - ・内部監査部門等における帳簿の正確性の検証態勢の整備
 - ・未達債務の発生・移転・消滅の時点の適切な認識に係る留意事項等
 - 〇利用者情報管理
 - 〇苦情等への対処
 - ・担当部署設置や手続の制定など迅速な対応のための態勢整備
 - ・苦情等の実績を蓄積し、再発防止策等への活用
 - 2-3. 事務運営
 - 〇システムリスク管理
 - ・システムリスク管理の基本方針の策定(セキュリティーポリシー及び外部委託方針など)
 - ・システム障害時の対応(コンティンジェンシープランの策定や被害者への情報提供等)
 - ○事務リスク管理
 - ・事務リスク軽減のための具体的方策の策定
 - 事務部門へのけん制機能が発揮されるための体制の整備及び事務規定の策定
 - 〇外部委託
- 3. 外国資金移動業者に対する基本的考え方

Ⅱ. 資金移動業者の監督に係る事務処理上の留意点

- 一般的な事務処理等法令遵守、内部監査等の実施
 - 法令遵守、内部監査等の実施についてのモニタリング、苦情・照会対応等
- つ 資金決済法等に係る諸手続

 登録申請・届出の受理、廃業等の取扱い等
- 行政処分を行う際の留意点 処分検討の際には、行為の重大性、悪質 性等を勘案
- 601

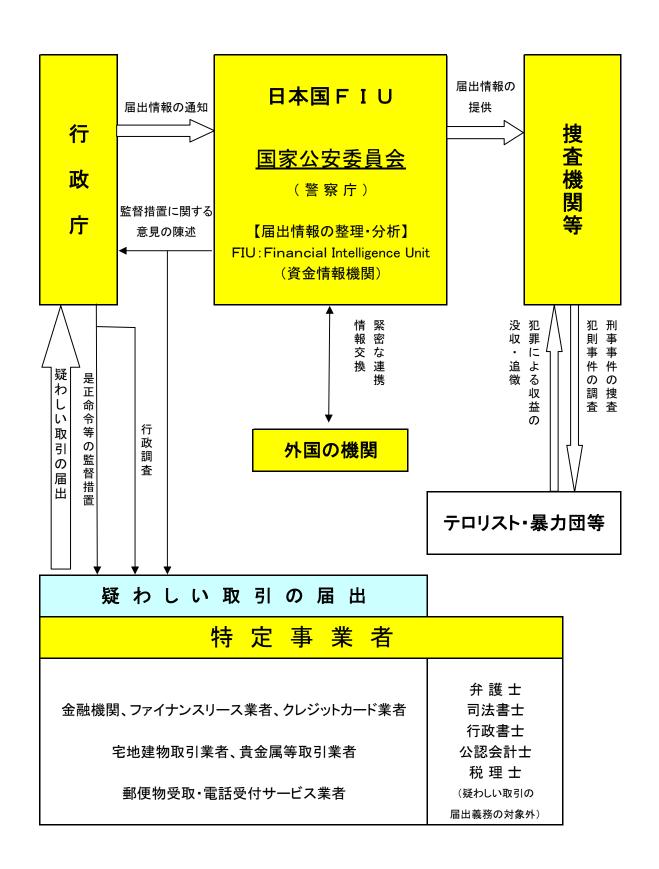
資料13-7-1

確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

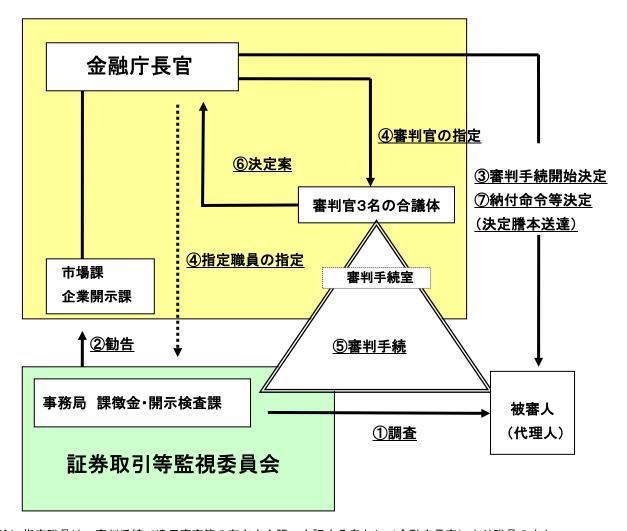
	会社数	うち銀行	うち協同組織 金融機関 (※)		うち証券会社	その他
2006年6月末	683	72	573	12	5	21
2007年6月末	670	72	561	12	5	20
2008年6月末	258	75	147	12	5	19
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

疑わしい取引の届出制度の概念図



課徴金納付命令までの流れ(金融商品取引法の場合)



- (注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。
- ※ 公認会計士法の場合も、基本的には、金融商品取引法の場合と同様。 ただし、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は 行われない。(この場合の指定職員は、金融庁職員から指定される。)
- ※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応。

課徴金制度に係る手続等の流れ

金商法の場合 会計士法の場合 ①金融庁による調査 ①証券監視委による調査(金商法26条、177条) (会計士法 32 条 2 項、3 項) ②証券監視委から内閣総理大臣及び金融庁長 官に対して勧告(金融庁設置法20条) ③内閣総理大臣による審判手続開始決定(金商法178条、会計士法34条の40) 4 < 審判官・指定職員の指定 > 審判官の指定(金商法 180条2項、3項、会計士法 34条の 42・2項、3項) ・指定職員の指定(金商法 181条 2項、会計士法 34条の 43・2項) ⑤審判手続開始決定書の謄本を被審人に送達 (金商法 179条 3項、会計士法 34条の 41・3項) ⑤被審人による審判手続開始決定に対する答弁書提出 (金商法 183条、会計士法 34条の 45) ⑤<審判期日の開催等> 違反事実 ● 被審人の出頭及び意見陳述(金商法 184 条、会計士法 34 条の 46) 及び課徴 ● 参考人の出頭及び審問(金商法185条、会計士法34条の47) 金の額を ▶ 被審人の審問(金商法 185 条の 2、会計士法 34 条の 48) 認める旨 被審人による証拠書類又は証拠物の提出 の答弁書 (金商法 185 条の 3、会計士法 34 条の 49) が提出さ ● 鑑定(金商法 185 条の 4、会計士法 34 条の 50) れた場合 ⑥審判官による決定案作成、内閣総理大臣に提出 (金商法 185 条の 6、会計士法 34 条の 52) ⑦内閣総理大臣による課徴金納付命令等決定及び決定書の謄本を被審人に送達 (金商法 185 条の 7、会計士法 34 条の 53) <決定の3類型> 課徵金納付命令決定 違反事実がない旨の決定 ・課徴金納付を命じない旨の決定 (課徴金納付命令決定に不服がある場合) (30 日以内) 被審人による、課徴金納付命令決定の取消しの訴え

※内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任されている(金商法 194条の7、会計士法 49条の4) ※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法の略

(金商法 185 条の 18、会計士法 34 条の 63)

資料18-1-2

課徴金納付命令の実績

(平成17事務年度)

		•				
No.	事 件 名	違反行為の態様	被審人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	㈱ガーラの株券 に係る内部者取引 (平成17事務年度第1号)	重要事実 (第三者割当増資及び業務提携) を、その職務に関して知り、自己の計算に おいて、当該事実の公表前に買い付けた	(株)ガーラ社員 (営業等従事)	平成18年1月13日	平成18年2月8日	32万円
2	㈱ガーラの株券 に係る内部者取引 (平成17事務年度第2号)	重要事実 (第三者割当増資及び業務提携) を、その職務に関して知り、自己の計算に おいて、当該事実の公表前に買い付けた	(株)ガーラ社員 (経理等従事)	平成18年1月13日	平成18年2月8日	31万円
3	㈱ガーラの株券 に係る内部者取引 (平成17事務年度第3号)	重要事実 (業務提携) を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	(株)ガーラ社員 (業務管理等従事)	平成18年1月13日	平成18年2月8日	31万円
4	利根地下技術㈱の株券 に係る内部者取引 (平成17事務年度第4号)	重要事実(再生手続開始の申立て)を、そ の職務に関して知り、自己の計算におい て、当該事実の公表前に売り付けた	利根地下技術㈱社員 (業務執行統括等 従事)	平成18年2月1日	平成18年2月15日	72万円
5	フジプレアム㈱の株券 に係る内部者取引 (平成17事務年度第5号)	重要事実(株式分割)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	フジプレアム㈱役員	平成18年4月17日	平成18年5月9日	213万円
6	フジプレアム㈱の株券 に係る内部者取引 (平成17事務年度第6号)	同社の役員が、重要事実(株式分割)を、 その職務に関して知り、会社の計算におい て、当該事実の公表前に買い付けた	フジプレアム㈱	平成18年4月17日	平成18年5月9日	42万円
7	㈱アイネスの株券 に係る内部者取引 (平成17事務年度第7号)	重要事実(純利益及び配当予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	(株)アイネス社員 (会社法務等従事)	平成18年5月11日	平成18年5月26日	5万円
8	日本プラスト㈱の株券 に係る内部者取引 (平成17事務年度第8号)	重要事実(株式の発行)を、日本プラスト ㈱との間の契約の履行に関して知り、自己 の計算において、当該事実の公表前に買い 付けた	日本プラスト(株)の 契約締結先社員	平成18年5月24日	平成18年6月9日	82万円
9	日本プラスト㈱の株券 に係る内部者取引 (平成17事務年度第9号)	重要事実(株式の発行)を、日本プラスト ㈱の契約締結先社員からの伝達によって知 り、自己の計算において、当該事実の公表 前に買い付けた	日本プラスト(株)の 契約締結先社員からの 第一次情報受領者	平成18年5月24日	平成18年6月9日	46万円

(平成18事務年度)

(\	<u> </u>					
No.	事 件 名	違反行為の態様	被審人	勧 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	(株)パオの株券 に係る内部者取引 (平成18事務年度第1号)	重要事実(株式の発行)を、㈱パオとの間の契約の履行に関して知った契約締結先の役員が、会社の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	(株)ジー・コミュニケー ション	平成18年9月14日	平成18年10月2日	39万円
2	東日本ハウス㈱に係る 有価証券報告書の虚偽記載 (平成18事務年度第2号)	退職給与引当金を過少計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した	東日本ハウス(株)	平成18年11月22日	平成18年12月6日	200万円
3	アロカ㈱の株券 に係る内部者取引 (平成18事務年度第4号)	重要事実(純利益の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	アロカ㈱社員 (技術開発統括管理等 従事)	平成18年12月8日	平成18年12月25日	17万円
4	アロカ㈱の株券 に係る内部者取引 (平成18事務年度第5号)	重要事実 (純利益の下方修正) を、アロカ ㈱の役員からの伝達によって知り、自己の 計算において、当該事実の公表前に売り付 けた	アロカ㈱役員からの 第一次情報受領者	平成18年12月8日	平成18年12月25日	16万円
5	アロカ㈱の株券 に係る内部者取引 (平成18事務年度第6号)	重要事実(純利益の下方修正)を、アロカ ㈱の役員からの伝達によって知り、自己の 計算において、当該事実の公表前に売り付 けた	アロカ㈱役員からの 第一次情報受領者	平成18年12月8日	平成18年12月25日	73万円
6	㈱TTGホールディングス (旧商号㈱TTG) に係る 有価証券届出書等の虚偽記載 (平成18事務年度第3号)	売上原価の付替え等により、重要な事項に つき虚偽の記載がある発行開示書類に基づ く募集により有価証券を取得させ、重要な 事項につき虚偽の記載がある半期報告書を 提出した	(株)TTG ホールディングス	平成18年12月6日	平成18年12月27日	1億 3133万円
7	(㈱日興コーディアルグループ に係る発行登録追補書類 の虚偽記載 (平成18事務年度第7号)	子会社が実質的に支配しており、本来連結 対象とすべき会社を非連結にする等によ り、重要な事項につき虚偽の記載がある発 行開示書類に基づく募集により有価証券を 取得させた	(株)日興コーディアル グループ	平成18年12月18日	平成19年1月5日	5億円
8	ジャパン建材㈱の株券 に係る内部者取引 (平成18事務年度第8号)	重要事実(純利益の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	ジャパン建材(㈱社員 (経理等従事)	平成19年2月6日	平成19年2月26日	4万円
9	㈱小松製作所の株券 に係る内部者取引 (平成18事務年度第9号)	重要事実(子会社の解散)を、その職務に 関して知った同社の執行役員が、会社の計 算において、当該事実の公表前に買い付け た	㈱小松製作所	平成19年3月9日	平成19年3月30日	4378万円
10	エー・アンド・アイシステム㈱ に係る半期報告書等の虚偽記載 (平成18事務年度第10号)	損失の繰延べにより、重要な事項につき虚 偽の記載がある半期報告書を提出し、重要 な事項につき虚偽の記載がある発行開示書 類に基づく募集により有価証券を取得させ た	エー・アンド・ アイシステム(株)	平成19年4月17日	平成19年5月10日	2259万円
11	㈱大塚家具の株券 に係る内部者取引 (平成18事務年度第11号)	重要事実(配当予想値の上方修正)を、その職務に関して知った同社の役員が、会社の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱大塚家具	平成19年5月8日	平成19年5月29日	3044万円
12	ダイヤモンドリース㈱の株券 に係る内部者取引 (平成18事務年度第12号)	重要事実(合併)を、ダイヤモンドリース ㈱との間の契約の締結及び交渉に関して知 り、自己の計算において、当該事実の公表 前に買い付けた	ダイヤモンド リース(株)の 契約締結先社員	平成19年6月15日	平成19年6月29日	20万円

13	ユーエフジェイ セントラルリース㈱の株券 に係る内部者取引 (平成18事務年度第13号)	重要事実(合併)を、ユーエフジェイセントラルリース㈱との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	ユーエノンェイセント	平成19年6月15日	平成19年6月29日	42万円	
----	---	--	------------	------------	------------	------	--

(平成19事務年度)

### 20.7 トウェア報に係る (他の企業がある方面に対し、認証を発信を認めていません。		/炎10年初十 <u>/</u> /	1				
### 20-7-1-7-1-7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	No.	事 件 名	違反行為の態様	被審人	勧 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
2	1	有価証券報告書等の虚偽記載	虚偽の記載がある有価証券報告書及び半期 報告書を提出し、当該半期報告書を組込情 報とする有価証券届出書に基づく募集によ	ネクストウェア㈱	平成19年6月26日	平成19年7月13日	222万 9999円
### 2000年	2	に係る内部者取引	の間の契約の履行に関して知り、自己の計 算において、当該事実の公表前に買い付け		平成19年7月3日	平成19年7月13日	15万円
# 元 (19年10月19日 日本 (19年11月8日 日本 (19年10月19日 日本 (3	る有価証券報告書等の虚偽記載	費の過少計上等により、重要な事項につき 虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出		平成19年7月18日	平成19年8月7日	600万円
	4	に係る内部者取引	引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた		平成19年10月19日	平成19年11月8日	4万円
6 (5	に係る内部者取引	引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の		平成19年10月19日	平成19年11月8日	58万円
7 有価証券報告書等の直偽記載	6	に係る内部者取引	リエイト㈱の契約締結交渉先の役員からの 伝達によって知り、自己の計算において、	交渉先の役員からの	平成19年11月2日	平成19年11月15日	44万円
樹ベルックスの株券	7	有価証券報告書等の虚偽記載	事項につき虚偽の記載がある有価証券報告	日特建設㈱	平成19年11月20日	平成19年12月5日	349万 9999円
9	8	に係る内部者取引	を公開買付けすることについて、KYプランニング㈱の業務に従事していた者より伝達を受け、自己の計算において、当該事実	の業務に従事して いた者からの	平成19年12月14日	平成20年1月11日	245万円
10 有価証券報告書等の虚偽記載 な事項につき虚偽の記載がある有価証券報 横ネットマークス 平成20年1月18日 平成20年1月18日 3 3 2 2 2 2 2 2 2 2	9	に係る内部者取引	連結当期純利益の予想値の下方修正)を、 その職務に関して知り、自己の計算におい		平成19年12月14日	平成20年1月11日	9万円
11	10	有価証券報告書等の虚偽記載	な事項につき虚偽の記載がある有価証券報	㈱ネットマークス	平成19年12月21日	平成20年1月18日	300万円
12	11	半期報告書の虚偽記載	引当金の過少計上等により、重要な事項に つき虚偽の記載がある半期報告書を提出し	三洋電機㈱	平成19年12月25日	平成20年1月18日	830万円
13 アクノエイト機 ほかり社の株券 下係 大一ツキ・ストラテジック・インベスト域 下水 下水 下水 下水 下水 下水 下水 下	12	に係る内部者取引	引き受ける者の募集)を、その職務に関し て知り、自己の計算において、当該事実の	㈱サンシティ役員	平成20年1月22日	平成20年2月6日	53万円
株天辻鋼球製作所 接か2社の株券 製作所ほか2社の株券を公開買付けすることについて、日本精工機ほか2社の契約締結先である宝印刷(株社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた 売上の商人計上等により、重要事実(資本業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事 中成20年2月1日 平成20年2月1日 平成20年3月19日 平成19事務年度第16号 東の公表前に買い付けた 東の20年4月1日 平成20年4月1日 平成20年4日 平成20年4日 平成20年4日 平成20年4日 平成20年4日	13	ほか9社の株券 に係る内部者取引	ント㈱ほか9社がそれぞれテクノエイト㈱ ほか9社の株券を公開買付けすることについて、オーツキ・ストラテジック・インベ ストメント㈱ほか9社の契約締結先である 宝印刷㈱社員より伝達を受け、自己の計算	契約締結先である 宝印刷㈱社員からの	平成20年 1 月25日	平成20年2月14日	167万円
15	14	ほか2社の株券 に係る内部者取引	製作所ほか2社の株券を公開買付けすることについて、日本精工㈱ほか2社の契約締結先である宝印刷㈱社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に	契約締結先である 宝印刷㈱社員からの	平成20年1月25日	平成20年2月14日	76万円
16	15	に係る有価証券報告書等 の虚偽記載	き虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書を組込情報とする等の有価証券届出書に基づく募集により		平成20年2月1日	平成20年2月21日	1957万円
17 に係る内部者取引	16	の株券に係る内部者取引	関して知り、自己の計算において、当該事		平成20年2月29日	平成20年3月19日	26万円
18 に係る内部者取引	17	に係る内部者取引	関して知り、自己の計算において、当該事		平成20年2月29日	平成20年3月19日	17万円
19 有価証券報告書等の虚偽記載 つき虚偽の記載がある有価証券報告書等を 丸善㈱ 平成20年4月14日 平成20年4月3日	18	に係る内部者取引	関して知り、自己の計算において、当該事		平成20年2月29日	平成20年3月19日	6万円
(下水10字が午度が10分字下/)及出した	19			丸善㈱	平成20年4月14日	平成20年4月3日	165万 9999円

20	㈱マーベラス エンターテイメントの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第19号事件)	重要事実(経常利益、当期純利益、連結経常利益及び連結当期純利益の予想値の下方修正)を、㈱マーベラスエンターテイメントとの間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	新日本監査法人元職員 (㈱マーペラス エンターテイメントの 契約締結先職員・ 公認会計士)	平成20年3月18日	平成20年4月9日	134万円
21	ミサワホーム九州㈱に係る 有価証券報告書等の虚偽記載 (平成19事務年度第20号事件)	売上の前倒し計上等により、重要な事項に つき虚偽の記載がある有価証券報告書等を 提出した	ミサワホーム九州(株)	平成20年4月15日	平成20年5月9日	199万 9999円
22	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第21号事件)	重要事実(業務提携)を、㈱セタとの間の 契約の締結の交渉に関して知り、自己の計 算において、当該事実の公表前に買い付け た	(株)セタの 契約締結先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	104万円
23	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第22号事件)	重要事実(業務提携)を、㈱セタとの間の 契約の締結の交渉に関して知り、自己の計 算において、当該事実の公表前に買い付け た	㈱セタの 契約締結交渉先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	27万円
24	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第23号事件)	重要事実(業務提携)を、㈱セタとの間の 契約の締結の交渉に関して知り、自己の計 算において、当該事実の公表前に買い付け た	(株)セタの 契約締結交渉先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	22万円
25	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第24号事件)	重要事実(業務提携)を、㈱セタとの間の 契約の締結の交渉に関して知り、自己の計 算において、当該事実の公表前に買い付け た	(株)セタの 契約締結先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	23万円
26	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第25号事件)	重要事実 (業務提携)を、㈱セタとの間の 契約の締結の交渉に関して知り、自己の計 算において、当該事実の公表前に買い付け た	(株)セタの 契約締結交渉先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	16万円
27	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第26号事件)	重要事実(業務提携)を、㈱セタとの間の 契約の締結の交渉に関して知り、自己の計 算において、当該事実の公表前に買い付け た	(株)セタの 契約締結交渉先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	41万円
28	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第27号事件)	重要事実(業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱セタの契約締結 交渉先の役員からの 第一次情報受領者	平成20年4月22日	平成20年5月16日	25万円
29	㈱セタに係る 有価証券報告書の虚偽記載 (平成19事務年度第28号事件)	売上の前倒し計上等により、重要な事項に つき虚偽の記載がある有価証券報告書を提 出した	(株)セタ	平成20年4月22日	平成20年5月16日	300万円
30	日本電子材料㈱の株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第29号事件)	重要事実(売上高予想値の下方修正)を、 その職務に関して知り、自己の計算におい て、当該事実の公表前に売り付けた	日本電子材料㈱社員 (営業企画等従事)	平成20年4月25日	平成20年5月21日	94万円
31	(株クリムゾンに係る 有価証券報告書等の虚偽記載 (平成19事務年度第30号事件)	売上原価の過少計上等により、重要な事項 につき虚偽の記載がある有価証券報告書等 を提出した	(株)クリムゾン	平成20年6月3日	平成20年6月19日	500万円

(平成20事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被審人	勧 告·開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	㈱IHIに係る 有価証券報告書等の虚偽記載 (平成19事務年度第31号事件)	売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を提出し、当該有価証券届出書等に基づく募集により有価証券を取得させた	㈱IHI	平成20年6月19日	平成20年7月9日	15億 9457万 9999円
2	真柄建設㈱に係る 有価証券報告書等の虚偽記載 (平成20事務年度第1号)	売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた	真柄建設㈱	平成20年7月3日	平成20年8月1日	2499万 9999円
3	(株)サンエー・インター ナショナルの株券 に係る内部者取引 (平成20事務年度第2号)	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	(株)サンエー・インター ナショナル役員	平成20年7月24日	平成20年8月22日	1246万円
4	平和奥田㈱に係る 有価証券報告書等の虚偽記載 (平成20事務年度第3号)	売上の過大計上、減損損失の不計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書等に基づく募集により有価証券を取得させた	平和奥田㈱	平成20年9月12日	平成20年10月1日	1266万円
5	(株)アーバンコーポレイションに 係る臨時報告書の虚偽記載 (平成20事務年度第4号)	第三者割当の方法による転換社債型新株予 約権付社債の発行による手取金の使途につ き、虚偽の記載がある臨時報告書を提出し た	(株)アーバン コーポレイション	平成20年10月10日	平成20年11月7日	150万円
	(株ヴァリックほか1社の	重要事実(株式交換)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱ヴァリック役員	T-00/T-10 E-17 E	T. #00 F.11 B.7 D	0477
6	株券に係る内部者取引 (平成20事務年度第5号)	重要事実(株式交換)を、㈱ラヴィスとの間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱ラヴィスの 契約締結先役員	平成20年10月17日	平成20年11月7日	34万円
7	㈱ヴァリックの 株券に係る内部者取引 (平成20事務年度第6号)	重要事実(株式交換)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	(株)ヴァリック元社員 (予算・財務管理等 従事)	平成20年10月17日	平成20年11月7日	5万円
8	(㈱メディセオ・ パルタックホールディングス 元社員による内部者取引 (平成20事務年度第7号)	重要事実(合併)を、㈱クオールとの間の 契約の履行に関して知った他の社員を通じ て、その職務に関して知り、自己の計算に おいて、当該事実の公表前に買い付けた	(㈱クオールの契約締結 先である(㈱メディセ オ・パルタックホール ディングス元社員	平成20年10月24日	平成20年11月18日	118万円

9	㈱いい生活社員 による内部者取引 (平成20事務年度第10号)	重要事実(売上高予想値の下方修正)を、 その職務に関して知り、自己の計算におい て、当該事実の公表前に売り付けた	(株)いい生活社員 (企画営業等従事)	平成20年11月4日	平成20年11月18日	2079万円
10	㈱サイバーファームに係る 有価証券報告書の虚偽記載 (平成20事務年度第9号)	売上の前倒し計上により、重要な事項につ き虚偽の記載がある有価証券報告書を提出 した	㈱サイバーファーム	平成20年10月31日	平成20年11月21日	300万円
11	(株)アーバンコーポレイションに 係る有価証券報告書の虚偽記載 (平成20事務年度第8号)	第三者割当の方法による転換社債型新株予 約権付社債の発行による調達資金の使途に つき、虚偽の記載がある有価証券報告書を 提出した	㈱アーバン コーポレイション	平成20年10月24日	平成20年11月28日	1081万円
12	中道機械㈱に係る 有価証券報告書等の虚偽記載 (平成20事務年度第11号)	売上原価の過少計上及び棚卸資産の過大計 上により、重要な事項につき虚偽の記載が ある有価証券報告書等を提出した	中道機械㈱	平成20年11月11日	平成20年12月3日	750万円
13	トラステックス ホールディングス㈱に係る 有価証券報告書等の虚偽記載 (平成20事務年度第12号)	売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長 期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計 比等により、重要な事項につき虚偽の記載 がある有価証券報告書等を提出し、当該有 価証券報告書を参照書類とする等の有価証 券届出書に基づく募集により、有価証券を 取得させた	トラステックス ホールディングス(株)	平成20年11月21日	平成20年12月19日	2億 2424万円
14	ゴールドマン・サックス証券㈱ 社員による内部者取引 (平成20事務年度第13号)	㈱AP8が㈱レックス・ホールディングスの株券を公開買付けすることについて、㈱ AP8と契約締結交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実 の公表前に買付けた	ゴールドマン・ サックス証券㈱社員 (第一次情報受領者)	平成20年12月12日	平成21年1月20日	23万円
15	個人投資家によるトリニティ 工業㈱株券に係る相場操縦 (平成20事務年度第14号)	トリニティ工業㈱の株価の高値形成を図り、売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をした	個人投資家	平成20年12月19日	平成21年1月20日	745万円
16	(株)プラコーに係る 有価証券報告書等の虚偽記載 (平成20事務年度第15号)	売上の前倒し計上、売上債権の過大計上、 前受金の過少計上等により、重要な事項に つき虚偽の記載がある有価証券報告書等を 提出した	(株)プラコー	平成21年1月21日	平成21年2月17日	300万円
17	アルテック㈱子会社社員 による内部者取引 (平成20事務年度第16号)	重要事実(連結経常利益予想値の上方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	アルテック(株) 子会社社員 (商品販売等従事)	平成21年2月10日	平成21年3月10日	55万円
18	パイオニア㈱監査役 による内部者取引 (平成20事務年度第17号)	パイオニア㈱が東北パイオニア㈱の株券を 公開買付けすることについて、その職務に 関して知り、自己の計算において、当該事 実の公表前に買い付けた	パイオニア㈱監査役	平成21年3月12日	平成21年3月31日	144万円
19	㈱アイ・ビー・イー ホールディングスに係る 有価証券報告書等の虚偽記載 (平成20事務年度第18号)	無形固定資産の過大計上、未払金の過少計 上等により、重要な事項につき虚偽の記載 がある有価証券報告書等を提出し、当該有 価証券報告書を組込情報とする有価証券届 出書に基づく募集により、有価証券を取得 させた	(㈱アイ・ビー・イー ホールディングス	平成21年3月24日	平成21年4月10日	3393万円
20	(㈱キャビン役員からの 情報受領者による内部者取引 (平成20事務年度第19号)	重要事実(業務提携の解消)を、㈱キャビン役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた、㈱ファーストリテイリングが㈱キャビンの株券を公開買付けすることについて、㈱ファーストリテイリングとの契約の履行に関して知った㈱キャビンの役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	(㈱キャビン役員からの 第一次情報受領者 公開買付者の契約締結 先である(㈱キャビン 役員からの 第一次情報受領者	平成21年3月26日	平成21年4月21日	1860万円
21	㈱ジー・エフ役員 による内部者取引 (平成21年度第1号)	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱ジー・エフ役員	平成21年4月17日	平成21年5月14日	170万円
22	(耕ゼンテック・テクノロジー・ ジャパンに係る 有価証券報告書等の虚偽記載 (平成21年度第2号)	売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、売 上債権及びのれんの過大計上等により、重 要な事項につき虚偽の記載がある有価証券 報告書等を提出した	(株)ゼンテック・テクノ ロジー・ジャパン	平成21年4月21日	平成21年5月21日	600万円
23	㈱栗本鐵工所取引先社員 による内部者取引 (平成21年度第3号)	重要事実 (強度試験の検査数値等の改ざん)を、 (㈱栗本鐵工所の 契約締結先社員	平成21年4月22日	平成21年5月21日	121万円
24	㈱アルゴ21ほか4社の株券 に係る内部者取引 (平成21年度第4号)	キヤノンマーケティングジャパン㈱ほか 4 社が公開買付することについて、同5社と の契約の履行若しくは締結の交渉又はその 戦務に関して知った証券会社社員より伝達 を受け、自己の計算において、当該事実の 公表前に買い付けた	公開買付者の 契約締結先社員からの 第一次情報受領者 (公認会計士)	平成21年5月22日	平成21年6月23日	258万円
25	カブドットコム証券㈱社員 による内部者取引 (平成21年度第5号)	㈱三菱東京UFJ銀行がカブドットコム証券㈱の株券を公開買付けすることについて、三菱東京UFJ銀行との間の契約の履行に関して知った役員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	公開買付者の 契約締結先である カブドットコム証券 社員	平成21年6月5日	平成21年6月26日	44万円
26	カブドットコム証券㈱社員 からの情報受領者による 内部者取引 (平成21年度第6号)	㈱三菱東京UFJ銀行がカブドットコム証券㈱の株券を公開買付けすることについて、三菱東京UFJ銀行との間の契約締結 たであるカブドットコム証券の社員より 達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	公開買付者の 契約締結先である カブドットコム証券 社員からの 第一次情報受領者	平成21年6月5日	平成21年6月26日	38万円

(平成21事務年度)

(+	4成21事務年度)					
No.	事 件 名	違反行為の態様	被審人	勧 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	カルピス㈱社員からの情報受領 者による内部者取引 (平成21年度第9号)	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知ったカルビス㈱社員から伝達を受け、 自己の計算において当該事実の公表前に買 付け。	カルピス社社員からの 第一次情報受領者	平成21年6月19日	平成21年7月7日	39万円
2	ジャパン・デジタル・コンテン ツ信託㈱に係る有価証券報告書 等の虚偽記載 (平成21年度第7号)	架空売り上げの計上、売上債権及び無形固 定資産の過大計上等により、重要な事項に つき虚偽の記載がある有価証券報告書等を 提出。	ジャパン・デジタル ・コンテンツ信託㈱	平成21年6月16日	平成21年7月14日	600万円
3	伊藤忠商事㈱社員による内部者 取引 (平成21年度第11号)	伊藤忠商事㈱が㈱アドウェイズの株券を買い集めること(公開買付けに準ずる行為の実施)について、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	公開買付けに準ずる行 為の実施者である伊藤 忠商事社社員	平成21年6月25日	平成21年7月24日	141万円
4	㈱ジ―・エフ役員からの 情報受領者による内部者取引 (平成21年度第12号)	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知ったジー・エフ㈱社員から伝達を受け、自己の計算において当該事実の公表前に買付け。	ジー・エフ社役員から の第一次情報受領者	平成21年6月25日	平成21年7月24日	40万円
5	フタバ産業㈱に係る有価証券報 告書等の虚偽記載(平成21年度 第10号)	売上原価の過少計上、棚卸資産及び有形固 定資産の過大計上等により、重要な事項に つき虚偽の記載がある有価証券報告書等を 提出。	フタバ産業㈱	平成21年6月22日	平成21年7月28日	1816万 9998円
6	(㈱ビックカメラに係る有価証券 報告書等の虚偽記載 (平成21年 第13号)	不動産流動化スキームにおいて、本来計上できない匿名組合生産配当金を特別利益として計上すること等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	(株) ビックカメラ	平成21年6月26日	平成21年7月30日	2億 5353万円
7	㈱大水に係る有価証券報告書等 の虚偽記載 (平成21年度第16 号)	架空売り上げの計上等により、重要な事項 につき虚偽の記載がある有価証券報告書を 提出。	㈱大水	平成21年7月3日	平成21年7月30日	300万円
8	(㈱ガイアックス株券に係る相場操縦 (平成21年度第15号)	ガイアックスの株価の高値形成や終値形成 を図り、売買を誘引する目的をもって、自 己の計算において同株券の相場を変動させ るべき一連の売買をした。	会社員	平成21年6月30日	平成21年8月4日	326万円
9	㈱ゼネラルホールディングスの 契約 締結者からの情報受領者による 内部者取引(平成21年度第17号)	㈱ゼネラルホールディングスが㈱ゼネラルの株券を公開買付けすることについて、ゼネラルホールディングス社との契約の履行に関して知った銀行員より伝達を受け、自己の計算において当該事実の公表前に買付け。	(株ゼネラルホールディングスの契約締結者からの第一次情報受領者	平成21年7月8日	平成21年8月20日	71万円
10	㈱総和地所に係る相場操縦 (平成21年度18号)	総和地所の株価の高値形成や終値形成を図り、売買を誘引する目的をもって、自己の 計算において同株券の相場を変動させるべ き一連の売買及び委託をした。	無職の者	平成21年7月28日	平成21年8月27日	16万円
11	日産ディーゼル工業役員による 内部者取引 (平成21年度19号)	エヌエー㈱が日産ディーゼル工業㈱の株券 を公開買付けすることについて、エヌエー 社との契約の履行に関して知り、自己の計 算において当該事実の公表前に買付け。	日産ディーゼル工業役 員	平成21年8月4日	平成21年8月27日	20万円
12	㈱原弘産役員による内部者取引 (平成21年度第20号)	㈱原弘産役員が自社の転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことを決定したことを知り、自己の計算において公開前に買付け。	㈱原弘産役員	平成21年9月15日	平成21年10月7日	284万円
13	㈱ウィーヴ株券の公開買付者従 事者からの情報受領者にかかる 内部者取引 (平成21年度第23号)	MCP:ナジ・- 1 号投資事業有限責任組合が㈱ ウィーヴ株券の公開買付けを行うことを同 組合従業員から情報提供を受けた税理士 が、自己の計算により公表前に買付け。	税理士	平成21年10月23日	平成21年11月17日	82万円
14	PwC7ドパイザリー㈱社員による内部 者取引 (平成21年度第22号)	㈱ファーストリティリングがリンク・セオリー・ホールディンクス㈱の 公開買付けを行うことをについて、アドパイ ザリーサービスの業務委託契約の締結をしてい たPwCアドパイザリー㈱社員が、その職務に関 して知り、自己の計算により公表前に買付 lt。	無職の者	平成21年10月23日	平成21年11月20日	129万円
15	EBANCO HOLDINGS LIMITEDによる 公開買付公告の実施義務違反 (平成21年度第21号)	イーバンコ・ホールディンクス・リミテットが新株予約権証券 を市場外で買い付けるにあたり公開買付開 始公告を行わずに、当該買付けを行った。	EBANCO HOLDINGS LIMITED	平成21年10月16日	平成21年11月25日	750万円
16	オリエンタル白石㈱社員による 内部者取引 (平成21年度第24号)	オリエンタル白石㈱が更生手続開始申立て を行うことを、その業務により知った同社 社員が同社株式を自己の計算により公表前 に売付け。	オリエンタル白石㈱顧 問	平成21年10月30日	平成21年11月30日	61万円
17	オリエンタル白石㈱社員による 内部者取引 (平成21年度第25号)	オリエンタル白石㈱が更生手続開始申立て を行うことを、その業務により知った同社 社員が同社株式を自己の計算により公表前 に売付け。	オリエンタル白石(株社	平成21年10月30日	平成21年11月30日	12万円
18	オリエンタル白石㈱社員による 内部者取引 (平成21年度第26号)	オリエンタル白石㈱が更生手続開始申立てを行うことを、その業務により知った同社社員が同社株式を自己の計算により公表前に売付け。	オリエンタル白石㈱社	平成21年10月30日	平成21年11月30日	7万円
19	オリエンタル白石㈱社員からの 情報受領者による内部者取引 (平成21年度第27号)	オリエンタル白石㈱が更生手続開始申立て を行うことを、同社社員の親族が同社株式 を自己の計算により公表前に売付け。	オリエンタル白石㈱社 員親族	平成21年10月30日	平成21年11月30日	41万円
20	オリエンタル白石㈱社員からの 情報受領者による内部者取引 (平成21年度第28号)	オリエンタル白石㈱が更生手続開始申立て を行うことを、同社社員の親族が同社株式 を自己の計算により公表前に売付け。	オリエンタル白石㈱社 員親族	平成21年10月30日	平成21年11月30日	29万円

		Τ				1
21	オリエンタル白石㈱の契約締結 先からの情報受領者による内部 者取引 (平成21年度第29号)	オリエンタル白石㈱が更生手続開始申立てを行うことを、同社とのリース契約締結会社の従業員から情報提供を受けた信用調査会社支店長が自己の計算により公表前に売付け。	オリエンタル白石㈱の 契約締結先社員からの 情報受領者	平成21年10月30日	平成21年11月30日	149万円
22	オリエンタル白石㈱の契約締結 先からの情報受領者による内部 者取引 (平成21年度第30号)	オリエンタル白石㈱が更生手続開始申立て を行うことを、同社との工事請負契約の締 結先役員から情報提供を受けた者が自己の 計算により公表前に売付け。	オリエンタル白石㈱の 契約締結先社員からの 情報受領者	平成21年10月30日	平成21年11月30日	159万円
23	SBIフューチャーズ㈱株券に係る 相場操縦 (平成21年度第31号)	SBIフューチャーズ㈱株券について、直前 約証値より高い買い注文と売り注文を同時 期に発注して対当させて株価を引き上げる 方法や、新値を形成しながら買い上がり買 付けを行うなどの方法により株券の相場を 変動させた。	会社経営者	平成21年11月5日	平成21年11月30日	100万円
24	フタバ産業㈱執行役員からの情 報受領者による内部者取引 (平成21年度第32号)	フタバ産業㈱が過年度決算数値について投資判断に著しい影響を及ぼす過誤があることを、同社役員から情報提供を受けた親族が、自己の計算により公表前に売付け。	フタバ産業(株) 執行役員親族	平成21年11月20日	平成21年12月11日	258万円
25	㈱アルデプロに係る有価証券報 告書等の虚偽記載 (平成21年度第33号)	売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、売 上債権及びのれんの過大計上等により、重 要な事項につき虚偽の記載がある有価証券 報告書等を提出。	(株)アルデプロ	平成21年11月24日	平成21年12月25日	2億 8155万円
26	山﨑建設㈱社員による内部者取 引 (平成21年度第34号)	山﨑建設㈱が更生手続開始申立てを行うことを、その業務により知った同社社員が同社株式を自己の計算により公表前に売付け。	山﨑建設㈱顧問	平成21年12月8日	平成21年12月25日	190万円
27	(㈱日立製作所社員からの情報受 領者による内部者取引 (平成21年度第37号)	㈱日立製作所が公開買付けを行うこと等 を、同社社員から伝達を受けた親族が同社 株式を自己の計算により公表前に買付け。	無職の者 (株)日立製作所社員の 親族)	平成21年12月15日	平成22年1月13日	752万円
28	㈱アリサカ社員による内部者取 引 (平成21年度第35号)	㈱アリサカにおいて同社の社員が、複数年度にわたり不適切な会計処理が行われていたことが判明したことを知った際に、当該重要事実の公表前にアリサカ株券を売付け。	㈱アリサカ社員	平成21年12月15日	平成22年1月21日	31万円
29	㈱アリサカ社員による内部者取 引 (平成21年度第36号)	機アリサカにおいて同社の社員が、複数年度にわたり不適切な会計処理が行われていたことが判明したことを知った際に、当該 重要事実の公表前にアリサカ株券を売付け。	㈱アリサカ社員	平成21年12月15日	平成22年1月21日	8万円
30	(㈱ベルーナ社員からの情報受領 者による内部者取引 (平成21年度第39号)	㈱ベルーナが経済産業省より業務停止命令 の処分を受けることを、同社社員から伝達 を受けた親族が同社株式を自己の計算によ り、公表前に売付け。	㈱ベルーナ社員親族	平成21年12月18日	平成22年1月21日	40万円
31	㈱ベルーナ社員の契約締結先社 員からの情報受領者による内部 者取引 (平成21年度第40号)	機ベルーナが経済産業省より業務停止命令 の処分を受けることを、同社と業務委託契 約をしている締結先の社員から伝達を受け た親族が自己の計算により公表前に売付 け。	会社経営者 (契約締結先社員の親 族)	平成21年12月18日	平成22年1月21日	43万円
32	(㈱ベルーナ社員による内部者取引 (平成21年度第38号)	重要事実(経常利益及び当期純利益予想値 の下方修正)を、その職務に関して知り、 自己の計算において、当該事実の公表前に 売り付けた。	㈱ベルーナ参事	平成21年12月18日	平成22年2月1日	29万円
33	㈱SBRに係る有価証券報告書等の 虚偽記載 (平成21年度第41号)	売上の過大計上、売上の架空計上、貸倒引 当金の過小計上等により、重要な事項につ き虚偽の記載がある有価証券報告書等を提 出。	(株)SBR	平成22年1月29日	平成22年2月23日	600万円
34	(㈱タウンニュース社員による相場操縦 (平成21年度第42号)	タウンニュースの株価の高値形成を図り、 売買を誘引する目的をもって、自己の計算 において同株券の相場を変動させるべきー 連の売買をした。	発行体の社員	平成22年2月2日	平成22年2月23日	25万円
35	(㈱ヤマノホールディングス役員 による内部者取引 (平成21年度第43号)	子会社の業務執行を決定する機関が孫会社 の異動を伴う株式の譲渡を決定したことに ついて、その職務に関して知り、自己の計 算において、当該事実の公表前に買い付け た。	(㈱ヤマノホールディン グス役員	平成22年2月19日	平成22年3月15日	90万円
36	(㈱ヤマノネットワークによる内 部者取引 (平成21年度第44号)	子会社の業務執行を決定する機関が孫会社 の異動を伴う株式の譲渡を決定したことに ついて、その職務に関して知った親会社の 役員より伝達を受け、会社の計算におい て、当該事実の公表前に買付け。	㈱ヤマノネットワーク	平成22年2月19日	平成22年3月15日	29万円
37	(㈱ヤマノビューティーケミカル による内部者取引 (平成21年度第45号)	子会社の業務執行を決定する機関が孫会社 の異動を伴う株式の譲渡を決定したことに ついて、その職務に関して知った親会社の 役員より伝達を受け、会社の計算におい て、当該事実の公表前に買付け。	(株)ヤマノビューティー ケミカル	平成22年2月19日	平成22年3月15日	78万円
38	味の素㈱社員による内部者取引 (平成21年度第8号)	重要事実 (株式発行) を、カルピス㈱との間の契約の締結の交渉に関して知った他の社員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において当該事実の公表前に買付け。	発行体の契約締結先で ある味の素社社員	平成21年6月19日	平成22年3月16日	39万円
39	(株)スズケン株券に係る相場操縦 (平成21年度第46号)	スズケン株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の相場を変動させるべき一連の 売買及び委託をした。	無職の者	平成22年2月26日	平成22年3月23日	101万円

40	(㈱日本エル・シー・エー役員からの情報受領者による内部者取引 (平成21年度第47号)	㈱日本エル・シー・エーが株式及び新株予 約権の発行を行うことを決定した事実を同 社の役員から伝達を受け、自己の計算によ り公表前に買付け及び売付けを行った。	会社役員	平成22年3月5日	平成22年3月31日	98万円
41	(株モジュレに係る有価証券報告 書等の虚偽記載 (平成21年度第48号)	貸倒引当金の過小計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書 等を提出。	(株)モジュレ	平成22年3月12日	平成22年4月6日	900万円
42	(耕フェヴリナ監査役による内部 者取引 (平成21年度第49号)	21年3月期の業績予想を上方修正する事実 を、その職務に関し知った同社の監査役 が、自己の計算において公表前に買付を 行った。	㈱フェヴリナ監査役	平成22年3月26日	平成22年4月16日	15万円
43	(株アーク社員からの情報受領者 による南部化成樹株式に係る内 部者取引 (平成21年度第50号)	㈱NMCファンド14が南部化成㈱の株式の 公開買付けを行うことを決定した事実を㈱ NMCファンド14との公開買付けの応募に 関する合意に係る契約の締結交渉先の㈱ アークの社員から伝達を受け、自己の計算 により公表前に買付けを行った。	税理士法人職員	平成22年3月26日	平成22年4月16日	1127万円
44	㈱アーク社員からの情報受領者 による南部化成㈱株式に係る内 部者取引 (平成21年度第51号)	㈱NMCファンド14が南部化成㈱の株式の 公開買付けを行うことを決定した事実を㈱ NMCファンド14との公開買付けの応募に 関する合意に係る契約の締結交渉先の㈱ アークの社員から伝達を受け、自己の計算 により公表前に買付けを行った。	税理士	平成22年3月26日	平成22年4月16日	14万円
45	南部化成㈱社員からの情報受領 者による内部者取引 (平成21年度第52号)	㈱NMCファンド14が南部化成㈱の株式の公開買付けを行うことを決定した事実を㈱NMCファンド14との秘密保持契約の契約統結先である南部化成㈱の社員から伝達を受け、自己の計算により公表前に買付けを行った。	信用金庫職員	平成22年3月26日	平成22年4月16日	101万円
46	南部化成㈱社員からの情報受領 者による内部者取引 (平成21年度第53号)	㈱NMCファンド14が南部化成㈱の株式の公開買付けを行うことを決定した事実を㈱NMCファンド14との秘密保持契約の契約締結先である南部化成㈱の社員から伝達を受け、自己の計算により公表前に買付けを行った。	会社員	平成22年3月26日	平成22年4月16日	85万円
47	(株)リンク・ワンに係る有価証券 報告書等の虚偽記載 (平成22年度第1号)	売上の過大計上等により、重要な事項につ き虚偽の記載がある有価証券報告書等を提 出。	(株)リンク・ワン	平成22年4月13日	平成22年5月11日	3466万円
48	(米東京衡機製造所の実質的経営者からの情報受領者による内部者取引 (平成22年度第2号)	㈱東京衡機製造所が第三者割当増資による 新株式の発行を行うことについての決定を した事実を、同社の実質的経営者から伝達 を受け、自己の計算において公表前に買付 けを行った。	会社役員	平成22年4月27日	平成22年5月21日	303万円
49	バリューコマース㈱株式に係る 相場操縦 (平成22年度第3号)	バリューコマースの株価の安値形成及び高値形成を図り、売買を誘引する目的をもって、自己の計算において同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	会社役員	平成22年5月18日	平成22年6月4日	95万円
50	バリューコマース㈱株式に係る 相場操縦 (平成22年度第4号)	バリューコマースの株価の安値形成を図り、売買を誘引する目的をもって、自己の計算において同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	世田谷区医師会職員	平成22年5月18日	平成22年6月4日	26万円
51	山崎製パン㈱社員からの情報受 領者による内部者取引 (平成22年度第5号)	日糧製パン㈱と山崎製パン㈱が業務上の提携を行うことについて決定をした旨の事実を、山崎製パン株社員から伝達を受け、自己の計算において公表前に買付けを行った。	会社役員	平成22年6月4日	平成22年6月25日	25万円